

富山県理学療法士会 50年史



T P T A

50TH
Anniversary

Toyama Physical Therapists Association

目 次

50周年記念誌に寄せて	
一般社団法人 富山県理学療法士会 会長 酒井 吉仁	1
創立50周年をお祝いして	
富山県知事 新田 八朗	2
創立50周年を記念して	
公益社団法人 富山県医師会 会長 馬瀬 大助	3
祝 辞	
公益社団法人 日本理学療法士協会 齊藤 秀之	4
記念講演	6
記念式典	7
トピックス50年のあゆみ	11
役員の変遷	31
特 集	43
富山県理学療法士会对談	73
会員加盟施設および会員数一覧表	89
定款・規定集	97
編集後記	141



50周年記念誌に寄せて

一般社団法人富山県理学療法士会 会長 酒井 吉仁

富山県理学療法士会は、創立から半世紀の歳月を重ね、本年で50回目の記念すべき年を迎えました。令和4年（2022年）11月1日には、この50年間の活動に対して県功労表彰をいただくことが出来ました。当会が県功労表彰をいただきましたのも、当会の発展のためにご尽力いただきました関係各位のお力添えのたまものでございます。この紙面をお借りして心よりお礼申し上げます。

さて、昭和47年（1972年）10月23日に、初代会長の川尾先生はじめ4人の理学療法士によって当会は創立されました。この当時は、昭和46年から49年にかけての第2次ベビーブームの初期にあたり、富山県の人口は103万人程で、ピークであった平成10年（1998年）の112万人に向けて、人口が増加傾向をはじめたころになります。

半世紀を経て現在までは、団塊の世代が75歳（後期高齢者）を迎えることにより予測される2025年問題に対して、県民一人ひとりに適切な医療・福祉・介護サービスが行き渡るよう地域包括システムを構築することが喫緊の課題でありました。そのため当会では、医療だけでなく、福祉・介護の領域においても県民の期待に応えるよう人材の充足・育成に取り組んでまいりました。現在の富山県の人口は、102万人程と50年前と同程度であります。当会に登録している理学療法士数は、1,115人（休会148人を含む）と、先進諸国の人口比に対する理学療法士の数の割合と同程度となり、福祉・介護の領域に従事する者も増えてきました。

当会の今後50年のあり方を想定いたしますと、当会創立時の第2次ベビーブームで出生された方々が75歳（後期高齢者）を迎えます2050年問題への対応が重要であると考えられます。富山県人口ビジョン～2060年に総人口80.6万人をめざす～が示しますように、今後さらに少子高齢化が進むことは明らかです。健康寿命の延伸は、高齢者に対してだけのことではなく、これからは、乳幼児、子どもも対象に含めた全世代型の予防・健康づくりへの支援が必要となってまいります。

富山県理学療法士会は、創立50周年を節目として、今後さらに県民の皆様が自らの健康を守れるよう、病気になっても自分の住み慣れた地域で家族、友人と生活を続けられるようご支援する決意を新たにすると共に、そのための理学療法の学術的発展と理学療法士の資質向上を図ることを目指してまいります。

これまで社会の激しい変化に適切に対応して富山県の理学療法を支え発展させていただいた多くの諸先輩にならい、次の100周年を迎える50年先においても、「人とともに歩き、人とともに成長し、社会に貢献する」ことを基本理念とし、県民の皆様の医療、福祉、保健に寄与できるよう会員一同努力を重ねてまいります。今後とも富山県理学療法士会へのご協力・ご支援を切にお願い致します。



創立50周年をお祝いして

富山県知事 新田 八朗

このたび、富山県理学療法士会が、創立50周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

貴会は、昭和47年の発足以来、学術大会や研修会を開催し、理学療法士の資質向上を図るとともに、各種スポーツ大会等における障害予防指導や啓発活動を通して理学療法の普及に努められるなど、地域の保健・医療・福祉の向上に大きく貢献してこられました。

ここに、酒井吉仁会長をはじめ歴代役員並びに会員の皆様の並々ならぬご熱意とご献身に対し、心から敬意を表します。

さて、わが国では、急速な少子高齢化に伴い、保健医療を取り巻く環境が大きく変化しており、将来にわたり、質の高い医療の安定的な提供が求められています。また、人生100年時代を迎え、全ての人が元気に活躍し続けられる社会をつくっていくことが重要です。

県では、富山県医療計画や地域医療構想に基づき、医療需要の変化に柔軟かつ迅速に対応できる持続可能な医療提供体制の構築に取り組むほか、地域包括ケアの充実や、健康寿命日本一に向けた施策に積極的に取り組んでいるところです。

また、新しい富山の未来を描く県の「成長戦略」では、その柱に、経済的な豊かさに加え、身体的・精神的・社会的にも満たされた状態である、真の幸せ、「ウェルビーイング」の向上を掲げています。

「幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山」の実現を目指して、県民の皆様一人ひとりの幸せの実感に届く施策を展開し、色とりどりのウェルビーイングの花を大きく咲かせていきたいと思っております。

貴会におかれましては、このたびの50周年を契機として、今後とも、リハビリテーションの専門職として、県民の保健、医療、福祉の向上に一層のご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、富山県理学療法士会の限りないご発展と、酒井吉仁会長はじめ役員並びに会員の皆様のご健勝、ご活躍、ご多幸を心からお祈り申し上げます。



創立50周年を記念して

公益社団法人富山県医師会 会長 馬瀬 大助

富山県理学療法士会が創立50周年を迎えられましたこと誠におめでとうございます。

この50年間における医学の進歩はそれまでの50年間と比較して驚異的進歩を遂げてきました。中でも、脳卒中や心筋梗塞での救命率の向上は目を見張るものがあります。そんな中、リハビリテーションへの需要は急速に伸びるだけでなく、その技術革新は多岐にわたり深化してきています。運動機能の回復だけでなく、構音障害や嚥下障害に対応するもの、ここ数年では心臓リハビリテーションまでその守備範囲は広がってきています。このような加速度的な変化に対して貴会がこれまで果たしてこられた功績は大きなものがあります。とくに、わたくしども医師会に取りましても地域リハビリテーションでのご協力は大変ありがたく感謝いたしております。超高齢社会を迎えてリハビリテーションを必要とする方は増加傾向にありますが、県内における理学療法士の方のマンパワーは不足している状態が続いており大変危惧しております。国は医療関係者にも働き方改革を推進するように求めています。そのためにも理学療法士の方の就労環境を整備し、勤労意欲を惹起する方策をとるべきと考えます。県医師会はこれからも県民の皆様の期待に添えるよう貴会と協力してまいりたいと考えております。

新たな50年に向けて貴会がますます発展され、活躍されますことを祈念してお祝いの言葉といたします。



祝辞

公益社団法人日本理学療法士協会 会長 齊藤 秀之

富山県理学療法士会が創立50周年を迎えられましたこと、心よりお祝い申し上げます。

はじめに、昭和47年の社団法人日本理学療法士協会富山県士会として創立以降、平成24年に一般社団法人の認可を受けられ、理学療法を通して富山県民の医療・保健・福祉の増進に寄与されてこられました歴代会長、役員、会員、関係者の皆様方の並々ならぬご努力に、深く敬意を表する次第です。

富山県の県の花に指定されている花は「チューリップ」です。そして、色を問わずチューリップの花言葉は「思いやり」「博愛」であり、県民性を象徴するにふさわしいと聞いています。創立からの50年間、富山県理学療法士会役員・会員の皆様は県内外において様々な公益活動を「思いやり」と「博愛」の気持ちを大切に活動を続けてこられた事と拝察します。

さて、今後の我が国の保健・医療・介護・福祉を包含する社会保障の行く末には、大きな変革が待ち構えています。20万人の国家資格者を輩出してきた我々理学療法士の将来を見据えた時に、昭和・平成の理学療法士の課題を総決算すると同時に、新たな理学療法の体系を構築することが必要不可欠になります。創立50周年を迎えた富山県理学療法士会の皆様には、私が会長を務める日本理学療法士協会の大いなる挑戦の先導役として、今まで以上のご活躍を期待してやみません。

最後になりますが、富山県理学療法士会創立50周年を迎え、貴会が酒井吉仁会長の強力なリーダーシップのもとに、更にご発展されること、会員の皆様の一層のご活躍とご健康を、心よりご祈念いたします。

富山県理学療法士会

創立50周年 記念講演・記念式典

日時 令和4年11月13日（日）

場所 富山県総合福祉会館 サンシップとやま

創立50周年記念講演

演 題

協会の50年を振り返り、現在の状況、この先の50年の展望
～今の置かれている状況とやるべきこと、これからの展望～

公益社団法人日本理学療法士協会 会長 齊藤 秀之



本会創立時から我が国の理学療法の課題としては、「名称独占と業務独占」、「医師による指示監督のあり方」「教育期限の4年制化」「生涯学習制度」「科学化」「政治活動」などがあり、歴代会長のもとで一定の解決を得たこと、未だ解決していない課題がある。私は昨年の会長就任後に「昭和・平成理学療法史の総決算」「ネクスト10の樹を植える」「組織構造改革」を方針として明示した。

これからの展望であるが、世界理学療法連盟が出している理学療法士の業務に関する以下の声明に表現されている。

理学療法士は「健康増進」「予防」「治療/介入」「ハビリテーション」「リハビリテーション」の領域において、生活（人生）の質や動きのポテンシャルを見極め、また最大化することに関わっている

我々理学療法士は全世代に渡り、その時々に応じた個々の各種能力を高め、健康状態を限りなく豊かにし、社会全体の公衆衛生を高めることが使命である。社会保障制度は国民の安定した生活に欠かせない制度であり、日々の安心の確保や生活の安定を図るための制度である。理学療法士は我が国の社会保障制度の一助を担っており、一生を通じて国民生活を支える重要な役割を有することになる。

本講演が現状認識と展望の共有の一助になることを期待し結びとする。

記念式典

開会の辞

式 辞

一般社団法人 富山県理学療法士会 会長

酒井 吉仁

祝 辞

富山県知事

衆議院議員

衆議院議員

公益社団法人日本理学療法士協会会長

公益社団法人東海北陸ブロック理学療法士協議会

新田 八朗

田畑 裕明

上田 英俊

斉藤 秀之

鳥山 喜之

来賓紹介

富山県理学療法士会創立50周年の歩み

表彰式

富山県知事表彰

会員表彰

感謝状授与

閉会の辞

(敬称略)



式辞：一般社団法人 富山県理学療法士会
会長 酒井 吉仁氏



富山県知事 新田八朗 代理
厚生部長 有賀 玲子氏



衆議院議員
田畑 裕明氏



衆議院議員
上田 英俊氏



公益社団法人日本理学療法士協会
会長 斉藤 秀之氏



公益社団法人東海北陸ブロック理学療法士協議会
鳥山 喜之氏



👏 富山県知事表彰 👏

島倉 聡
堀尾 欣三

👏 感謝状贈呈 👏

社会福祉法人周山会富山医療福祉専門学校
青池学園富山リハビリテーション医療福祉大学校
株式会社富山県義肢製作所

👏 会員表彰 👏

堀尾 欣三
滝田 正樹
寺田 一郎
城戸 智之
大野 愛美



閉会の辞



トピックス 50年の歩み

1972

昭和47年

- ◆東京都老人医療費無料化65歳に引き下げ
- ◆身体障害者福祉センター創設
- ※沖縄返還（5月15日）
- ※日中国交回復（9月29日）

☆ 日本理学療法士協会富山県士会を結成（10月23日・富山県立中央病院）初代会長に川尾明平氏 就任

1973

昭和48年

- ◆老人医療の無料化施行
- ◆健保法改正（家族7割給付。高額療養費）
- ※石油危機
- ※金大中事件

☆ 北陸三県合同研修会初開催（6月10日高岡・林整形外科病院）

1974

昭和49年

- ◆富山県PT・OT養成奨学金制度発足
- ◆公害健康被害者保障法
- ※小野田元少尉の救出
- ※長嶋茂雄氏現役引退

☆ 川尾明平氏が県リハビリ専門病院（現富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）建設準備委員に委嘱

1975

昭和50年

- ◆福祉手当支給制度の創設
- ◆『障害者の権利宣言』国連決議
- ※沖縄海洋博開幕

☆ 養成校卒業生初の県内就職、福江明氏 東京士会より転入

1976
昭和51年

- ◆1981年を国際障害者年にするのを国連決議
- ※ロッキード事件
- ※国内初の5つ子誕生

1977
昭和52年

- ◆障害者福祉センターB型の創設
- ※王貞治氏756号ホームラン世界新記録

☆ 第2代会長に西川浩氏 就任

1978
昭和53年

- ◆在宅重度障害者訪問診査の充実（PT・OTの訪問指導）
- ◆障害者在宅整備資金貸付制度の創設
- ※成田空港開港（5月20日）

1979
昭和54年

- ◆身体障害者通所授産施設の創設
- ◆養護学校の義務制の実施
- ※インベーダーゲーム流行

1980
昭和55年

- ◆在宅障害者デイサービス事業の実施
- ※オリンピックモスクワ大会 日本、米国、西独など不参加

☆ 北陸三県合同研修会を発展的に解消し、各県士会で開催。その初士会研修会を富山県医科薬科大学附属病院（現富山大学附属病院）で開催

1981
昭和56年

- ◆国際障害者年（テーマ『完全参加と平等』）
- ◆発展途上国に対するリハビリテーション技術援助
- ※神戸ポートピア81開幕
- ※中国残留日本人孤児初来日（3月2日）

1982
昭和57年

- ◆障害者の日（12月9日）制定
- ※ホテルニュージャパン火災
- ※500円硬貨発行

☆ 富山県士会結成10周年記念行事を県労働福祉会館で開催



10周年記念誌

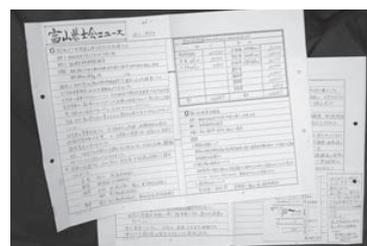


10周年記念講演

1983
昭和58年

- ◆老人保健法施行（老人医療費有料化）
- ◆身体障害者福祉期間の制定（12月9日～15日）
- ※大韓航空機撃墜事件
- ※「おしん」ブーム

- ☆ 事務局を富山県労災病院に設置。事務局長は二川直人氏
- ☆ 会長・副会長が県厚生部次長と初面談
- ☆ 富山県士会ニュース第1号発行（5月4日）
- ☆ 川尾明平氏 県政功労賞受賞
- ☆ 理学・作業療法士合同研修会開催（西能病院）



富山県士会ニュース1号

1984
昭和59年

- ◆健康保険改正（本人1割負担、退職者医療制度の創設）
- ※グリコ・森永事件
- ※1万円・5千円・千円の新札発行
- ※ロサンゼルスオリンピックで山下選手ら金メダル

- ☆ シリーズ講習会（CVAのボバース法）初開催
- ☆ 士会研修会を「富山県理学療法士会」と改め、高志リハビリテーション病院（現富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）で開催
- ☆ 士会集談会誌を発行



士会集談会誌

1985

昭和60年

- ◆医療法改正（病床増加禁止、地域医療計画の策定）
- ※日航ジャンボ飛行機が群馬御巣鷹山に墜落（8月12日）
- ※男女雇用機会均等法成立
- ※阪神タイガース21年ぶりに優勝

☆ 川尾明平氏 黄綬褒章受章

1986

昭和61年

- ◆老人保健法改正（老人保健施設、国立病院・療養所を10年で消滅決定（229カ所を79カ所に）
- ※三原山が大噴火

1987

昭和62年

- ◆社会福祉士及び介護福祉士法
- ※国鉄が分割民営化発足しJRに
- ※利根川教授にノーベル賞

☆ 第6回東海北陸地区理学療法士集談会を富山医科薬科大学附属病院（現富山大学附属病院）で開催（めずらしい!! ワイン片手に進歩充夢（シンポジウム）、前代未聞）

1988

昭和63年

- ◆国保法改正（高医療費市町村に安定化計画）
- ◆第16回国際リハビリテーション世界会議を開催
- ※青函トンネル・瀬戸大橋開通

☆ 士会初シンポジウム「地域リハビリテーションを考える」を富山医科薬科大学附属病院（現富山大学附属病院）で開催

1989

昭和64・平成元年

- ◆高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略（ゴールドプラン策定）
- ◆第6回ISPO（国際義肢装具連盟）世界会議を開催
- ※新元号「平成」が施行（1月7日）
- ※消費税導入（4月1日）

☆ 富山県理学療法士推定必要数委員会を設置、委員長に福江明氏

1990
平成2年

- ◆老人福祉法等福祉関係8法改正（在宅福祉・市町村重視）
- ※日本人初の宇宙旅行
- ※東西ドイツが統一（10月3日）

- ☆ 富山県における機能訓練事業の実施と問題点をまとめ「地域リハビリテーションを考える」を発行



地域リハビリテーションを考える

1991
平成3年

- ◆老人保健法改正（老人訪問介護制度）
- ※雲仙・普賢岳で火砕流（6月6日）
- ※スー・チー女史にノーベル平和賞

- ☆ 第3代会長に福江明氏就任
- ☆ 事務局を厚生連高岡病院に置く
- ☆ 通所リハビリマップ作成



通所リハビリマップ

1992
平成4年

- ◆医療法改正（医療機関のランク付け等）
- ※毛利衛氏、宇宙へ
- ※PKO協力法成立、カンボジアへ派遣

- ☆ 第6回地域リハビリテーション研修会を岩田正信実行委員長のもと富山県教育文化会館で開催（9月25日・26日）
- ☆ 富山県士会創設20周年記念講演・式典・祝賀会を富山電気ビルで開催
- ☆ 「富山県下における理学療法士推定必要数について」の小冊子を発行



20周年記念式典



第6回地域リハビリテーション研修会抄録集



20周年記念誌



理学療法士推定必要数について

1993

平成5年

- ◆「障害者施策に関する新長期計画」の策定
- ◆福祉用具の研究開発及び普及促進に関する法律成立
- ※Jリーグがスタート
- ※農作物被害最悪、コメ緊急輸入

- ☆ 車椅子エンジョイマップ砺波の調査終了
- ☆ 新人教育を「あすなる研修会」と名付けスタート



あすなる研修会プログラム

1994

平成6年

- ◆新ゴールドプランの策定
- ※大江健三郎氏にノーベル文学賞
- ※F1のセナ選手が激突死

- ☆ 車椅子エンジョイマップ発刊
- ☆ 県医師会主催「寝たきり防止研究論文」に岩田正信氏が最優秀賞、田村茂氏が優秀賞を受賞
- ☆ 法人推進委員会（岩田正信委員長）が答申書を県士会長に提出
- ☆ 富山県理学療法集談会を富山県理学療法学会に名称を改めスタートする



法人化に対する答申書

- ◎ 第1回富山県理学療法学会
テーマ：「これからの理学療法を考える」
開催日：平成6年3月13日
会場：富山医科薬科大学臨床講義室
学会長；福江 明（高岡市民病院）
特別講演：これからの地域ケア活動－理学療法士に求められる役割－
富山医科薬科大学教授 鏡森 定信

1995

平成7年

- ◆障害者プラン・ノーマライゼーション7カ年戦略の策定
- ◆障害者週間（12月3日～9日）の制定
- ※阪神淡路大震災（1月17日）
- ※野茂英雄氏、大リーグで新人王

- ☆ 車いす体験ツアー（砺波市）
- ☆ 第16臨床実習指導者研修会を富山で開催



車椅子体験ツアー

- ◎ 第2回富山県理学療法学会
テーマ：「高齢者の理学療法を考える」
開催日：平成7年3月12日
会場：クロスランド小矢部セレナホール
学会長；村田登志夫（厚生連高岡病院）
特別講演：開業医から見た高齢者の医療と福祉これからの地域ケア活動－理学療法士に求められる役割－
矢野神経内科医院院長 矢野 博明



第16回臨床実習指導者研修会

1996

平成8年

- ◆障害者プラン・ノーマライゼーション7カ年戦略開始
- ◆医療保険審議会第二次報告（今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方について）
- ◆らい予防法廃止
- ※「男はつらいよ」48作で終幕 渥美清氏逝去

- ☆ 学術誌を「みんなの理学療法」と命名し、同時にISSNに登録
- ☆ 新人教育プログラム第1回修了者がでる
- ☆ 県内初の理学療法士・作業療法士・介護福祉士養成校「富山医療福祉専門学校」開校

◎ 第3回富山県理学療法学会

テーマ：「理学療法・人と地域とのかかわり」

開催日：平成8年3月17日

会場：富山医療福祉専門学校

学会長；田村 茂（高志リハビリテーション病院）

特別講演：阪神・淡路大震災でのリハビリテーション活動の取り組み

神戸県理学療法士会副会長 神沢 伸行



みんなの理学療法

1997

平成9年

- ◆介護保険法成立
- ◆健康保険一時改正（本人負担2割等）
- ※消費税5%スタート（4月1日）
- ※ダイアナ妃交通事故死
- ※マザーテレサ死去

- ☆ 富山県士会創設25周年事業開催
- ☆ 初めての理学療法週間事業を開催（高岡・滑川の2会場）
- ☆ 西川浩氏 協会賞受賞

◎ 第4回富山県理学療法学会

テーマ：バリアフリーを目指して

開催日：平成9年3月16日

会場：新湊市中央文化会館

学会長；塘添 誠次（新湊市民病院）

特別講演：バリアフリー生活環境～住まいづくり・町づくり～

東京都立医療技術短期大学助教授 野村みどり



25周年記念講演 吉友嘉久子氏

◎ 第13回東海北陸地区理学療法士学会

テーマ：「理学療法士の役割」臨床から地域活動への展開を考える

開催日：平成9年11月15日・16日

会場：高岡文化ホール

学会長；福江 明

特別講演：卒後研修セミナー「認知行動療法」

高知医療学院 宮本 省三



東海北陸理学療法士学会



東海北陸理学療法士学会福祉機器展

1998

平成10年

- ※サッカーW杯フランス大会日本初出場
- ※黒澤明監督死去
- ※長野オリンピック・パラリンピック冬季大会開催☆

- ☆ 介護保険制度研修会を保険医協会との共催で開催（5月17日、6月7日・20日）
- ☆ 介護保険制度情報委員会が情報誌「annta知っとっけえ」を初刊する



annta知っとっけえ

1999

平成11年

- ◆第13回世界理学療法士連盟学会が横浜にて開催（5月23日～28日）
- ◆臓器移植法による初の脳死移植
- ※国内初の臨界事故
- ※「国境なき医師団」にノーベル平和賞

- ☆ 第4代会長に荻島久裕氏就任、事務局を富山医療福祉専門学校に移設
- ☆ 富山医療福祉専門学校第一期生卒業
- ◎ 第5回富山県理学療法学会
テーマ：スポーツと理学療法士のかかわり
開催日：平成10年3月13日
会 場：新川文化ホール
学会長；西川 浩（富山労災病院）
特別講演：スポーツ現場におけるスポーツ整形外科医としての役割
横浜市スポーツ医科学センター整形診療科科長 三木 英之

2000

平成12年

- ◆介護保険法施行
- ◆健康保険改正（老人負担の定率化等）
- ※シドニーオリンピックで女性大活躍（高橋尚子選手らが金メダル獲得）
- ※白川博士にノーベル化学賞

- ☆ きらりんぴっく（障害がある人たちの国体）でスポーツ理学療法室開設
- ☆ 「訪問看護におけるリハビリテーション講習会」を主催し、富山・高岡で開催
- ☆ PTネットワーク調整委員会（城戸委員長）、冊子「理学療法施設間連絡とそのシステム化に向けての指針」を発行



スポーツ理学療法室（体育館）



スポーツ理学療法室（陸上競技場）

◎ 第6回富山県理学療法学会

テーマ：21世紀の理学療法～技術とシステムから～

開催日：平成13年3月5日

会場：小杉町文化ホール・ラポール

学会長：岩田 正信（矢野神経内科医院）

特別講演：フリートーク「生活（くらし）の中の理学療法」

高岡保健所所長 飯田 恭子、高岡市民病院 福江 明



理学療法施設間連絡と
そのシステム化に向けての指針

2001
平成13年

- ◆健康保険法一部改正（70歳以上1割負担。診療所1回800円/月4回）
- ※米国同時多発テロ事件
- ※イチロー選手大リーグでMVP

☆ 教育・管理系研究会（協会本部主催）「リスクマネジメント」を当協会が富山医療福祉専門学校にて開催

☆ 公開研修会「転倒予防について」を盛況のもと、婦中町で開催

☆ 士会ホームページ開設

◎ 第7回富山県理学療法学会

テーマ：21世紀の理学療法～技術とシステムから～

開催日：平成13年3月18日

会場：サンシップとやま

学会長：塚本 彰（厚生連滑川病院）

特別講演：高次脳機能障害例の評価と治療—半側空間無視を中心に—
東京都立保健科学大学健康科学部理学療法科助教授 網本 和



ホームページ画像

2002
平成14年

- ※富山育ちの田中耕一氏、小柴昌俊氏ノーベル賞受賞
- ※サッカーW杯日韓共同開催 日本決勝トーナメント初出場

☆ 管理運営系研修会「今、求められるマネジメント」を士会社会局主催、協会後援にて開催

☆ 特別養護老人ホーム職員を対象に「リハビリテーション研修会」を士会社会事業部主催にて開催

☆ 藤井 和子氏 協会賞受賞

◎ 第8回富山県理学療法学会

テーマ：動作分析について学ぶ

開催日：平成14年3月17日

会場：高岡ふれあい福祉センター

学会長：番谷 巖（社会保険高岡病院）

特別講演：動作分析について 昭和大学医療技術短期大学理学療法科 福井 勉

実践セミナー：日常生活動作を分析する—環境がもたらすもの—

丸田老年リハビリ研究所 丸田 和夫

2003

平成15年

総会員数232名 全83施設

- ◆介護保険制度施行後初の介護保険料の見直しと介護報酬改定実施
- ◆通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションに個別リハビリテーション導入
- ◆障害者支援費制度導入
 - ※阪神タイガース、18年ぶりのセ・リーグ優勝
 - ※SARS猛威、アジアから世界に飛び火
 - ※米英軍がバグダッドを攻撃、イラク戦争始まる
 - ※約6万年ぶりに火星が地球に大接近

- ☆ IT化に関するアンケートを実施
- ☆ 中枢神経疾患の研修会開催
- ☆ 「パワーリハビリテーション」研修会開催
- ☆ 第2回介護老人福祉施設リハビリテーション研修会開催
- ☆ 富山県理学療法士会創立30周年記念事業

平成15年3月15日（土）～16日（日）

1日目 記念講演・式典・祝賀会

2日目 富山県理学療法士会 創立30周年記念学会

記念講演「生活を楽しむテクノエイド～支援技術を活かす～」

近畿福祉大学 福祉産業学科教授 繁成剛

記念式典

会 場：サンフォルテ

記念学会

会 場：サンフォルテ

学会長：滝田正樹

特別講演：富田昌夫、伊藤隆夫



2004

平成16年

総会員数251名 全85施設

- ◆亜急性期入院医療管理料新設
 - ※新潟地震
 - ※スマトラ沖地震
 - ※イチロー262安打
 - ※アテネ五輪
 - ※裁判員制度法成立
 - ※年金法成立

- ☆ ノーマライゼーション推進事業参加6/20（社会事業部 豊田小学校にて）親子約60組（120名）が参加。車椅子体験、高齢者疑似体験の説明、指導、監視等実施
- ☆ 施設見学ツアー実施 9/3、10
- ☆ 身障スポーツ対応委員会開設 10/24（日）新湊市総合体育館 第34回日本車椅子バスケットボール選手権大会予選が開催 高畑芳信先生、田中真由美先生、倉田繭子先生、森佐知子先生、宮原謙一郎先生、酒井吉仁先生が参加
- ☆ 川尾明平先生死去

◎ 第10回富山県理学療法学会

テーマ：「高齢者の健康増進と障害予防～転倒予防」

開催日：平成16年3月20日（土）

会 場：黒部国際文化センター コラーレ

特別講演：高齢者の健康増進と障害予防～転倒予防



◎ 第20回東海北陸理学療法学会大会開催

テーマ：「理学療法とマネジメント」

開催日：10月30日～31日

会場：富山県民会館

大会長：荻島久裕

特別講演：「理学療法士とマネジメント」

広島大学大学院教授 奈良勲先生



- ◆改正介護保険法成立
予防事業重視 地域包括支援センターの設置
要介護1を要支援1・2に再分配
- ◆痴呆症を認知症に名称変更
※郵政民営化が成立
※耐震強度偽装問題
※個人情報保護法施行
※日本人の人口初の減少



☆ 富山県理学療法士会 5代会長 塚本彰先生 就任

☆ 新人教育プログラムの履歴管理変更

☆ 富山県士会が公衆衛生協会会長賞表彰される

☆ 第1回管理者会議開催

☆ 介護予防研修会開催

☆ 第4回リハビリテーション研修会
「摂食・嚥下障害について」

☆ 「富山県民ふれあい広場」にて、
高齢者疑似体験、車いす体験を
実施（9月17日）



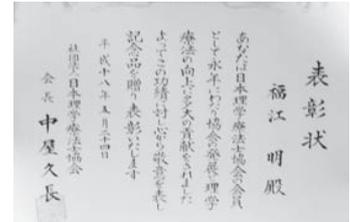
富山県厚生部医務課長 粟林氏
による「これからの富山県の
医療について」講演



「現在困っていること」についての
意見交換



- ◆障害者自立支援法 施行
- ◆診療報酬 改定
- ◆2011年度末に介護保険の療養病床全廃、医療療養病床大幅減少する方針が出される
- ◆「骨太方針2006」社会保障関係費の伸びを毎年度2200億円削減に方針化
- ※トリノ冬季五輪で荒川静香が金
- ※WBCで王ジャパン世界一
- ※男子の皇族41年ぶりに誕生
- ※ワンセグ放送開始



☆ 士会ニュース100号発行

☆ 福江明元県士会会長が協会賞受賞

☆ 福江明先生「いきいき富山 第19回健康と長寿の
祭典」で表彰される



- ☆ 知っとらんにゃ最新情報「医療保険・介護保険に関する研修会」開催
- ☆ 「運動器の機能向上プログラムの実際」講習会開催
- ☆ 職能局研修会「医療・介護保険改正とリハビリテーション」開催

◎ 第11回富山県理学療法学会大会

開催日：平成18年3月12日
 会場：ア・ミューホール（南砺市）
 テーマ：「理学療法士と社会貢献」
 学会長：堀尾 欣三
 特別講演：富山YMCA総主事 島田 茂



- ※昭和の日（4/29）みどりの日（5/4）
- ※能登半島で大地震（3/25）
- ※郵政民営化（10/1～）
- ※止まらぬ食品偽装



- ☆ 荻島久裕県土会長が協会賞受賞
- ☆ 北陸3県役員交流会実施
- ☆ 第1回地区連絡会代表者会議開催
- ☆ 富山県土会が「県民の医療福祉サービスの向上に向けての理学療法士採用に対する要望書」を県に提出



北陸3県役員会



第1回 会議開催

◎ 第12回富山県理学療法学会大会

開催日：平成19年3月11日（日）
 会場：サンシップとやま（富山市）
 テーマ：「理学療法の専門性」
 学会長：畠平絵梨（黒部市民病院）
 特別講演：「理学療法の専門性」—脳卒中後遺症者に対するチームアプローチの中での理学療法の専門性を中心に—



◎ 第13回富山県理学療法学会大会

開催日：平成19年10月14日（日）
 会場：高岡市ふれあい福祉センター
 テーマ：「人としてのあり方を見つめる」～人と人とをつなぐもの～
 学会長：新清光
 特別講演：富山国際大学准教授 大谷孝行



大谷孝行氏の特別講演



- ◆長寿（後期高齢者）医療制度施行
- ※日本人学者にノーベル物理学賞と科学賞
- ※北京五輪
- ※第44代米大統領に民主党オバマ氏

- ☆ 富山県理学療法士会創立35周年祝賀会（平成20年11月30日 とやま自遊館）



創立35周年記念祝賀会にて記念撮影

☆ 第21回健康と長寿の祭典（平成20年10月1日・2日）
大健康増進部門で会長表彰 受賞：荻島久裕元県士会長



☆ 田村茂先生 第26回協会賞受賞
（平成20年5月14日 福岡国際会議場）

☆ 平成20年度福祉用具アイデアコンクール作品部門 優秀賞受賞
（平成20年10月28日・サンシップとやま）
富山県福祉機器開発推進大会にて



◎ 第14回富山県理学療法学会学術大会
開催日：平成20年11月30日（日）
会 場：サンフォルテ
テーマ：「変わりゆく医療と介護～その連携と理学療法～」
学会長：増山智
シンポジスト：島倉聡・中川勇和・田村茂・寺田一郎・矢野博明



基調講演する増山智氏



シンポジスト島倉聡氏



矢野博明氏



※マイケルジャクソンさん急死、映画は大ヒット
※衆院選で民主党圧勝、政権交代で鳩山内閣政権誕生
※裁判員裁判
スタート



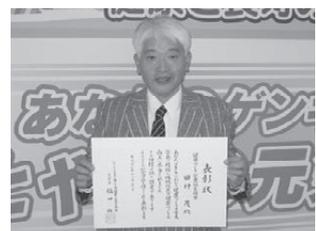
村田登志夫氏



新清光氏

☆ 村田登志夫先生・新清光先生
協会賞受賞

☆ 田村茂先生
第22回「いきいきとやま・健康と長寿の祭典」にて
健康づくり公衆衛生功労賞受賞



田村茂氏

◎ 第15回富山県理学療法学会学術大会
開催日：平成21年10月4日
会 場：アイザック小杉文化ホール
テーマ：「疾病管理と理学療法～今私たちに必要なもの～」
大会長：杉谷清美
特別講演：「身体運動を支える運動筋・呼吸・循環の動的連携」
射水市民病院 院長 麻野井英次



論文発表

2010

平成22年

総会員数477名 全133施設

◆診療報酬改定

※参院選挙で民主党が大敗

※小惑星イトカワから「はやぶさ」が帰還

※チリ鉱山落盤事故



田口徹氏



大道裕介氏

◎ 第16回富山県理学療法学会大会

開催日：平成22年10月10日

会 場：サンシップとやま

テーマ：「脳卒中のリハビリテーション最前線」

学会長：仲川仁

特別講演：山梨リハビリテーション病院
伊藤克浩



2011

平成23年

総会員数526名 全136施設

◆PT・OT・ST士会主催による、
第1回訪問リハビリテーション実務者
研修会開催

◆初の理学療法士講習会応用編の開催

※東日本大震災



岩手県金石市避難所にて
リハビリ支援を行う当県の会員 長谷氏

☆ 富山県理学療法士会 6代会長 島倉 聡先生 就任

☆ リハビリテーションスタッフのための
吸引基礎講習会開催

☆ 東日本大震災に係る富山県医療救護班に参加

☆ 第27回東海北陸理学療法学会大会にて
富山大学大学院浦川氏が最優秀賞受賞



受賞を喜び浦川氏(右上)

◎ 第27回東海北陸理学療法学会大会

開催日：平成23年10月29日(土)、30日(日)

会 場：富山国際会議場

テーマ：こころをほぐして医療の源流を探る

学会長：田村茂

参加者：860名



大会運営スタッフ

2012

平成24年

総会員数579名 全151施設

◆診療報酬改定

◆一般社団法人富山県理学療法士会創立

※ロンドン五輪開催

※京都大学の山中伸弥教授がノーベル生理学・医学賞を受賞。

☆ 一般社団法人富山県理学療法士会創立を記念し、県士会の新ロゴ
マークが完成



☆ 士会創立40周年記念事業

開催日：平成24年9月29日

会 場：名鉄トヤマホテル
(現ホテルグランテラス)

富山県理学療法士会 創立40周年記念講演・式典、
創立40周年並びに一般社団法人設立記念祝賀会開催
記念講演『強くなくていい「弱くない生き方」をすればいい』

社会福祉法人 夢のみずうみ村 理事長 藤田 茂



40周年記念式典



40周年記念公演

◎ 第17回富山県理学療法学会

一般社団法人として最初の学会であり、市民公開講座を学術大会で初めて開催

開催日：平成24年11月23日

会 場：富山医療福祉専門学校

テーマ：「理学療法の伝承」

大会長：酒井吉仁

市民公開講座：「足腰きたえてニコニコ100歳～ロコモティブ・シンドロームにならないために～」
富山県高志リハビリテーション病院 院長 野村忠雄



40周年式典で
表彰された3方



40周年記念式典祝賀会



2013

平成25年

総会員数633名 全157施設

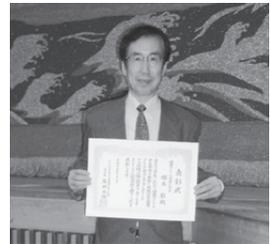
※2020年夏季オリンピックの開催地が東京に決定。

※富士山が世界文化遺産に登録される。

☆ 「第26回いきいきとやま 健康と長寿の祭典 ～笑顔でいきいき 健康とやま～」に理学療法紹介ブースを出展。塚本前会長が“県内の理学療法やリハビリテーション技術の発展に尽力するほか、厚生センターの難病事業の講師を務め、リハビリや生活上の悩みの相談に応じるなど健康づくりの向上に貢献”されたことが評価され、大会長表彰を受けられた。



いきいきとやま2013



大会長表彰を受けられた
塚本前会長

◎ 第18回富山県理学療法学会

開催日 平成25年11月23日

会 場：金太郎温泉

テーマ：「呼吸リハのさらなる展開を目指して」

大会長：山本伸治



2013富山県理学療法学会

2014

平成26年

総会員数667名 全160施設

◆診療報酬改定

※消費税が5%から8%に増税される

◎ 第19回富山県理学療法学術大会

開催日：平成26年11月23日

会 場：市立砺波総合病院

テーマ：「今、理学療法に求められる栄養学とは」

大会長：柴田浩之



2014年富山県理学療法学術大会

2015

平成27年

総会員数719名 全164施設

◆介護報酬改定

※北陸新幹線の長野駅-金沢駅間が開通。東京駅-金沢駅間が約2時間20分で結ばれる。

- ☆ 富山マラソンが初開催され、救護所のサポートメンバーとして理学療法士が参加する（以後毎年サポートメンバーとして参加）。



富山マラソンでの救護活動



富山マラソン救護所の様子

◎ 第20回富山県理学療法学術大会

開催日：平成27年6月28日

会 場：氷見市ふれあいスポーツセンター

テーマ：「これからの理学療法の役割と展開～地域に貢献できる理学療法士を目指して～」

大会長：三浦健洋



2015年富山県理学療法学術大会

2016

平成28年

総会員数794名 全170施設

◆診療報酬改定

※マイナンバー制度の運用開始

- ☆ いきいきとやま・第29回健康と長寿の祭典で理学療法紹介ブースを出展。相談コーナーに加え体力測定コーナーを設けて、来場者の片脚立位テスト、30秒間椅子立ち上がりテストを測定。



いきいきとやま2016

- ☆ 富山県理学療法士会 第7代目会長 堀尾 欣三先生 就任

- ◎ 第21回富山県理学療法学会大会
開催日：平成28年6月26日
会 場：富山大学
テーマ：「超高齢社会における介護と
リハビリテーション科学」
大会長：浦川 将



2016富山県理学療法学会大会
山海先生の講演



2016富山県理学療法学会大会
超満員の会場

2017

平成29年

総会員数848名 全180施設

※森友学園問題、加計学園問題、日報隠蔽問題が発覚。

- ☆ 第24回日本介護福祉士会全国大会・第15回日本介護学会
に富山県理学療法士会としてブース出展
- ☆ いきいきとやま・第30回健康と長寿の祭典にて県士会から
理学療法紹介・リハビリ相談ブースを出展



第24回日本介護福祉士会全国大会・
第15回日本介護学会

- ◎ 第22回富山県理学療法学会大会
開催日 平成29年6月25日
会 場：富山県総合福祉会館
サンシップとやま
テーマ：「挑戦と成長」
大会長：赤尾健志



富山県理学療法学会大会2017



富山県理学療法学会大会2017
特別講演畿央大学大学院
健康科学研究科教授 今北先生

2018

平成30年

総会員数867名 全187施設

◆診療・介護報酬改定
※大阪、北海道で地震発生

- ☆ ねんりんピック富山2018が開催。富山県リハビリテーション
専門職協議会としてブースを出展（富山県作業療法士会、
富山県言語聴覚士会と合同）
- ☆ 士会創設45周年事業
開催日：平成30年6月30日
会 場：とやま自遊館 3階神通
一般社団法人富山県理学療法士会 創立45周年記念式典および
祝賀会開催
- ☆ 富山県理学療法士会
第8代目会長 酒井 吉仁先生 就任



ねんりんピック富山2018での様子



富山理学療法士会創立45周年
記念式典

◎ 第23回富山県理学療法学会大会

開催日：平成30年11月23日
会 場：富山医療福祉専門学校
テーマ：「理学療法の伝承」
大会長：酒井吉仁



2018富山県理学療法学会大会

2019

平成31・令和元年

総会員数882名 全188施設

- ※天皇陛下が退位され、皇太子が天皇に即位される。
- ※年号が令和に変わる。
- ※消費税が8%から10%に増税



いきいきとやま2019での
シルバーリハビリ体操公開講座

☆ いきいきとやま・第32回健康と長寿の祭典に富山県作業療法士会、富山県言語聴覚士会と合同でブース出展

◎ 第35回東海北陸理学療法学会大会

開催日：令和1年11月9日、10日
会 場：富山国際会議場
テーマ：未来を見据えた理学療法 ～健康と福祉のために～
学会長：仲川 仁
参加者：1356名



2019東海北陸理学療法学会大会

2020

令和2年

総会員数919名 全192施設

- ◆診療報酬改定
- ◆学会大会、研修会が全て中止となる。
- ※新型コロナウイルスが世界的に大流行
- ※様々なイベント・催し物が中止になり、東京オリンピック・パラリンピックも延期となる

2021

令和3年

総会員数886名 全190施設

- ◆介護報酬改定
- ◆学会大会、研修会はハイブリッドやオンラインでの開催
- ※コロナ禍でも感染対策をしながら東京オリンピック・パラリンピック開催
- ※新型コロナウイルスワクチン接種が開始

◎ 第25回富山県理学療法学会大会

開催日：令和3年9月12日
会 場：オンライン開催
テーマ：「地域におけるPTの専門性と可能性」
大会長：城前 美奈

2022

令和4年

総会員数937名 全192施設

◆診療報酬改定

◆生涯学習新制度がスタート

※法律上の成人年齢が18歳に引き下げられる

☆ 士会創立50周年記念事業

開催日：令和4年11月13日

会 場：富山県総合福祉会館 サンシップとやま 福祉ホール
(オンラインでのハイブリッドで同時開催)

富山県理学療法士会 創立50周年記念講演・式典、祝賀会開催

記念講演：『協会の50年を振り返り、現在の状況、この先50年の展望～今の置かれている状況とやるべきこと、これからの展望～』

日本理学療法士協会 会長 斉藤秀之

◎ 第57回日本理学療法学会inとやま

開催日：令和4年7月9日、10日

会 場：オンライン開催 (配信会場：富山医療福祉専門学校)

テーマ：臨床技術の伝承 ～プロフェッショナリズムの追求～

学会長：酒井 吉仁

◎ 第26回富山県理学療法学会

開催日：令和4年11月27日

会 場：新川文化ホール (オンラインとのハイブリッド開催)

テーマ：「理学療法士に求められる連携とは～地域医療、多職種連携の一員として～」

大会長：山本健二

富山県理学療法士会が富山県より団体表彰される

令和4年11月1日、富山県民会館8階バンケットルームにおいて、令和4年度富山県功労表彰を受賞しました。



新田富山県知事より表彰を受ける酒井会長

役員の変遷

任 期	1 期 (S47~51)	2 期 (S52~57)	3 期 (S58~59)	4 期 (S60~61)	5 期 (S62~63)	6 期 (H1~2)
会 長	川尾 明平	西川 浩	西川 浩	西川 浩	西川 浩	西川 浩
副会長		藤井 和子	塘添 誠次	塘添 誠次	塘添 誠次	塘添 誠次
理事			田村 茂	田村 茂	田村 茂	田村 茂
			塚本 彰	塚本 彰	塚本 彰	西森 善一
			塘添 誠次	塘添 誠次	塘添 誠次	村田登志夫
			福江 明	福江 明	福江 明	福江 明
				岩田 正信	高橋 護	
監 事			岩田 正信	廣瀬 清美	岩田 正信	岩田 正信
			藤井 和子	間方 道雄	藤井 和子	塚本 彰
相談役			川尾 明平	川尾 明平	川尾 明平	川尾 明平
代議員			田村 茂	田村 茂	西川 浩	西川 浩
事務局	藤井 和子	藤井 和子	二川 直人	二川 直人	二川 直人	二川 直人
厚生部理事			塚本 彰	塚本 彰	(事務局に合併)	
厚生部長			塚本 彰	岩田 正信 (S61~)	(事務局に合併)	
学部理事			田村 茂	田村 茂	高橋 護	田村 茂
					塚本 彰	西森 善一
					(部長業務~S62)	
学部部長		福江 明 (S55~)	田村 茂	塚本 彰 (S61~)	西森 善一 (S63~)	増山 智
渉外部理事			福江 明	岩田 正信 (部長兼務~S61)	塘添 誠次	塘添 誠次
渉外部部長			福江 明	塘添 誠次 (S61~)	長瀬 正樹	長瀬 正樹
広報部長			福江 明	福江 明	堀尾 欣三	堀尾 欣三
福祉部理事					田村 茂	田村 茂
						村田登志夫
福祉部長					村田登志夫	清田 正昭
選挙管理委員				村田登志夫		島倉 聡 (H1)
						高圓日出子 (H1)
						木林 勉 (H2)
						小畑 祥治 (H2)

任 期	7 期 (H3~4)	8 期 (H5~6)	9 期 (H7~8)	10 期 (H9~10)
会 長	福江 明	福江 明	福江 明	福江 明
副会長	田村 茂	田村 茂	田村 茂	田村 茂
	村田登志夫	村田登志夫	荻島 久裕	荻島 久裕
理事	荻島 久裕	荻島 久裕	村田登志夫	村田登志夫
	島倉 聡	島倉 聡	島倉 聡	島倉 聡
	新 清光	新 清光	二川 直人	二川 直人
	長瀬 正樹	長瀬 正樹	長瀬 正樹	長瀬 正樹
			堀尾 欣三	堀尾 欣三
監 事	塚本 彰	塚本 彰	塚本 彰	新 清光
	二川 直人	二川 直人	二川 直人	塘添 誠次
相談役	川尾 明平	川尾 明平	川尾 明平	川尾 明平
	西川 浩	西川 浩	西川 浩	西川 浩
代議員	田村 茂	新 清光	荻島 久裕	荻島 久裕
	福江 明	村田登志夫	村田登志夫	島倉 聡
事務局長	村田登志夫	村田登志夫	村田登志夫	村田登志夫
事務部長	寺田 一郎	寺田 一郎	河合 直樹	河合 直樹
厚生部長	前根 修治	前根 修治	高田 欣司	竹本 昌平
学術局長	荻島 久裕	荻島 久裕	長瀬 正樹	長瀬 正樹
学術部長	番谷 巖	番谷 巖	寺田 一郎	寺田 一郎
教育部長	城戸 智之	城戸 智之	城戸 智之	城戸 智之
渉外局長	長瀬 正樹	長瀬 正樹	島倉 聡	島倉 聡
渉外部長	増山 智	桐崎 弘樹	桐崎 弘樹	政井 唯文
広報部長	塩井 美紀	塩井 美紀	飯島 忠雄	飯島 忠雄
調査部長	森山 明	森山 明	森山 明	森山 明
福祉局長	新 清光	新 清光	堀尾 欣三	堀尾 欣三
福祉部長	清田 正昭	堀尾 欣三	菊田 正寛	柴田 浩之
総合企画局長	島倉 聡	島倉 聡	二川 直人	二川 直人
総合企画部長	川合 宏	川合 宏	川合 宏	川合 宏
選挙管理委員長	木林 勉	木林 勉	木林 勉	高畑 芳信
		岩田 正信	福江 明	福江 明
法人化推進委員長				城戸 智之 (H10~)

任 期	11 期 (H11~12)		12 期 (H13~14)		13 期 (H15~16)	
会 長	荻島 久裕		荻島 久裕		荻島 久裕	
副会長	田村 茂		田村 茂	島倉 聡	田村 茂	塚本 彰
理 事	川合 宏	城戸 智之	川合 宏	城戸 智之	城戸 智之	島倉 聡
	塚本 彰	長瀬 正樹	塚本 彰	長瀬 正樹	滝田 正樹	川合 宏
	堀尾 欣三	島倉 聡	堀尾 欣三		堀尾 欣三	森山 明
監 事	新 清光	二川 直人	新 清光	村田登志夫	新 清光	村田登志夫
相談役	川尾 明平	西川 浩	川尾 明平	西川 浩	川尾 明平	西川 浩
	福江 明		福江 明		福江 明	
代議員	島倉 聡	塚本 彰	川合 宏	塚本 彰		
事務局長	城戸 智之		城戸 智之		城戸 智之	
総務部長	城戸 智之		城戸 智之		城戸 智之	
財務部長	徳田 裕		徳田 裕		徳田 裕	
調査・資料部長	柴田 浩之		柴田 浩之		柴田 浩之	
厚生部長	竹本 昌平		廣田 和寛		竹中 誠	
学術局長	長瀬 正樹		長瀬 正樹		滝田 正樹	
学術部長	寺田 一郎		寺田 一郎		金森 修治	
教育部長	新出 敏治		新出 敏治		中屋さおり	
学術資料部長	金森 修治		金森 修治		杉谷 清美	
社会局長	島倉 聡		塚本 彰		堀尾 欣三	
渉外部長	堀尾 欣三		堀尾 欣三		森山 明	
社会事業部長	政井 唯文		政井 唯文		政井 唯文	
広報部長	赤尾 健志		赤尾 健志		赤尾 健志	
保健福祉部長	桐崎 弘樹		桐崎 弘樹		桐崎 弘樹	
選挙管理委員長	高畑 芳信		高畑 芳信			
法人化推進委員長	荻島 久裕		荻島 久裕		荻島 久裕	
PTネットワーク調整委員長	城戸 智之		城戸 智之		城戸 智之	
介護保険制度情報委員長	岩田 正信 (H11)		岩田 正信			
組織検討委員長					寺田 一郎	
生涯学習委員長					滝田 正樹	
選挙管理委員長					高田 欣司	
社会保証制度情報委員長					田村 茂	
身障スポーツ対応委員長					高畑 芳信	
東海北陸学会準備委員長					塚本 彰	
2000年国体委員長			村田登志夫			
きらりんびっく対応委員長			番谷 巖			
身障スポーツ対応委員長			高畑 芳信			
富山県士会30周年記念行事委員長			島倉 聡			
日本理学療法士協会 代議員					堀尾 欣三	川合 宏
関連団体						
リハビリテーション研究懇話会					滝田 正樹	杉谷 清美
公衆衛生学会					荻島 久裕	
北陸呼吸ケア研究会					滝田 正樹	
寝たきり痴呆予防研究会					荻島 久裕	
高齢者サービス総合調整推進会議					荻島 久裕	

任 期	14 期 (H17~18)		15 期 (H19~20)	
会 長	塚本 彰		塚本 彰	
副会長	田村 茂	滝田 正樹	田村 茂	滝田 正樹
理事	城戸 智之	島倉 聡	城戸 智之	島倉 聡
	川合 宏	寺田 一郎	川合 宏	寺田 一郎
	森山 明	政井 唯文	森山 明	増山 智
	堀尾 欣三		堀尾 欣三	
監 事	新 清光	村田登志夫	清田 正昭	村田登志夫
相談役	西川 浩	福江 明	西川 浩	福江 明
	荻島 久裕		荻島 久裕	
事務局(局長)	城戸 智之		城戸 智之	
組織部	島倉 聡		島倉 聡	
事務部	宮原謙一郎		宮原謙一郎	
財務部	徳田 裕		徳田 裕	
福利厚生部	竹中 誠		竹中 誠	
情報管理部	赤尾 健志	中谷 郁	中谷 郁	
教育局(局長)	滝田 正樹		滝田 正樹	
研修管理部	寺田 一郎		寺田 一郎	
卒後教育部	酒井 吉仁		酒井 吉仁	
卒前教育部	中屋さおり		中屋さおり	
学術局(局長)	川合 宏		川合 宏	
専門領域研究部	金森 修治		金森 修治	
学術資料部	杉谷 清美		杉谷 清美	
職能局(局長)	森山 明		森山 明	
業務推進部	森田 忠秀		森田 忠秀	
医療保険部	増山 智		城前 美奈	
介護保険部	飯島 忠雄		飯島 忠雄	
公益事業部(局長)	堀尾 欣三		堀尾 欣三	
福祉事業部	広川 晃彦		広川 晃彦	
保健事業部	蟹谷江里子	竹田伊希子	竹田伊希子	
広報部	菱田 実		菱田 実	
調査部	柴田 浩之		柴田 浩之	
日本理学療法士協会代議員	堀尾 欣三	滝田 正樹	寺田 一郎	滝田 正樹
	川合 宏			
選挙管理委員長	高田 欣司		廣田 和寛	
表彰審査委員長	島倉 聡		島倉 聡	
関連団体				
リハビリテーション研究懇話会	川合 宏	杉谷 清美	川合 宏	杉谷 清美
公衆衛生学会	塚本 彰		塚本 彰	
介護予防研究会			塚本 彰	
北陸呼吸ケア研究会	滝田 正樹		滝田 正樹	
寝たきり痴呆予防研究会	塚本 彰			

任期	16期 (H21~22)		17期 (H23~24)	
会長	塚本 彰		塚本 彰	
副会長	田村 茂	鳥倉 聡	滝田 正樹	川合 宏
理事	滝田 正樹	川合 宏	寺田 一郎	森山 明
	寺田 一郎	森山 明	堀尾 欣三	酒井 吉仁
	増山 智	堀尾 欣三	大野 愛美	池田 裕哉
	酒井 吉仁	大野 愛美	森田 忠秀	柴田 浩之
	池田 裕哉	森田 忠秀	徳田 裕	山口 城弘
	柴田 浩之		杉谷 清美	廣田 和寛
監事	清田 正昭	村田登志夫	清田 正昭	増山 智
相談役	西川 浩	福江 明	西川 浩	福江 明
	萩島 久裕		萩島 久裕	塚本 彰
			田村 茂	
事務局(局長)	滝田 正樹		滝田 正樹	
組織部	鳥倉 聡		滝田 正樹	
事務部	宮原謙一郎		宮原謙一郎	
財務部	徳田 裕		徳田 裕	
福利厚生部	木内 彰		木内 彰	
情報管理部	中谷 郁		笹川 尚	
教育局(局長)	寺田 一郎		寺田 一郎	
研修管理部	寺田 一郎		寺田 一郎	
卒後教育部	中島 隆興		中島 隆興	
卒前教育部	高橋 武広		高橋 武広	
学術局(局長)	川合 宏		川合 宏	
専門領域研究部	仲川 仁		仲川 仁	
学術資料部	杉谷 清美		杉谷 清美	
職能局(局長)	森山 明		森田 忠秀	
業務推進部	竹中 誠		竹中 誠	
医療保険部	城前 美奈		城前 美奈	
介護保険部	村中 浩則		村中 浩則	
公益事業部(局長)	堀尾 欣三		堀尾 欣三	
福祉事業部	広川 晃彦		広川 晃彦	
保健事業部	竹田伊希子		柴田 浩之	
広報部	布上 大典		炭谷 勇	
調査部	柴田 孝博		柴田 孝博	
東海北陸理学療法学会大会準備委員会			田村 茂	
40周年記念事業準備委員会			廣田 和寛	
法人化準備委員会			鳥倉 聡	
訪問リハステーション検討委員会			森山 明	
日本理学療法士協会代議員	寺田 一郎	森山 明	鳥倉 聡	滝田 正樹
			森山 明	
選挙管理委員会	田嶋 律子		田嶋 律子	
表彰審査委員会	鳥倉 聡		徳田 裕	
関連団体				
リハビリテーション研究懇話会	鳥倉 聡	杉谷 清美	鳥倉 聡	杉谷 清美
公衆衛生学会	塚本 彰		鳥倉 聡	
介護予防研究会	塚本 彰		鳥倉 聡	
北陸呼吸ケア研究会	滝田 正樹		滝田 正樹	
東海北陸ブロック理学療法士協議会	塚本 彰		鳥倉 聡	

任 期	18 期 (H25)		任 期	18 期 (H26)	
会長	島倉 聡		会長	島倉 聡	
副会長	滝田 正樹	川合 宏	副会長	滝田 正樹	堀尾 欣三
理事	寺田 一郎	森山 明	理事	寺田 一郎	森山 明
	堀尾 欣三	酒井 吉仁		酒井 吉仁	大野 愛美
	大野 愛美	池田 裕哉		池田 裕哉	森田 忠秀
	森田 忠秀	柴田 浩之		柴田 浩之	山口 城弘
	徳田 裕	山口 城弘		廣田 和寛	仲川 仁
	杉谷 清美	廣田 和寛		田中 悦子	飯島 忠雄
監事	清田 正昭	増山 智	監事	増山 智	清田 正昭
相談役	西川 浩	荻島 久裕	相談役	福江 明	荻島 久裕
	塚本 彰	田村 茂		塚本 彰	田村 茂
事務局(局長)	滝田 正樹		事務局(局長)	滝田 正樹	
事務部	宮原謙一郎		事務部	宮原謙一郎	
財務部	徳田 裕		財務部	松野 晃久	
組織部	滝田 正樹		福利厚生部	木内 彰	
福利厚生部	木内 彰		情報管理部	笹川 尚	
情報管理部	笹川 尚		学術局(局長)	池田 裕哉	
学術局(局長)	川合 宏		専門領域研究部	舟坂 浩史	
専門領域研究部	仲川 仁		学術資料部	竹内 悦子	
学術資料部	竹内 悦子		教育局(局長)	寺田 一郎	
教育局(局長)	寺田 一郎		研修管理部	中島 隆興	
研修管理部	寺田 一郎		生涯学習部	布上 隆之	
卒後教育部	中島 隆興		職能局(局長)	森田 忠秀	
卒前教育部	高橋 武弘		業務推進部	竹中 誠	
職能局(局長)	森田 忠秀		医療・介護保険部	城前 美奈	
業務推進部	竹中 誠		障害福祉部	坂田 信行	
医療保険部	城前 美奈		社会事業局(局長)	堀尾 欣三	
介護保険部	村中 浩則		福祉事業部	広川 晃彦	
公益事業局(局長)	堀尾 欣三		小児福祉事業部	船木美樹子	
福祉事業部	広川 晃彦		保健事業部	渡辺 逸平	
保健事業部	中村 拓人		スポーツ支援事業部	中村 拓人	
広報部	炭谷 勇		介護保険事業部	屋木 祐介	
調査部	柴田 孝博		広報局(局長)	柴田 浩之	
日本理学療法士協会代議員	島倉 聡	滝田 正樹	発行部	長谷 一	
	森山 明		広報事業部	田中 正康	
訪問リハビリテーション検討委員会	森山 明		理学療法士啓発部	里崎 賢人	
選挙管理委員会	山本 伸治		日本理学療法士会代議員	滝田 正樹	森山 明
表彰審査委員会	大野 愛美		選挙管理委員会	山本 伸治	
介護予防検討委員会	廣田 和寛		表彰審査委員会	川合 宏	
関連団体			倫理委員会	廣田 和寛	
	リハビリテーション研究懇話会	島倉 聡 杉谷 清美	災害支援対策委員会	滝田 正樹	
公衆衛生学会	島倉 聡		関連団体		
介護予防研究会	島倉 聡		リハビリテーション研究懇話会	島倉 聡	池田 裕哉
北陸呼吸ケア研究会	滝田 正樹	杉谷 清美	公衆衛生学会	島倉 聡	
	嶋先 晃		介護予防研究会	島倉 聡	廣田 和寛
東海北陸ブロック理学療法士協議会	島倉 聡		北陸呼吸ケア研究会	滝田 正樹	
			東海北陸ブロック理学療法士協議会	島倉 聡	
			日本理学療法士協会総務関連業務執行委員会	島倉 聡	

任 期	18 期 (H27)		任 期	19 期 (H28)	
会長	島倉 聡		会長	堀尾 欣三	
副会長	滝田 正樹	堀尾 欣三	副会長	滝田 正樹	酒井 吉仁
理事	寺田 一郎	森山 明	理事	大野 愛美	池田 裕哉
	酒井 吉仁	大野 愛美		森田 忠秀	柴田 浩之
	池田 裕哉	森田 忠秀		山口 城弘	仲川 仁
	柴田 浩之	山口 城弘		飯島 忠雄	中島 隆興
	廣田 和寛	仲川 仁		竹中 誠	石黒 幸治
	田中 悦子	飯島 忠雄		沼田 秀人	
監事	増山 智	清田 正昭	監事	増山 智	寺田 一郎
相談役	福江 明	荻島 久裕	相談役	塚本 彰	島倉 聡
事務局(局長)	滝田 正樹		事務局(局長)	酒井 吉仁	
事務部	宮原謙一郎		事務部	宮原謙一郎	
財務部	松野 晃久		財務部	松野 晃久	
福利厚生部	木内 彰		福利厚生部	木内 彰	
情報管理部	笹川 尚		情報管理部	笹川 尚	
学術局(局長)	池田 裕哉		学術局(局長)	仲川 仁	
専門領域研究部	舟坂 浩史		専門領域研究部	舟坂 浩史	
学術資料部	竹内 悦子		学術資料部	竹内 悦子	
教育局(局長)	寺田 一郎		教育局(局長)	池田 裕哉	
研修管理部	中島 隆興		研修管理部	布上 隆之	
生涯学習部	布上 隆之		生涯学習部	高田 厚志	
職能局(局長)	森田 忠秀		職能局(局長)	森田 忠秀	
業務推進部	竹中 誠		業務推進部	竹中 誠	
医療・介護保険部	城前 美奈		医療・介護保険部	城前 美奈	
障害福祉部	坂田 信行		障害福祉部	坂田 信行	
社会事業局(局長)	堀尾 欣三		社会事業局(局長)	山口 城弘	
福祉事業部	広川 晃彦		福祉事業部	林 香織	
小児福祉事業部	船木美樹子		小児福祉事業部	船木美樹子	
保健事業部	渡辺 逸平		保健事業部	渡辺 逸平	
スポーツ支援事業部	中村 拓人		スポーツ支援事業部	梅野 晃	
介護保険事業部	屋木 祐介		介護保険事業部	屋木 祐介	
広報局(局長)	柴田 浩之		広報局(局長)	柴田 浩之	
発行部	長谷 一		発行部	荒木 悦子	
広報事業部	田中 正康		広報事業部	田中 正康	
理学療法士啓発部	里崎 賢人		理学療法士啓発部	里崎 賢人	
日本理学療法士会代議員	島倉 聡	滝田 正樹	日本理学療法士会代議員	堀尾 欣三	滝田 正樹
	森山 明			森田 忠秀	
選挙管理委員会	山本 伸治		選挙管理委員会	大崎 泰信	
表彰審査委員会	川合 宏		表彰審査委員会	大野 愛美	
倫理委員会	廣田 和寛		倫理委員会	柴田 浩之	
災害支援対策委員会	滝田 正樹		災害支援対策委員会	滝田 正樹	
地域包括ケアシステム推進委員会	森田 忠秀		地域包括ケアシステム推進委員会	森田 忠秀	
関連団体			組織検討委員会	堀尾 欣三	
リハビリテーション研究懇話会	島倉 聡	池田 裕哉	組織検討委員会		
公衆衛生学会	島倉 聡		地区連絡委員会		
介護予防研究会	島倉 聡	廣田 和寛	新川	若島 正勝	
北陸呼吸ケア研究会	滝田 正樹		中部	土肥 仁美	
東海北陸ブロック理学療法士協議会	島倉 聡		富山北部	梅野 晃	
日本理学療法士協会総務関連業務執行委員会	島倉 聡		富山中央	里崎 賢人	
			富山南部	武田 好史	
			高岡	水上 正樹	
			砺波	竹林 高広	
			関連団体		
			リハビリテーション研究懇話会	仲川 仁	石黒 幸治
			公衆衛生学会	堀尾 欣三	
			介護予防研究会	堀尾 欣三	
			北陸呼吸ケア研究会	滝田 正樹	
			東海北陸ブロック理学療法士協議会	堀尾 欣三	
			日本理学療法士協会総務関連業務執行委員会	堀尾 欣三	

任 期	19 期 (H29)		任 期	20 期 (H30)	
会長	堀尾 欣三		会長	酒井 吉仁	
副会長	滝田 正樹	酒井 吉仁	副会長	滝田 正樹	仲川 仁
理事	大野 愛美	池田 裕哉	理事	堀尾 欣三	
	森田 忠秀	柴田 浩之		池田 裕哉	柴田 浩之
	山口 城弘	仲川 仁		山口 城弘	中島 隆興
	飯島 忠雄	中島 隆興		竹中 誠	石黒 幸治
	竹中 誠	石黒 幸治		沼田 秀人	宮原謙一郎
監事	沼田 秀人	宮原謙一郎	水上 正樹	布上 隆之	
相談役	増山 智	寺田 一郎	城前 美奈		
事務局(局長)	酒井 吉仁		相談役	寺田 一郎	森田 忠秀
事務局	宮原謙一郎		塚本 彰	島倉 聡	
財務部	松野 晃久		事務局(局長)	宮原謙一郎	
福利厚生部	木内 彰		事務局	宮原謙一郎	
情報管理部	笹川 尚		財務部	松野 晃久	
学術局(局長)	仲川 仁		福利厚生部	木内 彰	
専門領域研究部	舟坂 浩史		情報管理部	笹川 尚	
学術資料部	竹内 悦子		学術局(局長)	石黒 幸治	
教育局(局長)	池田 裕哉		専門領域研究部	舟坂 浩史	
研修管理部	布上 隆之		学術資料部	室崎 一彦	
生涯学習部	高田 厚志		教育局(局長)	中島 隆興	
職能局(局長)	森田 忠秀		研修管理部	高田 厚志	
	竹中 誠		生涯学習部	中原 裕	
	城前 美奈		職能局(局長)	池田 裕哉	
医療・介護保険部	坂田 信行		業務推進部	竹中 誠	
障害福祉部	山口 城弘		医療・介護保険部	城前 美奈	
社会事業局(局長)	林 香織		障害福祉部	坂田 信行	
福祉事業部	大島ゆかり		協会指定管理者研修部	池田 裕哉	
小児福祉事業部	渡辺 逸平		社会事業局(局長)	山口 城弘	
保健事業部	梅野 晃		保健福祉事業部	屋木 祐介	
スポーツ支援事業部	屋木 祐介		スポーツ支援事業部	梅野 晃	
介護保険事業部	柴田 浩之		広報局(局長)	柴田 浩之	
広報局(局長)	荒木 悦子		発行部	浦上 孝徳	
発行部	山村 翔太		広報事業部	山村 翔太	
広報事業部	里崎 賢人		理学療法士啓発部	里崎 賢人	
理学療法士啓発部	堀尾 欣三		日本理学療法士会代議員	酒井 吉仁	仲川 仁
日本理学療法士会代議員	森田 忠秀	滝田 正樹	石黒 幸治		
選挙管理委員会	森 和哉		選挙管理委員会	森 和哉	
表彰審査委員会	大野 愛美		表彰審査委員会	宮原謙一郎	
倫理委員会	柴田 浩之		倫理委員会	酒井 吉仁	
災害支援対策委員会	滝田 正樹		災害支援対策委員会	滝田 正樹	
地域包括ケアシステム推進委員会	森田 忠秀		地域包括ケアシステム推進委員会	池田 裕哉	
ねりんピック準備委員会	堀尾 欣三		ねりんピック準備委員会	堀尾 欣三	
東海北陸理学療法学会大会準備委員会	仲川 仁		東海北陸理学療法学会大会準備委員会	仲川 仁	
45周年記念事業準備委員会	里崎 賢人		45周年記念事業準備委員会	里崎 賢人	
地区連絡委員会			地区連絡委員会		
新川	若島 正勝		新川	若島 正勝	
中部	伊東 克晃		中部	加賀 優駿	
富山北部	梅野 晃		富山北部	梅野 晃	
富山中央	里崎 賢人		富山中央	京塚 康平	
富山南部	浦上 孝徳		富山南部	浦上 孝徳	
高岡	水上 正樹		高岡	坂井 俊介	
砺波	竹林 高広		砺波	柴田 浩之	
関連団体			関連団体		
リハビリテーション研究懇話会	仲川 仁	石黒 幸治	リハビリテーション研究懇話会	仲川 仁	石黒 幸治
公衆衛生学会	堀尾 欣三		公衆衛生学会	酒井 吉仁	
富山呼吸ケア研究会	滝田 正樹	池田 忍	富山呼吸ケア研究会	滝田 正樹	池田 忍
	碓井 孝治			碓井 孝治	
東海北陸ブロック理学療法士協議会	堀尾 欣三		東海北陸ブロック理学療法士協議会	酒井 吉仁	
日本理学療法士協会総務関連業務執行委員会	堀尾 欣三		日本理学療法士協会組織運営協議会	酒井 吉仁	

任期	20期 (R1)		任期	21期 (R2)	
会長	酒井 吉仁		会長	酒井 吉仁	
副会長	堀尾 欣三 仲川 仁	滝田 正樹 池田 裕哉	副会長	仲川 仁 柴田 浩之 中島 隆興 石黒 幸治 布上 隆之 永山研太郎 梅野 晃 井亦 聖 織田 洋輔 中村 太輔	池田 裕哉 宮原謙一郎 竹中 誠 水上 正樹 城前 美奈 梅野 晃 田中 勝 舟坂 浩史 柴谷 明正 魚谷 明正 滝田 正樹 島倉 聡
理事	柴田 浩之 中島 隆興 石黒 幸治 宮原謙一郎 布上 隆之 永山研太郎 梅野 晃 井亦 聖 織田 洋輔 中村 太輔	山口 城弘 竹中 誠 沼田 秀人 水上 正樹 城前 美奈 秋元 俊子 中村 拓人 魚谷 明正 石田 泰子 柴田 孝博	理事	柴田 浩之 中島 隆興 石黒 幸治 布上 隆之 永山研太郎 梅野 晃 井亦 聖 織田 洋輔 中村 太輔	柴田 浩之 竹中 誠 沼田 秀人 水上 正樹 城前 美奈 秋元 俊子 中村 拓人 魚谷 明正 石田 泰子 柴田 孝博
監事	寺田 一郎 森田 忠秀		監事	森田 忠秀 塚本 彰	
相談役	塚本 彰 島倉 聡		相談役	塚本 彰 島倉 聡	
事務局(局長)	宮原謙一郎		事務局(局長)	宮原謙一郎	
事務部	有島 智之		事務部	有島 智之	
財務部	松野 晃久		財務部	松野 晃久	
福利厚生部	木内 彰		福利厚生部	木内 彰	
情報管理部	椎名 悠		情報管理部	椎名 悠	
学術局(局長)	石黒 幸治		学術局(局長)	石黒 幸治	
専門領域研究部	舟坂 浩史		内部障害研究部	志村 哲也	
学術資料部	室崎 一彦		生活環境支援研究部	上石 裕人	
教育局(局長)	中島 隆興		神経研究部	福元 裕衣子	
研修管理部	高田 厚志		運動器研究部(骨関節班)	柴田 麻衣子	
生涯学習部	中原 裕		運動器研究部(スポーツ班)	島 功輔	
職能局(局長)	池田 裕哉		物理療法研究部	平井 俊輔	
医療・介護保険部	城前 美奈		教育管理研究部	田中 勝	
障害福祉部	坂田 信行		理学療法基礎研究部	北山 佳樹	
管理者ネットワーク局(局長)	永山研太郎		ウィメンズヘルス部	大西 美穂	
ネットワーク推進部	永山研太郎		学術編集部	室崎 一彦	
社会局(局長)	山口 城弘		教育局(局長)	中島 隆興	
保健福祉事業部	屋木 祐介		研修管理部	高田 厚志	
スポーツ支援事業局(局長)	梅野 晃		生涯学習部	中原 裕	
高校野球サポート部	西野 大助		管理者ネットワーク局(局長)	永山研太郎	
軟式野球サポート部	石吾 卓也		ネットワーク推進部	永山研太郎	
バレーボールサポート部	渡辺 逸平		社会局(局長)	水上 正樹	
ハンドボールサポート部	島 功輔		保健福祉事業部	廣本 祥子	
富山マラソンメディカルサポート部	二橋 亮介		障がい福祉部	坂田 信行	
スポーツ支援人材育成部	野上 静恵		スポーツ支援事業局(局長)	梅野 晃	
広報局(局長)	柴田 浩之		高校野球サポート部	布上 大典	
発行部	浦上 孝徳		軟式野球サポート部	石吾 卓也	
広報事業部	山村 翔太		バレーボールサポート部	渡辺 逸平	
理学療法士啓発部	里崎 賢人		ハンドボールサポート部	島 功輔	
日本理学療法士会代議員	酒井 吉仁 石黒 幸治	仲川 仁	富山マラソンメディカルサポート部	二橋 亮介	
選挙管理委員会	炭谷 勇		スポーツ支援人材育成部	野上 静恵	
表彰審査委員会	柳瀬 克典		ラグビーフットボールサポート部	布上 隆之	
倫理委員会	酒井 吉仁		広報局(局長)	柴田 浩之	
災害支援対策委員会	滝田 正樹		発行部	上野 昭平	
東海北陸理学療法学会大会準備委員会	仲川 仁		広報事業部	高田 知宏	
50周年記念事業準備委員会	滝田 正樹		日本理学療法士会代議員	酒井 吉仁 池田 裕哉	仲川 仁
政策調整委員会	中村 拓人		選挙管理委員会	炭谷 勇	
男女共同参画働き方改革委員会	石田 泰子		表彰審査委員会	柳瀬 克典	
障害者スポーツ支援推進委員会	梅野 晃		倫理委員会	酒井 吉仁	
地区連絡委員会			災害支援対策委員会	沼田 秀人	
新川	水野 裕之		日研準備委員会	池田 裕哉	
中部	小西 純子		50周年記念事業準備委員会	仲川 仁	
富山北部	朝日 信裕		労働災害・職業病予防委員会	酒井 吉仁	
富山中央	京塚 康平		研究推進委員会	石黒 幸治	
富山南部	米澤 徹哉		政策調整委員会	中村 拓人	
高岡	坂井 俊介		男女共同参画働き方改革委員会	石田 泰子	
砺波	柴田 浩之		子供の健康・スポーツ障がい予防委員会	梅野 晃	
関連団体			地区ネットワーク委員会	仲川 仁	
リハビリテーション研究懇話会	仲川 仁	石黒 幸治	地区連絡委員会	水野 裕之 魚谷 明正 朝日 信裕 京塚 康平 米澤 徹哉 平井 俊輔 柴田 浩之	
公衆衛生学会	酒井 吉仁		新川	水野 裕之	
富山呼吸ケア研究会	山本 伸治 碓井 孝治	池田 忍	中部	魚谷 明正	
東海北陸ブロック理学療法士協議会	酒井 吉仁		富山北部	朝日 信裕	
日本理学療法士協会組織運営協議会	酒井 吉仁		富山中央	京塚 康平	
富山市・高岡市介護認定審査会	仲川 仁		富山南部	米澤 徹哉	
富山市在宅医療・介護連携推進協議会	仲川 仁		高岡	坂井 俊介	
富山県リハビリテーション専門職協議会	酒井 吉仁		砺波	柴田 浩之	

任期	21期 (R3)			任期	22期 (R4)		
会長	酒井 吉仁			会長	酒井 吉仁		
副会長	仲川 仁 池田 裕哉 柴田 浩之 宮原 謙一郎			副会長	仲川 仁 池田 裕哉 柴田 浩之 宮原 謙一郎		
理事	中島 隆興 竹中 誠 石黒 幸治 水上 正樹 布上 隆之 城前 美奈 永山 研太郎 梅野 晃 中村 拓入 田中 勝一 中田 健史 舟坂 浩史 水口 且久 柴谷 明正 渡辺 逸平 魚谷 泰信 石田 泰子 大崎 泰信 柴田 孝博			理事	竹中 誠 石黒 幸治 布上 隆之 城前 美奈 梅野 晃 中村 拓入 田中 勝一 中田 健史 柴谷 明正 渡辺 逸平 石田 泰子 魚谷 明正 大崎 泰信 柴田 孝博 津田 浩史 中島 知治 柴田 和寛		
監事	森田 忠秀 滝田 正樹			監事	森田 忠秀 滝田 正樹		
相談役	塚本 彰 島倉 聡 堀尾 欣三			相談役	塚本 彰 島倉 聡 堀尾 欣三		
事務局(局長)	宮原 謙一郎			事務局(局長)	宮原 謙一郎		
事務部	有島 智之			事務部	有島 智之		
財務部	松野 晃久			財務部	広瀬 綾子		
福利厚生部	木内 彰			福利厚生部	木内 彰		
情報管理部	椎名 悠			情報管理部	椎名 悠		
学術局(局長)	石黒 幸治			学術局(局長)	石黒 幸治		
内部障害研究部	志村 政明			内部障害研究部	森田 慎也		
生活環境支援研究部	上石 哲也			生活環境支援研究部	堀内 敏希		
神経研究部	福元 裕人			神経研究部	福元 裕人		
運動器研究部(骨関節班)	柴田 麻衣子			運動器研究部(骨関節班)	柴田 麻衣子		
運動器研究部(スポーツ班)	島 功輔			運動器研究部(スポーツ班)	瀬島 知治		
物理療法研究部	平井 俊輔			物理療法研究部	平井 俊輔		
教育管理研究部	田中 勝			教育管理研究部	伊東 克晃		
理学療法基礎研究部	北山 佳樹			理学療法基礎研究部	北山 佳樹		
ウイメンズヘルス部	大室 美穂			ウイメンズヘルス部	大室 美穂		
学術編集部	大室 一彦			学術編集部	大室 一彦		
教育局(局長)	中島 隆興			教育局(局長)	布上 隆之		
研修管理部	高田 厚志			研修管理部	高田 厚志		
生涯学習部	中原 裕			生涯学習部	村上 健二		
管理者ネットワーク局(局長)	永山 研太郎			管理者ネットワーク局(局長)	永山 研太郎		
ネットワーク推進部	永山 研太郎			ネットワーク推進部	高田 厚志		
社会局(局長)	水上 正樹			社会局(局長)	染谷 明子		
保健福祉事業部	廣本 祥子			保健福祉事業部	廣本 祥子		
障がい福祉部	坂田 信行			障がい福祉部	坂田 信行		
スポーツ支援事務局(局長)	梅野 晃			スポーツ支援事務局(局長)	梅野 晃		
高校野球サポート部	布上 大典			高校野球サポート部	布上 大典		
軟式野球サポート部	石吾 卓也			軟式野球サポート部	石吾 卓也		
バレーボールサポート部	渡辺 逸平			バレーボールサポート部	福田 純平		
ハンドボールサポート部	島 功輔			ハンドボールサポート部	島 功輔		
富山マラソンメディカルサポート部	二橋 亮介			富山マラソンメディカルサポート部	二橋 亮介		
スポーツ支援人材育成部	野上 静恵			スポーツ支援人材育成部	野上 静恵		
ラグビーフットボールサポート部	布上 隆之			ラグビーフットボールサポート部	島 功輔		
広報局(局長)	柴田 浩之			広報局(局長)	柴田 浩之		
発行部	上野 昭平			発行部	上野 昭平		
広報事業部	高田 知宏			広報事業部	高田 知宏		
日本理学療法士会代議員	酒井 吉仁 仲川 仁 池田 裕哉			日本理学療法士会代議員	酒井 吉仁 池田 裕哉 梅野 晃		
選挙管理委員会	炭谷 勇典			選挙管理委員会	戸田 良樹		
表彰審査委員会	柳瀬 克典			表彰審査委員会	山本 桂士		
倫理委員会	酒井 吉仁			倫理委員会	酒井 吉仁		
災害支援対策委員会	沼田 秀人			災害支援対策委員会	浜谷 樹		
日研準備委員会	池田 裕哉			日研準備委員会	池田 裕哉		
50周年記念事業準備委員会	仲川 仁			50周年記念事業準備委員会	仲川 仁		
労働災害・職業病予防委員会	酒井 吉仁			労働災害・職業病予防委員会	酒井 吉仁		
研究推進委員会	石黒 幸治			研究推進委員会	石黒 幸治		
政策調整委員会	中村 拓入			政策調整委員会	中村 拓入		
男女共同参画働き方改革委員会	石田 泰子			男女共同参画働き方改革委員会	石田 泰子		
子供の健康・スポーツ障がい予防委員会	梅野 晃			子供の健康・スポーツ障がい予防委員会	梅野 晃		
地区ネットワーク委員会	仲川 仁			地区ネットワーク委員会	仲川 仁		
地区連絡委員会				地区連絡委員会			
新川	水野 裕之			新川	水野 裕之		
中部	魚谷 明正			中部	魚谷 明正		
富山北部	朝日 信裕			富山北部	佐々木 正詞		
富山中央	京塚 康平			富山中央	里崎 賢人		
富山南部	米澤 徹哉			富山南部	米澤 徹哉		
高岡	平井 俊輔			高岡	高岡 俊輔		
砺波	柴田 浩之			砺波	柴田 浩之		
関連団体				関連団体			
リハビリテーション研究懇話会	仲川 仁 石黒 幸治			リハビリテーション研究懇話会	仲川 仁 石黒 幸治		
公衆衛生学会	酒井 吉仁			公衆衛生学会	酒井 吉仁		
富山呼吸ケア研究会	山本 伸治 池田 忍 碓井 孝治			富山呼吸ケア研究会	福田 紗恵子 池田 忍 碓井 孝治		
東海北陸ブロック理学療法士協議会	酒井 吉仁			東海北陸ブロック理学療法士協議会	酒井 吉仁		
日本理学療法士協会組織運営協議会	酒井 吉仁			日本理学療法士協会組織運営協議会	酒井 吉仁		
富山市・高岡市介護認定審査会	仲川 仁 沼田 秀人			富山市・高岡市介護認定審査会	仲川 仁 沼田 秀人		
富山市在宅医療・介護連携推進協議会	仲川 仁			富山市在宅医療・介護連携推進協議会	仲川 仁		
富山県リハビリテーション専門職協議会	酒井 吉仁			富山県リハビリテーション専門職協議会	酒井 吉仁		

特 集

○ 県内で活躍する理学療法士

○ これからの10年後の自分へ

各地区より2つのテーマについてご寄稿いただきました



県内で活躍する理学療法士

地域で必要とされる理学療法士を目指して

～介護予防教室から学んだこと～

医療法人社団秋桜 丸川病院 濱谷 俊輔

丸川病院は、地域包括ケアサポートセンターの基幹施設（新川地区）として、介護予防教室や通いの場への専門職派遣を行い、地域リハビリテーション推進を目指している。

入善町には介護予防活動を実施している通いの場（サロン）は50カ所以上ある。また、重錘装着による筋力強化や柔軟性向上を目的とした体操（いきいき100歳体操）を行っているグループも約30カ所ある。入善町の依頼によりR4年度は7カ所のグループに派遣された。テーマは「痛みを負けない体づくり」として姿勢評価や集団体操、運動指導、個別相談を実施した。

特に意識した事は、単なる集団体操にならないように、体操中も参加者一人一人の不良姿勢や機能障害をスクリーニングにて評価しながら、優先課題に対してフィードバックをした事である。指導をする中で、自分自身の不良姿勢に気づけていない方や、どの部位に可動域制限、筋力低下があるのかを認識できていない方がほとんどであった。機能障害から痛みが誘発され、基本動作や日常生活動作低下に繋がるケースは多いと推測する。未然の予防や痛みの改善を目的に、正しい姿勢のポイントや運動指導を行い、体のケアを主体的に継続して行う事を助言した。一人でも多くの方が、介護予防教室をきっかけに体作りを意識し、自分らしい活動的な生活を過ごす事が重要である。また、地域住民の方と接する中で、コロナ



禍の影響により住民同士との交流機会や外出機会の減少により身体機能低下に繋がっているケースも多いと感じた。サロンへの参加を増やす為に地域のリーダー育成や、住民同士が意識的につながりを保ち、主体的に行う必要がある。理学療法士として、体を見る事はもちろん、地域作りという視点を持ち、住民リーダーや他職種との情報交換などの連携により、関係性を築くことも重要だと感じた。今後も地域に必要とされる医療人になるため、情熱を持って地域リハに貢献していきたい。



第26回富山県理学療法学会の運営に参加して

～今後の新川地区PTの連携について～

魚津病院吉島デイサービス 紙谷 昭央

令和4年11月27日に「理学療法士に求められる連携とは～地域医療、多職種連携の一員として～」と題し、第26回富山県理学療法学会が開催されました。運営スタッフは、令和3年10月

から会議を重ね当日を迎えました。コロナ禍ということもあり、Zoomでの会議がほとんどで、前日準備の際に初めて対面するという方もいました。その反面、年度が変わり4月から県外へ異動された運営スタッフが会議に参加出来たという利点もありました。大会のテーマや講師選考を話し合った際には、経験年数や所属を問わず、「在宅生活」や「連携」というキーワードが真っ先に出てきたことから、新川地区で活動するPTの課題や関心は共通していることが窺えました。そこで特別講演として、社会医療法人財団慈泉会相澤地域在宅医療支援センターの鈴木修先生にはPTの立場から、ナースソフィア株式会社の村井敏美先生には訪問看護師の立場から、多職種連携や地域医療を支えるチームの一員としての視点について講演して頂きました。内容としては、PTとしての専門性を高めるという「縦の広がり」に加え、多職種に対する理解も同時に深めていくという「横の広がり」の必要性や、在宅支援の際にPTに求められる具体的な専門技術を講演して頂きました。両先生とも、苦慮された経験に基づく内容であったことが印象的でした。また、今大会の開催形式は、現地開催とWEB配信（Zoomウェビナー）を併用しての開催でした。会場に足を運ばれた参加者からは、恩師や先輩、後輩、同期と久しぶりに学会で顔を合わせることが出来たと喜びの声も聞かれました。今回の学術大会の運営に参加して、実際に相手と会って会話が出来る喜びが実感できたことが大きな収穫であったと思います。「連携」を行う上でのツールとして、電話やメール、FAX等、連絡手段は多くあります。しかし、特別講演の内容や学術大会に参加して体感したこととして、相手と会い、顔を見て話すことに勝るツールは無いと感じました。コロナ禍が続く中で、他事業所、他の医療機関の方々と会う機会が減っていますが、人と会うことが連携をスムーズに運ぶ第一歩だと思います。同時に課題として、急性期、回復期、維持期のPTによる同職種間での視点の共有や連携を図っていく必要があると感じられました。当然のように、立場や役割が違えば優先順位も変わりますが、相互理解を深めることにより、より良い多職種連携や地域医療の発展に繋がると思案しています。

これから10年後の自分へ

これからも「その人らしく」生きて行くために

医療法人社団秋桜 丸川病院 経沢 和也

私は理学療法の専門性を生かして、医療・介護現場のみならず、多様な社会貢献活動をしていきたいと考えております。

昨今、急速に進む人口減少と団塊ジュニア世代の高齢化により、労働人口の激減が予想されております。高齢者が就労を継続することは、労働人口確保だけでなく、健康寿命延伸につながる重要な要素といわれています。これまで同様、リハビリテーションを通して職場復帰を目指す関わりや、住み慣れた地域で役割を持つ生活が継続できるよう支援していくことも大切だと思いますが、病気や怪我が原因で働けなくなる就労者の支援・予防をしていくことも今後、理学療法士が関わることのできるポイントではないかと考えております。

上記目標の達成に向けて、対象者の「行動変容」が重要であると考えています。そのためにも対象者自





自身が自己管理能力を高め、対象者の行動がより良い方向へ変化できるようサポートできる理学療法士を目指して日々の臨床に励んでいます。行動変容するためには私自身で意識しているポイントがあります。①変容を行わない背景や理由に着目する、②相手の取り組みに対して共感する、③指導している目的やメッセージが正しく理解されているか確認・共有する、この3つのポイントを大事にしています。しかしながら、人の行動を変化させるのは容易なことではなく、日々試行錯誤の連続です。その中でも、患者自身が自分の身体に興味を持ち、身体を知ろうとしてくれ、一緒に問題解決に取り組んだ結果、「歩きやすくなった」「痛みがなくなった」「これからの生活習慣でこんなことを意識しようと思う」などの言葉を頂いたときに理学療法士としてのやりがいを感じます。患者自身も、やればできる

ことを実感されることで自己効力感が高まりますし、私自身の自信にも繋がります。これからも患者教育という視点での指導ではなく、「問題解決」を一緒に支援できる、そんな理学療法士を志して日々邁進してまいりたいと思います。



病棟リハビリと訪問リハビリのこれから

医療法人社団秋桜 丸川病院 若林 大地

理学療法士として働き始めて早2年が経とうとしています。新人の頃の1年間は実際に患者様にリハビリを提供する難しさ、楽しさに気づきながら日々葛藤する毎日で、あっという間に過ぎていきました。この2年目はありがたい事に病棟リハビリだけでなく訪問リハビリなども経験させて頂ける機会が増え、回復期から生活期までのリハビリを経験させて頂いています。訪問リハビリでは、より利用者様の生活に寄り添ったリハビリの目標設定、提供を行わなければいけません。その中で自分は何だけ理学療法士として利用者様に貢献できているのか、日々試行錯誤しています。

さて、そんな訪問リハビリですが厚生労働省は来る超高齢社会を前に「時々入院、ほぼ在宅」の方針を打ち出しています。実際に訪問リハビリの受給者数も年々増加傾向にあります。私自身も、今後の訪問リハビリの重要性や在り方などが更に注目されていくのではないかと考えています。

しかし私がこの2年間の病棟リハビリと訪問リハビリを経験した上で感じたことは、在宅においても目標に向かって機能を向上させていくためには、病棟リハビリと訪問リハビリとの密な連携が必要なのではないかということです。入院中から退院後の患者様の生活を想像しながら病棟リハビリを行い、退院後の訪問リハビリとのギャップをいかに少なくできるかが、在宅でも機能向上に繋げることが出来る基盤になると考えています。しかし中々病棟では、患者様の動作能力ばかりに目が行きがちで、動作能



力は自立していても実際に自宅では介助を受けているというケースも少なくありません。入院中から実際の生活リズムや環境などを考慮した上で練習を行えるような想像力が必要だと感じています。

私自身、理学療法士としての知識・技術共にまだまだ未熟ですが、今後も病棟・訪問リハビリを通して沢山の経験を積み、10年後には幅広い視点からリハビリを提供し病棟と在宅の架け橋になれるような理学療法士を目指していきたくと思っています。

常に変化を求めて

医療法人社団秋桜 丸川病院 青森 大智



私は、10年後までにはチームをまとめるリーダーや主任になりたいと考えている。リーダーや主任となり、他職種との連携を密にとり、目標達成へと導ける存在となってみたいからである。そのためには、短期目標として「PTとしての専門的な知識や技術、また在宅生活に必要な環境整備や福祉用具の選択を後輩に指導できる」必要があると考える。この能力が必要と考えるようになったのは、私が患者様とリハビリを行っているところを、後輩が見学する機会が増えたことがきっかけである。質問を受けた際に、具体的にメカニズムを説明しようとする、理解が不十分だったところに気付くことがある。人に説明することで自分が理解できているのか確認できるため、今後も継続し、知識を深めていきたい。また、PTの専門性は多職種連携にも生かす必要がある。脳卒中症例によっては、起居や起立などの動作方法を誤学習し、麻痺側上下肢の異常筋緊張の亢進を招く可能性があるため、他のリハ職種や看護師にどのように動作を行ってもらうかを説明し、リハビリ以外の場面でも正しい動作を定着させることが重要と考える。私は目の前の患者様とのリハビリにいっぱいになり、多職種連携ができてない時、リーダーや主任にアドバイスをいただき、必要事項を他職種に伝えられたということがあった。後輩にも同様のことが起きた際、アドバイスができれば、正しい動作が定着して身体機能の向上が図れ、目標達成に導けると考える。

当院には病棟リハビリ以外に通所・訪問リハビリの部門があるが、私はまだ病棟に在籍しており、患者様の退院後の生活や、リハビリの経過を直接確認する機会が少ない。在宅生活に必要な環境整備や、福祉用具の選択を後輩に指導するには、在宅でのリハビリを経験することで、入院患者様が今後自宅で生活するために必要な環境や福祉用具の適切な選択が行えると考えている。

上記のような短期目標が達成できることで、チームをまとめるリーダーや主任になれるのではないかと考える。10年後もPTとして様々な経験をさせてもらい、自分のものとしていきたい。

県内で活躍する理学療法士

ワークからライフを変える ～知識と仲間は人を幸せにする～

かみいち総合病院 伊東 克晃

突然ですが、これを読んでくださっている皆さんは自分の人生が幸せだと感じていますか？ワーク・ライフバランスという言葉がありますが、これは単なる仕事と生活の時間比率を揃えるといった考えではなく、仕事と仕事以外の生活との調和をとり、その「両方を充実させること」と定義されています。つまり、仕事がうまくいっていると私生活でも心のゆとりを持つことができ、また、私生活が充実することで仕事のパフォーマンスが上がるという好循環を目指した言葉になります。



最近、とある後輩理学療法士と話しているときに、「仕事に対する不安が多い」との意見を聞きました。何が不安かという「知らないこと」、「分からないこと」など自身の知識・技術の不足に対する不安があるようでその不安がストレスにつながっているとのことでした。その話を聞いて仕事ができるようになれば、知識や技術が身につけば、もっと仕事や人生を楽しめるのにと考えたところです。もちろん、自分もそうやって弱気になることもあります。そんなときはどうやって今のワークに対する不安を取り除くかをポジティブに考えるようにしています。

今回このような機会を得て、自分の臨床活動を振り返ったときに、一理学療法士として学ぶという行動をとることが自己・さらには対象者の方々など他者の幸福感を増すためには有効なのだと改めて感じました。

自分が理学療法士になりたての頃は、目の前の患者さんを良くすることを目標にただがむしゃらに働いた記憶があります。気づけば当院においても、回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟が運用され始め、多くの後輩ができ、院内でも主任という役職を与えられるようになり科内での勉強会を企画・



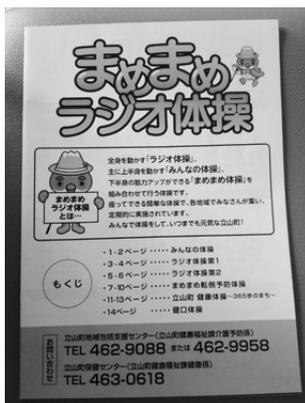
運営するようになりました。最近では、変わりゆく社会情勢や医療技術に対応しながら年齢を重ねるごとに職場内、地域、家庭、富山県士会など様々な場所へ活躍の場を広げていることを実感しているところです。

元々地域での活動経験から人に教えることには興味があったのですが、縁あって、職場では教育チームを束ね、後輩教育や臨床実習指導に携わせて頂き、県士会では、臨床実習指導者講習会世話人、教育管理理学療法研究部などで活動させて頂いています。とは言うものの、興味はあるが決して得意というわけではなく、自分も絶賛勉強中の身です。日頃の臨床活動や教育活動の中でもっと上手く自分の想いを伝えられれば、と葛藤する毎日を過ごしているのは皆さんと変わりないでしょう。また、今年度の教育管理研究部で

は、臨床実習指導者座談会を企画し一緒に悩み、学んでくれる仲間を集めています。参加者の皆さんが楽しく学べる雰囲気を作っていけるように研鑽中です。頼れる先輩方に助けて頂きながら、色々な活動を通して自分の成長と富山県士会としての横のつながりの重要性を実感しています。このような活動すべてが自分にとっての学びの場であり、これにより仕事がかうまく回ったときの達成感や充実感も感じています。また、仕事が上手にこなせるようになることで早く帰宅できるようにもなりました。

先にも述べましたが、社会や医療は変化していくものです。また、人生に起こることすべてが学習につながり、学習は人が幸せになるためには欠かせないものという考え方もあります。自分たち理学療法士は対象者により良い人生を送ってもらうことを最大限の目標としそのための問題点を解決していく仕事です。しかし人に幸せを提供する自分たちの人生をより良くすることも忘れてはいけないと思います。幸せオーラが自然と滲み出る人っていますよね？自分たちが対象者の立場であればそんな理学療法士に担当してもらいたいのではないでしょうか？なので、自分が携わる後輩や学生には常に幸せであって欲しいと願いますし、そのための手法が学習であり、理学療法に限らず様々な情報を得るために自ら学ぶことへの好奇心をもつことが重要だと考えています。そして、ゆっくりかもしれませんが無理のないペースで、学ぶことの足だけは止めないようこれからも精進していきたいと考えます。また、一人でやるより皆でやったほうが効率も良いし何より楽しいですよ。一緒に成長できる仲間をもっともっと増やしていきたいと考えています。

冒頭の繰り返しになりますが、仕事の充実なくして、ワーク・ライフバランスの充実は語れません。自身が学び続けることで、仕事を充実させ、いつかは理学療法士として働く皆さんや、そこに関わる対象者や学生、他職種の方たちなど多くの方に幸せを与えられるような人間に成長したいと思っています。



それぞれの地区で活躍する理学療法士

介護老人保健施設 ケアホーム陽風の里 リハビリテーション部 戸田 良樹

私が現在所属している介護老人保健施設では、入所・通所・訪問の3部門のリハビリテーションを、立山町を中心とした地域に根差したサービスを提供しています。

介護保険事業以外にも、町の介護予防事業にも関わっており、現在2つの事業に携わっています。1つ目は通いの場での体力測定、2つ目は地域ケア会議への参加です。今回はこの2つの取り組みについて紹介したいと思います。

まずは通いの場についてです。立山町では町独自の「まめまめラジオ体操」といった高齢者の心身の健康づくり及び互いの顔の見える地域づくりを目指し身近な公民館において定期的な運動を行う取り組みを推進しています。

通いの場では各公民館でそれぞれ体操等を実施しており、理学療法士の関りとしては年に1度の体力測定の実施を町の保健師の方と一緒にしています。体力測定項目は4つで、①握力（全身の筋力）、②開眼片足立ち（バランス力）、③5m歩行（歩く力）、④TUG（総合力）を実施しています。

体力測定を実施後は、全体の総評と質問コーナーを取り入れています。総評として多いのは、歩行時の注意点（姿勢や腕の振りなど）を伝える

ことがよくあります。また質問コーナーでは生活の場での困っていることや、体の都合が悪い部分や痛み



がある場合に対してセルフケアを実際に指導しています。通いの場での運動を実践することも大事ですが、自分自身のセルフケアを地域の住民の方に少しでも覚えて頂けることが、介護予防での健康につながると考え、毎回各公民館で各関節や筋肉に対してのセルフマッサージ等を伝えています。実際にどうケアを実施するかを直接伝えられるのも、理学療法士としてやりがいがある仕事だと感じています。

次に地域ケア会議についてです。会議では各居宅事業所の個別事案に対して、リハビリ職・富山県中部厚生センター、町社会福祉協議会、保険者、管理栄養士、薬剤師、医師等による多職種で検討を実施して自立支援に資するケアマネジメント能力の向上や、地域包括支援ネットワークの構築や、地域課題を把握することが目的です。



地域ケア会議に参加することに対するメリットとしては、各居宅のケアマネージャーの方たちが参加されるので、ネットワーク作りがスムーズになることや、顔の見える関係作りが容易に行えることです。地域ケア会議には通所リハビリのスタッフが参加していることで、事業所の利用に関しても周知を促すことが出来る良い点だと考えています。



今後も地域リハビリテーションで介護保険分野だけでなく、それ以外の分野にも関わることで立山町のリハビリテーションに少しでも貢献できるように、今後も幅広く色々なことに対してチャレンジしていきたいと思います。

これから10年後の自分へ

地域に根ざした理学療法士を目指して

かみいち総合病院 寺林 俊樹

私は現在地域医療に根ざした病院で10年目のセラピストとして働いています。当院では70代～90代の対象者に対して「地域で自分らしく長く生活できる」をテーマに普段のリハビリ業務に取り組んできました。上市町では超高齢化が進み、80代、90代夫婦や1人暮らしの方が多く現況です。これからもこのような状況が変わらず進んでいくことが考えられます。また、当院でのリハビリテーションを行う患者層では整形外科疾患が圧倒的に多く、大腿骨頸部骨折、脊椎圧迫骨折が大枠を占めています。また円背や変形性関節症を既往している方がほとんどです。私はこういった対象者に対して地域で自分らしく長く生活できるために、治療や生活支援を行える理学療法士を目指しています。

私は入職してこれまでの10年間、基本動作のバイオメカニクスや徒手療法等を研修会で多く学び、普段の理学療法に繋げてきました。まず短期目標として、前半の5年間はこれらの知識を武器に運動器認定理学療法士を目指したいと考えています。入職してからもっとも多く携わってきた整形外科疾患の対象者への理学療法に対して、今まで以上に教養を深め実践していきたいです。また、バイオメカニクスの観点から動作指導、歩行補助具の検討、生活スタイルの検討を行い、在宅で自分らしく長く生活ができるような



関わりも継続して行いたいです。



長期目標としての後半の5年間は、これまで学んできたことを活かし院外での活動を多く行っていきたいです。当院での院外業務は地域包括支援事業や訪問リハビリテーション部門があり、それらを担当したいと思います。その中で介護予防事業では「在宅で自分らしく長く生活できるため」、「長く歩くために」をテーマに行いたいです。地域住民の中には誤った歩行補助具を使用している人、誤った考え方で体操を行なっている人や普段の日常生活で過剰に動きすぎている人等さまざまです。そんな方々に対して運動指導、歩行補助具の検討指導、対象者家族に対しての勉強会をできるような場を多く作っていきたくて考えています。そして、誰もが地域で自分らしく長く生活できるようなきっかけを作れたらと思います。



10年後の自分へ

厚生連滑川病院 酒井 翔悟

自分への文章を書くのは小学生のタイムカプセル以来になります、掘り起こしても何故か出てきませんでしたが…。働き出して今年で7年目、10年後となると中々の年数となっているわけで…昔抱えた出来事は昇華出来ていますか？未だにというなら我ながら中々度し難いものです。

余談はさておき、10年後どんな活動をしているのでしょうか？2025年問題も乗り越え、情勢や医療体制の変化等々からリハビリテーションの在り様も恐らく何かしら変化が生じていて、今の自分には何も見通せない状態にあります。その中で短期目標を挙げると、自身が現実習形態の理解を深め、活動に活かせるようになると共に当院のリハスタッフに伝えられるようになりたいと思っています。現在学生の指導者を担当する機会が多く、教育部にも属させて頂き、昔教職に就こうとしていた自分としては特に興味のある分野に多く携わらせて頂いています。実習の流れが画一化する中でより良い関わり方を試行錯誤し、学生と共に学びの経験を積みながら実践しました。そうすることで学生や患者さんの笑顔が見られるというのは、やりがいがあり嬉しいものです。10年経つ前に後輩達も指導者が行える年数になり、その頃には自分の経験を今度は後輩達に伝える時が来るのではないかと考えています。以前までの実習形態は言わずもがな、新しい形態においてもまだ自分の職場ではスタッフ間で共有出来るものは経験からの口頭しかなく、今後他スタッフへ伝え理解を深める上でマニュアルのようなものを作成して形に残していければと思っています。

また、未来が見通せない中でもPTとして根底の在り方は変わらないと思っています。長期目標は自分の実習の際お世話になった先生の「全ては患者さんの為に」の利他的な精神を自分なりに忘れず持ち続けて活動すること。10年と言わずにずっとその頃自分がやれることを直向きに行っていきたいと思います。もう1つ自分で内々に掲げるものは秘密です、頑張れ。



県内で活躍する理学療法士

2022年の取り組みとこれからの矜持

富山県済生会富山病院 リハビリテーション科 稲垣 麻恵

私の勤務する富山県済生会富山病院は富山市北部に位置する急性期医療から担う総合病院で、富山医療圏の二次救急輪番指定病院、脳卒中診療基幹病院です。地域包括ケア病棟を含む250床からなり訪問看護ステーションを併設しています。今回は、私が新たに当院で担当している取り組みを紹介します。



まず、腎臓リハビリテーションに関して、2022年の診療報酬改定で透析患者に対する透析時運動指導等加算75点が算定できるようになりました。これは、透析患者の状態と療養環境等をふまえたうえで、療養上に必要とされる訓練等を透析中に20分以上連続して行った場合に算定されます。当院でも腎臓リハビリテーションチームを立ち上げ、当院独自の透析中運動プログラムを作成し11月1日から開始しました。初回は問題なく実施することができましたが、2回目以降は患者さんの疲労感や意欲的な面もあり柔軟な対応が必要と感じました。今後も継続して実施できるように働きかけることや、自宅でも運動する習慣が身につくように支援していく重要性を感じています。



次に新型コロナウイルス感染症に関して、当院では交代制でセラピスト1-2名が陽性者へのリハビリテーションを実施しています。陽性者は中等症以上の方で呼吸器症状を有する方が多く、呼吸リハビリテーションが必要な場合や、限られた病室内で過ごすために起こる廃用症候群予防として関

わっています。高齢者が多いため入院された時点で身体機能が低下していることや、脳梗塞後遺症など何らかの疾患を有していることも多く見受けられます。狭い空間から出られず他者との関わりが激減するストレスもあり、心理的サポートとしての大事な役割も担っていると考えています。

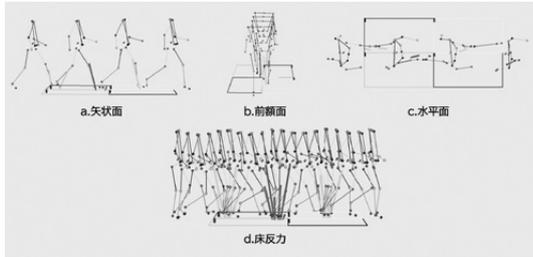


腎臓リハビリテーションやコロナ病床での勤務に関わらず、新しく何かを始める時は医師や看護師など多職種との連携がとても重要です。また、私は理学療法士になり20年が過ぎましたが、新たに始める取り組みはまだまだこの先もあります。今後も育児や家事、近々訪れる介護と仕事の両立は体力面の不安もありますが、頑張っていきたいと思います。患者さんを取り巻く多くの職種と協働して、患者さんやご家族の想いを大切に寄り添うこと、そして患者さんと真摯に向き合い、より良いサービスが提供できるように心がけていきたいと思っています。

当院における三次元動作分析の取り組み

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 溝口 太仁

「この機器を使えたらカッコいいなあ。」これは、私が入職して三次元動作分析装置を初めて見たときに感じたことです。当院には三次元動作分析装置が導入されていましたが、まだまだ使用率は低く、積極的に活用されていない状況でした。この状況に私は「これはチャンスだ」と思い、機器に触れたのが三次元動作分析に関わるきっかけでした。今では三次元動作分析は脳卒中患者の定期評価として実施し、年間約100件までに増えました。今回は当院における三次元動作分析の取り組みについて紹介させていただきたいと思います。

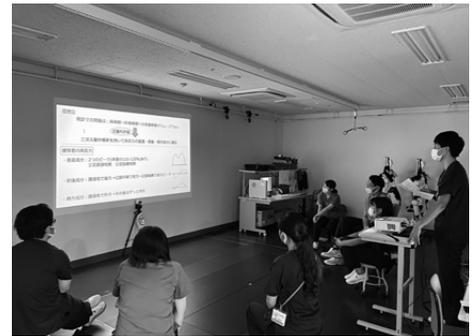


三次元動作分析班は現在8名で構成され、臨床・教育・

研究の3つの側面で活動しています。まず、臨床では脳卒中患者の歩行の定期評価として入院時（監視歩行が可能な時点）と退院時で実施し、結果を患者様にフィードバックするとともに理学療法の効果検証に活用しています。

次に教育では班員内で勉強会を開催し、三次元動作分析を用いて、観察による歩行分析ではみることができない床反力を視覚的に理解することで、どのタイミングでどのような外力が働いているかを学んでいます。これにより、臨床での歩行分析における問題抽出のための視点を増やすことができると考えています。

最後に研究では2016年から2022年までに論文2本、学会発表10演題と積極的に三次元動作分析関連の報告をしています。また、班内で臨床での疑問を解決するための研究計画（臨床疑問の定式化、方法、統計、考察）を実施しています。



このように当院では三次元動作分析装置を臨床・教育・研究の3つの側面から活用しています。現在、当院では脳卒中者の歩行分析データベースを構築し、約150名のデータが収集されています。今後はデータベースを活用し、脳卒中者の歩行における特徴の抽出や効果検証などを実施し、理学療法士の知識・技能の向上や臨床上の問題解決の糸口となるような情報の提供に役立てていきたいと思っています。

スポーツ現場にかかわる理学療法士として ～組織づくりとその取り組み～

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 梅野 晃

富山県理学療法士会50周年に際しお祝い申し上げます。理学療法士も全国で十万人以上となり、様々な場面で理学療法士の活躍を聞く機会が増えています。記憶に新しいところでは、2021年に開催された東京オリンピックですが、全国から多くの理学療法士が選手のサポートに携わられました。



私が理学療法士になったころは、プロスポーツなどのトレーナーとしてかかわる医療関連職種の多くが柔道整復師や鍼灸マッサージ師の方だったと記憶していますが、近年理学療法士のかかわりも増え、現在では医療関連職種における理学療法士の割合はトレーナー全体の半数を占める程になってきていると言われています。

富山県理学療法士会においても、スポーツサポートの組織立った活動を行うことを目的に、約10年前よりスポーツ支援事業部としてスタートし、5年前前にはスポーツ支援事業局と局の体制になりました。高校生のバレーボールや野球の大会サポートから始まった事業は、富山マラソンやねりんピックなどの県からの依頼の他、県内のハンドボールのプロスポーツであるプレステージ・インターナショナル・アランマーレから依頼を受けるまでに成長し組織化されてきました。コロナ禍で止まっていますが、ラグビー協会からの大会サポート依頼もあり、県内のスポーツ場面における理学療法士の認知度も徐々に高まってきてい

ます。現在、県士会のスポーツ支援事業局の局長として活動させていただいておりますが、私自身も富山

県の国体選抜チームに関わる機会をいただいてから10年以上になりました。サッカーや陸上競技に関わる機会をいただき、選手がケガなく

ベストなパフォーマンスを発揮できるよう心掛けながら関わっています。

理学療法士には何ができるのかということを選手は勿論、各競技団体の協会関係者やチームスタッフからも注目され、試されているように感じます。

私が結果を示すことができなければ次に呼ばれることはありません。それは私自身のみの問題ではなく、所属する病院におけるリハビリテーションの評判、強いては理学療法士の評価をも下げることに繋がるのだと、日々プレッシャーを感じながら関わっています。

諸先輩方が理学療法士として様々なことを積み上げてこれ、富山県理学療法士会も50周年を迎えることとなりました。私たちは様々な場面で活躍す



る機会を得られていると感じています。そういったつながりの中で、私自身が後輩達の理学療法士としての活躍の場を奪うことの無いよう、今後も理学療法士としてしっかりとステップアップしていけるよう努力していきたいと強く思います。

これから10年後の自分へ



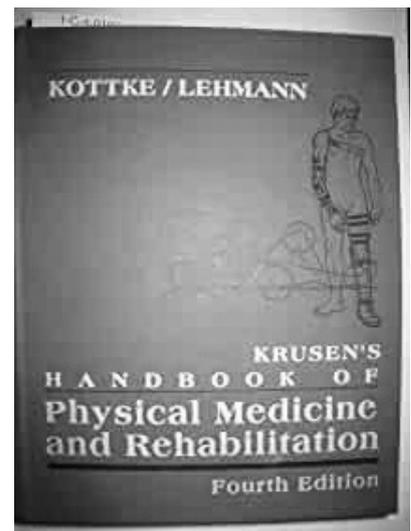
これから10年後の自分へ

医療法人社団アルペン会アルペンリハビリテーション病院 中本 健一
通所リハビリテーション あいの風

私は、国立療養所系専門学校としては二番目に古い学校で過ごし、理学療法の根本とその治療技術を学んだ。自慢の専門職養成校であり、卒業後も、在学したことを誇りに感じている。在学当時、私の実習地の理学診療科の定期回診に来られていたphysiatristの診療を見学させて頂く機会があった。その医師は、患者の診察だけでなく、理学療法まで自ら施し、その技術を理学療法士に指導していた。その後、私が臨床家として診療に携わることになってからも、診療の相談や治療の指導を受ける機会もあり、多くを学んだ。“理学療法の処方と治療はかく在るもの”、“理学療法技術の差”を実感した日々の中で、多くの衝撃的な治療技術とその結果に遭遇し、理学療法の根本たるを心に刻む。富山に臨床の場を移し、また自身の組織内の立場も変わり、理学療法を施行する機会も少なくなったが、その時の衝撃はまだまだ心底にある。

時は流れ、人生100年時代と言われるようになり、理学療法士の立場や活躍できるフィールドも拡大してきた。これは、政界で活躍される理学療法士の方、また職能団体として組織の地盤を固めることに一意専心してこられた先駆者の方々の尽力の賜物であり、我々理学療法士が専門職として社会から求められている今を構築された。その発展・変化の中であっても、私の心底には「理学療法とはかく在るものという教育と、臨床の場で実感したあの衝撃」と、理学療法の道を志している以上、そもそも理学療法は「物理医学とリハビリテーションの治療手段である」という根本が、私の頑なな心に錨を下ろしている。

現在は生活期に身を置く機会を頂き、治療行為の実施頻度は激減し、私の人生も残るは半生、いつまでも診療の現場に身を置くこともできない。あの衝撃を自らが再現し、一人でも多くの患者さんを治したいと思うが、これからの10年、20年、30年は、理学療法の根本と治療技術たる理学療法を如何に後輩らへ伝えられるかに人生の舵を向けて進んでいきたい。



富山中央地区

県内で活躍する理学療法士

富山中央地区の活動紹介と今後の展望

富山中央地区連絡会 富山県立中央病院 リハビリテーション科 石田 泰子

富山中央地区は、約45の病院・施設・クリニック・学校で構成されています。県内7地区ある中でも施設数も多く会員数もそれに伴って多く在籍し、今後とも増加していくものと予測される地区の一つです。

富山中央地区の活動紹介として2022年4月、日本理学療法士協会では新生涯システムがスタートし、それに対応すべくポイント取得対象会員及び企画・運営側の症例検討会のイメージをつけて頂くことを目的に模擬症例検討会を開催しました。今後は、本番に向けて地区役員を中心に取り組んでいこうと考えています。



また、富山ダイハツ安全健康運転講座では、日本理学療法士協会とダイハツ工業（株）が社会課題の一つである少子高齢化、地域活性化に対して共同で取り組む地域密着プロジェクトの一環としてダイハツ富山店にて社会局保健福祉事業部と協同してイベントを数回開催しました。富山中央地区の高齢者の方々を対象に握力やTUG検査、片脚立位など運転操作に必要とされる評価や体操を実施して『安全に自由に富山の町を移動しよう』というダイハツ富山店のコンセプトに沿って働きかけ

を行っております。理学療法士が県民の健康管理やニーズに合った運動指導が今後も継続して行えるよう、地区内の会員にも多く啓発していきたいと考えます。

今後の富山中央地区の課題・そして展望として従来、地区内での活動が活発に行ってきたとは言い難く、いわゆる『顔の見えない関係』となり、『横の繋がり』に欠ける状態となっています。さらに、新型コロナウイルスによる影響により会議や研修会・学会が対面で実施できなくなったことによりそれはさらに強まっていったようにも思われましたが、代替え方法としてリモートによりそれらが開催可能となり、時間とネットワーク環境さえ調整すれば自宅や職場にいても参加できる状況となりました。また、従来の電話やメールでの連絡方法に加えLINEなどのアプリケーションの普及により連絡方法も取りやすくなっています。日々進化しているアプリケーションツールの活用や世の中の情勢にアンテナを張りながら地区内、さらには県内会員との『横の繋がり』・『縦の繋がり』をもち理学療法士としての役割を果たしていきたいと考えます。みなさん、ご協力宜しくお願い致します。





精神科病院での理学療法への挑戦

医療法人社団重仁会 佐々木病院 渡邊 雅行

精神科病院に勤務して3年目、作業療法士として精神科病院で非常勤勤務の経験はあったが、富山県内で最初の理学療法士を募集している求人広告を見て応募した。今までの臨床経験と同様に、退院前訪問で家屋評価を行ったり、フレイル予防、肩や腰の疼痛緩和、入院中の骨折や脳血管障害のリハビリテー

ションサービスを行ったりしている。

精神科病院の患者は、統合失調症や認知症、うつ等の診断等で治療を受けている。退院先が見つからないなどの理由から長期入院による高齢化で身体合併症や転倒等が問題となっており、精神科病院における理学療法のニーズは高まっている。症状や薬物治療の副作用等で筋緊張異常、不随意運動や姿勢が傾いていたり、あるいは、歩行バランスが悪いことも少なくない。

理学療法を行う上で検討していることには、病棟によっては、紐や棒の持ち込みが禁止で杖を使えないことがあるので、適切な歩行補助具を提案する。平行棒や訓練用階段がないので、病棟内で両側に長机を並べて手をついて歩行練習したり、院内の手すりや階段を使って練習を進めたりしている。可動域や痛みは心理面からの影響を受けることもありえるので、テレビを見ている時などの動作や表情など日常場面での観察も欠か



せない。患者の中にはある動作ができるのにできないと思い込んだり、逆に、できないのにできると妄想に関連して判断することがある。また、日によって体調の変化があるので、保護帽に青や赤色で示しスタッフが判断することも必要である。

病院内の栄養管理委員会に所属し多職種チームで摂食・嚥下機能の評価や食事指導を行なっている。精神科患者には、たとえ嚥下機能に問題なくとも早食い、詰込みなどで窒息のリスクが高い患者もいる。

精神・心理領域理学療法部門研究会に所属しているので、これからも他の理学療法士に学び、自分の臨床活動をより良いものとしていきたい。

有料老人ホームへの挑戦

北電産業株式会社 福祉事業部 林 香織

理学療法士となり、約22年。今の会社に転職したのは、仕事を始めて10年が経ち、環境を変えたいと思っていたのと当社で介護の研修の講師をしていたのをきっかけに“株式会社で働く理学療法士もいいかも”と漠然と思ったからです。



それまでは、療養型の病院で病棟、デイケア、訪問リハビリの立ち上げに関わってきました。生活期や地域リハビリに興味があり、入院されている介護度の重い患者様、ご自宅で家族や介護サービスに支えられ生活している利用者様を見てきたので、デイサービスの管理者をして欲しいと言われた時は、なんとかなるだろうと思っていました。当時は、上司やデイサービスの経験がある職員などの周りに助けられ何とか運営していましたが、今思えば、リーダーとしての力量やリハビリ以外の知識はとても不十分でよくやっていたなあと思います。

その後、介護研修の企画・運営・講師をしながら北陸3県合計13事業所の監査担当などを経て、2023年4月にオープンする有料老人ホーム“ウェル百選上富居”の開所準備に携わらせてもらっています。開所の



ために上司と共に社長はじめ役員への事業内容のプレゼン、従業員の就業条件や給与の設定や採用、施設の設備や備品の選定、ネットワークに関わること、チラシの作成など、理学療法士では経験できないことをたくさん経験させてもらっています。

“ウェルビーイング”をコンセプトに入居者様が健康的で快適な生活を送っていただけるような居場所を作り、自立支援を大切にしたいと思っています。また、食事はコンパクトなIHヒーターと専用の食器とトレイを使って食器の中で調理する画期的なシステム“ディッシュクック”を使い、おいしいのはもちろん、栄養面もしっかり管理された食事の提供も予定しています。自分自身さらに成長できる最高の環境を与えていただいているので、理学療法士の経験、考え方を生かし、QOLや自立支援を重視した施設作りをしていきたいと思っています。

これから10年後の自分へ



理学療法士、0歳。10年後への自分たちを想ふ
～仲良しトリオの未来に幸あれ～

富山県立中央病院 伏木 真子、小嵐 智仁、桂井 優依

私たちは、富山県立中央病院所属1年目の同期仲良しトリオです。

私たちには10年後、専門性の高い理学療法を患者さんに提供でき、安心して理学療法を任せてもらえる理学療法士になりたいという目標があります。

富山県立中央病院では、病棟ごとにチーム担当制を取り入れています。私たちは3人とも、まだ具体的にどの疾患の理学療法を専門的にしていきたいかは模索中であり、各病棟の様々な疾患の患者さんを担当させていただいています。

富山県立中央病院のもう1つの特徴としては、急性期病院のため、患者さんに関われる時間が限られています。入職し約半年が経過しましたが、患者さんが退院する際に、自分の行った理学療法を「あれでよ

かったのか」「もう少しできることがあったのではないか…」と悩むことが多いです。それでも、今は先輩方からの愛のある指導を受け、日々一生懸命に患者さんとの理学療法を頑張っています。

そのような毎日の中だからこそまずは今日の前にいる、さらには今後出会う患者さんのため、自己研鑽を積み、数多くの勉強会への参加、幅広い知識と技術を身につけたジェネラリストを目標とし、そしてゆくゆくは、スペシャリストとして自分が追求したい理学療法の分野を見つけたいと思います。常に考え、学び続ける姿勢を大切に、質の高い理学療法を求めて専門性を極めていきたいです。そのことが、富山県立中央病院の理学療法を受けてよかったと県民のみなさんに感じていただけることに繋がると信じています。

私たちはそれぞれの個性も年齢も違いますが、お互いが助け合い、力を合わせ、優しく情熱ある先輩方に囲まれ、患者さんからたくさんのことを学びながら、一緒に日々成長しています。そして、目標とする理学療法士へと成長しながらも、私たちが学び、受け継いできたものを後輩へ伝えていける存在になっていたいと思います。10年後、富山県立中央病院リハビリテーション科の一員として、患者さんの役に立てるよう、今後も切磋琢磨しながら精進していきます。



これから10年後の自分へ

老人保健施設チューリップ苑 通所リハビリ 堀内 柚希

これから約10年後の未来は厚生労働省も懸念しているようにさらなる少子高齢化が考えられます。2035年、日本は1.27億人から1.12億人に減少し、26.7%の高齢化率が33.4%まで拡大するとも言われています。

そこでリハビリ業務は介護の場でさらなる活躍ができると私は考えます。

現在私は介護老人保健施設でデイケアでのリハビリ職員として働いています。デイケアでは利用者様とはもちろん、その家族様や他の職種、他事業所の方と関わる機会が多いです。そして直接介護の悩みを聞かせてもらう機会もふえました。高齢になると多かれ少なかれ介護が必要となってきます。介護量が大いほど、介護する側は24時間目が離せないことから身体的な負担はもちろん、人との交流が途絶えるという悩みも出てきます。反対に介護される側は生活が不自由となり、介護者に気を遣い精神的にも負担に感じるという悩みも出てきます。これからさらに高齢者が増えるということは、そのような方たちが多くなるということです。デイケアでは身体的な回復を大幅に伸ばすことは難しいケースが多いですが、残っている本人の能力をなるべく維持し活用させ、在宅生活でさらなる負担がでないように援助する役割を持っています。また、環境面や介護保険制度を利用したサービスを整えることもデイケアでの役割であり、働く魅力だと思います。そこから実際に利用者様やそのご家族様に感謝のお言葉を頂いたり、自分が役に立っていると感じたときはとてもこの職業にやりがいを感じます。

今の私は経験が浅く、周りの方に頼らないと解決できないことが多くあるのが現状です。

10年後自分がどうなっているか想像はつきにくいですが、周りの方たちに助けて頂いたことや知識を次の世代にも受け継ぎ、さらに人の役にたっていてほしいです。そのためにも今、目の前にある問題にこれからは真剣に取り組んでいきたいと思っています。

県内で活躍する理学療法士



研究について思うこと

富山大学附属病院 石黒 幸治

一般社団法人 富山県理学療法士会50周年おめでとうございます。理学療法士となってから20年以上が経ち、これまでの学術的活動を振り返りながら、研究に対する想いを書き記します。私が初めて学術大会で発表したのは、第17回東海北陸理学療法学会（石川）で、「治療的電気刺激（TES）が筋緊張に与える影響について～誘発筋電図での検討～」というタイトルでした（PT2年目）。当時担当していた片麻痺患者の痙縮がなかなか改善できず、TESという物理療法の有効性を調べようと思ったのです。PTになりたての私に深い思慮はなく、ただ正面からぶつかることしかありませんでした。とは言っても、患者にすぐにTESを導入することは出来ないで、恩師の勧めもあり基礎研究として健常者のヒラメ筋にTESを行い、誘発筋電図のH波が生理学的に低下するかを検証しました。痙縮とは伸張反射のH波が亢進している状態なので（諸説あり）、TES後のH波が低下すれば、患者に科学的根拠のある治療（EBM）ができると思ったのです。しかしながら、この発表は座長などからの厳しいコメントや質疑にも上手く答えられなかったことで、もう研究なんてやめようと思えました。今から思えばそんな小さなことで。しかし、その後患者に臨床応用してみると、痙縮の改善とH波の低下が見られ、諦めずに続けて良かった、研究って面白い、患者にもっと貢献できる研究がしたいと思えるようになりました。余談ですが、発表は今のようないくつかの枚のプリントではなく、ポジフィルムとカリバーサルフィルムと言って、写真のネガのようなものを一枚一枚スライド化させてから映し出す方法でした。

それから5年後、富山大学医学部システム情動科学講座（旧 第一生理学講座）の西条寿夫教授の門をたたき、ニューロサイエンスの研究に没頭しました。教授の指導は厳しく、徹夜は当たり前でしたが、教授はそれにも付き合ってくれました。2009年に修士（医科学）、2013年に博士（医学）を取得し、今でも西条グループとは学術的交流を続けています。現在の私は管理業務にも従事してはならないのですが、臨床活動の傍ら、研究への熱意も持ち続けていられるのは、「志高遠」という言葉が心にあるからに他なりません。博士（医学）はPhDと略されますが、正式にはDoctor of Philosophyと記載されます。



研究とは知的探究心を基盤にしながらも、最終的には対象者（患者）のために行われるべきものであり（社会貢献）、疑問に対し悩み続けていかななくてはいけないのだと思っています。

新人さんに今思うこと

富山大学附属病院 福田紗恵子

一般社団法人 富山県理学療法士会創立50周年おめでとうございます。

私は、岡山県の養成校を卒業後、同県での勤務を経て富山県に就職しました。その際、富山県士会に県外から中途入会したのは私ともう一人、富山大学で研究職をなさっている先生でした。県士会の新入者歓迎会でお話しさせていただいたご縁から、研究室に伺うようになり富山大学大学院修士課程に進学し生理学の講座で学ばせていただきました。臨床業務との両立は苦勞も多く、ただがむしゃらに目の前の患者様に追いつくこと、課題を解決することに精一杯の毎日でした。学ばせていただくことも非常に多かったですが、自分は理学療法士として何を目標にしていけばよいのか迷った時期でもありました。そんなとき、当時の上司である滝田正樹先生の勧めで内部障害、とくに呼吸理学療法について知識を深めていきました。そのころは、あまり興味を持たず（むしろ苦手で）小難しく考えていたのですが、学べば学ぶほどそれまでの価値観が変わりました。呼吸機能だけでなく軟部組織の走行、伸張性や関節可動域、筋力など運動生理学や解剖学、動作分析やフィジカルアセスメント…、1年目から言われる基本中の基本がなぜか内部障害の方を診る際にはすっかり忘れてしまっていたことに気が付きました。少しずつコツをつかむと、患者様の変化に気がつけるようになり、何をすれば良いのかがわかるようになりました。すると、痛みが取れたよ、苦しかったのが楽になったよと言っていただけるようになり、何よりやりがいを感じられる瞬間となりました。それから十数年、現在は呼吸関連学会や研究会の運営や教育事業に携わらせていただくことも増え、後進育成に励んでいます。

新人さんやまだなんとなく目標が立てられないという方に、自分の専門性を見出すことが難しい、どうやって進む道を決めたらいいか、と相談されることがあります。しかし、私自身環境に流されてなんとなくやってきたので、そのような質問をくれる方はちゃんと考えていて立派だな、と感心してしまうのです。答えはわかりませんが、人との出会い、自分の身を置く環境が自ずと道標になるのかな、と今は感じています。

富山県士会では様々なイベントや勉強会が企画されています。興味を持つものばかりではないかもしれませんが、その中にももしかしたら意外に興味深いものがあるかもしれませんし、それが後の人生を変える大きなきっかけになったりもするのかもしれません（何もないかもしれませんが）。スポンジのように吸収できる若いうちに、様々な分野の様々な先生と出会い、いろんな話を聞いて感性を磨くのも良いかもしれません。富山県は小さいですが、そのおかげで顔の見える関係性が築きやすい環境でもあり、困ったときには皆が助けて下さいます。壁にぶつかっているときこそ、外に出てみるのも良いかもしれません。

富山県士会、そして関わる皆様の益々のご活躍をお祈り申し上げます。



スポーツ支援活動を通して得たこと

富山西総合病院 野上 静恵

富山県理学療法士会創立50周年おめでとうございます。

私は普段は総合病院で勤務しており、1年目から20数年目の13名の理学療法士が在籍し、先輩後輩に日々励まされ恵まれた環境で過ごしています。

私は新人時代から整形疾患に携わることが多く、運動器

理学療法について詳しくなりたいと思いスポーツ分野に興味を持つようになりました。私自身は運動が苦手なので、初めはスポーツ現場に行くことに抵抗がありました。実際のスポーツ現場は理学療法士が必要とされており、中でも女性理学療法士が少ないことも課題でした。その後、自分にもできることがあるのではと思い、高校野球、富山マラソン、高校バレー、ハンドボール、ねんりんピック、陸上競技の国体の帯同など様々な活動に参加させていただきました。スポーツ現場では指導者や選手など医療職以外の方との関わりがあります。指導者は競技に詳しい上に日頃選手をよく観察されているので動作観察は大変細かく、質問すると大変勉強になります。現場で選手に声をかけると「アップシューズでは平気だけどスパイクを履いたら痛い」、「直線走行は大丈夫だけどコーナーを曲がると痛い」などトレーナー室では気付かない問題を相談されることもあります。女性選手の場合、テーピングを行う際に肌を露出する必要があるため、女性特有の問題を相談されたりと女性理学療法士の必要性を感じることもありました。スポーツ分野で学んだ知識は臨床で活かすことも多く、私にとって有益なことばかりでした。

多くの理学療法士にスポーツ支援に携わっていただくことを目標にスポーツ支援事業局スポーツ人材育成部を担当させていただいています。局や部の方々との関わりは理学療法士としての視野を広げる貴重な機会となっています。

私はスポーツ支援を通し、様々な方との出会いや経験の機会をいただき、大変感謝しています。またスポーツ支援への参加に協力的な職場にも感謝しています。近年はコロナ禍のためスポーツ支援に参加できていませんが、またスポーツ現場に足を運びたいと思っています。



これから10年後の自分へ

私の10年後の理学療法士像

富山西総合病院 越森 優人

私は、富山西総合病院に勤めて4年目になりました。最初の2年間は、内科や外科の術後、脳外科の患者さんを担当していました。現在は、主に整形疾患の術後や外来の患者さんを担当しています。3年間で様々な疾患を担当しました。その中で特に印象に残っている症例が、運動器の患者さんです。その症例は、朝起きるときにだけ下肢に放散痛が生じ、起き上がりが困難ということで来院されました。この症例の理学療法について、院内で検討会を実施し先輩方に意見を頂き、文献を調べ疼痛の発生原因を考えアプローチをした結果疼痛が消失する経験をしました。このことが一つのきっかけで私は、特に運動器分野への興味がわきました。患者さんの疼痛の原因を考察しそれに対してアプローチした結果、改善に



至ることにやりがいを感じています。しかし、担当した患者さんの中には満足して終われているか心配になるときもあるのが現実で、私には確かな触診や評価、治療の技術がまだまだ伴っていないと強く感じています。そのため、先輩方から意見を頂き周りに助けてもらいながら、患者さんの治療をおこなっています。他の理学療法士なら患者さんの痛みがスムーズに取れるのではないかと、今の自分で大丈夫なのかといった悩みが付きません。



今後は、触診・評価・治療の技術や症例の経験をさらに積み重ねていきたいと考えています。そのため、現在は触診の技術の向上や患者さんの疼痛原因の評価ツールとしてエコーを使用し的確にアプローチができるように努力しています。また、なんとなく治療するのではなく、患者さんひとりひとりに対し自分なりの根拠をもって治療し、結果を再検することを意識し患者さんに関わらせていただいています。この経験を積み重ね10年後に患者さんの痛みに対して適切な介入ができ、後輩に的確なアドバイスができるような理学療法士を目指します。

幅広い分野で活躍できる理学療法士を目指して

富山西総合病院 梶原 菜摘

私は理学療法士になって2年目になります。1年目は地域包括ケア病棟で勤務し、退院支援を中心としたリハビリテーションを多く経験しました。患者さんのADL能力が自宅での生活で活用できるよう、実際に家屋訪問し環境調整を行いました。患者さんの能力に合わせた環境調整をすることも大事ですが、HOT導入など医療機器を使用した生活に対する環境調整を行うことにより自宅に帰ることができる患者さんもおられ、学校の授業だけでは学ぶことのできないことを多く学んだ1年でした。

2年目である今年度は急性期病棟で主に外科、脳外科、内科疾患の患者さんを担当しています。ここでは発症後間もない患者さんが多く、病態の理解とリスク管理のもと早期に離床し廃用症候群の予防が重要となります。様々な情報から理学療法を実施していくために、先輩理学療法士からのアドバイスを頂きながら日々勉強しています。運動療法を行っていく上での栄養管理や負荷量の設定について、呼吸リハビリテーション時の聴診方法やドレナージのコツなど先輩方に丁寧に教えていただき、仕事が学びの場となっています。

現在はがんリハビリテーションの研修会、リンパ浮腫治療の研修会にも参加しています。がんリハビリテーション研修会には全国から多数の病院が参加されていました。研修の中で模擬カンファレンスがあり、1症例について病院ごとに退院支援のカンファレンスを実施しました。同じ症例でも退院時期の目安、使用するサービス内容などが病院によって違い、様々な考え方があること、病院によって患者さんに提案する内容が変わることを感じました。患者さんのニーズを大切にしながら、安全に退院できるよう考慮した意見が飛び交っておりとても勉強になりました。

当院では、他にも心臓リハ、腎臓リハ、運動器リハ、スポーツリハ、ウィメンズヘルス、地域住民への健康増進活動など様々な分野で理学療法士が活躍しています。私自身も積極的に様々な分野に関わり、研

修にも参加し自己研鑽していきたいです。10年後には、先輩方のような共に働くスタッフや患者さんから信頼され幅広い分野で活躍できる理学療法士を目指して頑張ります！

これから10年後の自分へ

富山大学附属病院 亀山 結子

富山県理学療法士会創立50周年、誠におめでとうございます。

私は理学療法士として働き始めて今年で3年目を迎えました。まだまだ患者様から学ぶことが多く、周りの方々に助けをもらいながら日々臨床に励んでいます。働き始めた頃は、右も左もわからず、臨床現場で起こることすべてが不安に感じてい



たように思います。急

性期において「ここまでは運動しても大丈夫」という判断をしながら、患者様が最大限に回復するように、リハビリのメリットとデメリットのバランスを取りながら安全にリハビリを実施することの難しさを実感しました。振り返ると数え切れないほどの失敗と反省を繰り返してきたと思いますが、日々患者様と接していく中で、未熟ながらも少しずつ業務にも慣れ、患者様の回復を手助けすることに今まで以上にやりがいを感じていま

す。最近入院期間の短縮が進む中で、身体機能の向上はもちろんのこと、早期から日常生活へ意識を向けることが重要だと私自身感じており、今後はさらに生活の視点から患者様をみるできるようになりたいです。まだまだ理学療法士としての経験、知識、技術の浅さを感じる場面が多くありますが、自己研鑽を重ね、向上心と探求心を持って過ごしていきたいと思ひます。

話は変わり、私事になりますが、今年は結婚して生活が大きく変化した年でした。仕事と家事の両立には苦戦しており、日々生活を送る中で、こんなにも1日は短いものかと時間の流れの早さを実感しています。そんな経験から、10年後の目標は「仕事と家庭を両立すること」としたいと思ひます。これから10年間、出産や育児などのライフイベントも加わってくるかと思ひますが、オンオフを上手く切り替え、時間を有効に使っていきたくひです。また、周りの方々への感謝の気持ちを忘れず、たくさんのことに刺激を受けながら、人としても理学療法士としても成長していきたくひです。



高岡地区

高岡地域のリハビリテーション従事者や行政の橋渡し役として活躍してこられた山口城弘理学療法士に、高岡地区でのこれまでの活動と今後の展望についてインタビューしました！

高岡地区連絡会理事 大崎・中村・平井

大崎：高岡地区において、これまでどのような活動をしてこられましたか？

山口：高岡地区連絡会の初代代表を務めさせていただきました。発足当初は富山県理学療法士会会長、高岡地区理事の先生にバックアップをいただきながら、現在も活動の趣旨となっている顔の見える関係づくりの道筋を作りました。また、若手主体の「若高会」を作り、疾患別の基礎知識の研修から学会発表の支援などの活動を継続して行っています。

そのほか、高岡地域リハビリテーション広域支援センターの事業に携わっています。これは介護保険導入に合わせて、富山県内では4つの2次医療圏に1箇所（富山市はプラス1箇所）5つの病院が県からの委託事業として活動しています。活動内容は、地域リハビリテーション従事者に対する技術向上のための実地指導や研修会開催・住民啓発事業・福祉用具貸与・相談窓口対応などです。近年、地域リハビリテーション活動支援事業のニーズに対して、富山県地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンターと富山県地域リハビリテーション協力機関が各地域で整備され、年々事業実績は増加しています。

中村：今後、どのようにしていきたいとお考えですか？

山口：病院、地域など、活動は多岐に渡りますが、PTとしての軸足はあくまでも基本動作能力の改善であり、誰にどのように伝えるか、その方法・手段に工夫が必要となってくると思います。伝え方の工夫として、切り抜き動画のように分かりやすく簡潔に

物事を伝える事、詳細は本編で深掘りした内容を伝える事など、分かりやすく深い内容が伝えられるように工夫していきたいです。

通いの場の運用では、アクティブラーニングを取り入れる事が重要だと思います。町のリーダーを中心に参加者同士が自助互助の認識で活動が定着すると、PTが常時いなくても成り立つ活動になり、要所で活動を振り返ってアドバイスを行う関わり方になるため、マンパワーをかけなくても行える事業であり、実際にこのような事業に携わり広げていきたいです。

地域リハビリテーションから話題は離れませんが、部活動の地域での指導はPTが関与できる活動ではないかと思います。障害予防とパフォーマンス向上を助言できる事はPTの強みであり、部活動の地域での指導の一環としてPTが関わる余地があり、関係性を築いていきたいと思います。

平井：高岡地区をはじめ、富山県の理学療法士が地区の中で他職種と共に住民のために力を発揮していくためにどのようなことを考えていけば良いか、要望あるいはメッセージとしてお聞かせください。

山口：他職種と地域包括ケアシステムの理念「その人らしく住み慣れた場所で生き生きと生活し続けられる支援」を共有する事が重要だと思います。他職種が関わる会議では、活発な議論が行われるようにPTが先陣を切って発言することを心掛けることや他職種の意見を尊重した対応力を磨くことが必要です。

今後、PTが地域に出向く機会が更に増えて

くると思います。普段のマンツーマンでの対応と違い、不特定多数を相手にしたり、その日初めて会う専門他職種と接する事に戸惑いがあると思いますが、PTの専門性を

発揮できる場であり、自分にとって学びの場と捉えて一歩を踏み出せば、新しい道が開けてくると思います。ともにがんばりましょう。

県内で活躍する理学療法士



高岡地区連絡会の活動 ～発足当時と今～

射水市役所 地域福祉課 中村 太輔

富山県理学療法士会で地区連絡会が発足して15年になる。当時の塚本 彰会長が提案され、諸先輩方のご尽力で活動が開始され、引き継がれてきた。私は、働き始めて数年経ったころに誘われて運営スタッフとして関わり始めた。

当初は、「顔の見える関係づくり」が第1の目的であり新人歓迎会やバーベキュー、情報共有のための意見交換会などが主な活動であった。養成校が増え、会員の急激な増加に伴い、地区連絡会規模での研修会も積極的に企画されるようになった。1人職場や若手のみの職場の先生方には、他施設のPTとの情報交換や知識・技術習得のために大変有意義な場であったと考える。私自身も職



場だけでは見えなかった病期別の理学療法や他職種の業務や連携、また適切な情報伝達の方法など学ぶことが多かった。何より他施設の先生方との関係作りができた。高岡地区のこれまでの活動の特色は、他職種や施設間、病期別の連携に重きを置いてきた点である。歴代の代表や理事、幹事、運営スタッフが企画の段階で、「連携」を意識したテーマを取り入れている。また、「若者には敷居が高い」との意見もあり、若手の先生方（5年目まで）だけで活動する「若高会」も発足し、現在も活動している。

令和4年度からの新しい生涯学習制度の開始に伴い、地区連絡会の役割も拡大している。現在は研修会も地区以外の会員向けのものが増加した。後期研修にあたる症例検討会など単位に

関わる活動も求められている。また、ダイハツの健康安全運転講座などの地域での対外的な活動にも参加している。県士会高岡支部のような存在でしょうか。

振り返ってみると高岡地区連絡会発足当時は、私にはこのような時代の変化による役割の多様化は予想もできなかった。地区での連携を続け、歴代役員が協力できる体制が整っていたことが、今の活動に繋がっていると感じる。今後も先を見据えた、新たな取り組みへの対応が必要になるだろう。ただ個人的には、今後も「顔の見える関係づくり」を基本として大切にし、地区の活動に協力していきたいと考えている。

これから10年後の自分へ

これから10年後の自分へ

厚生連高岡病院 伊藤 健太

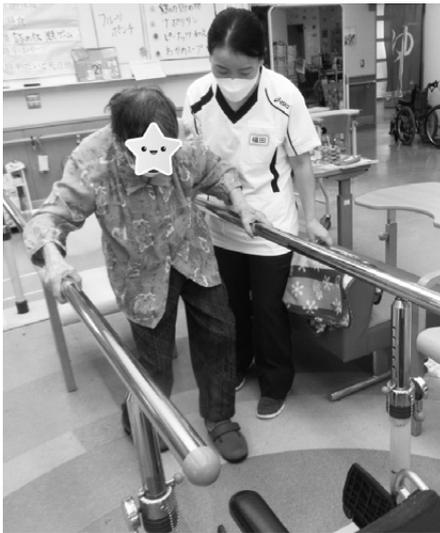
私の理学療法士としての今後の目標は、患者様に寄り添い個々の患者様に対応ができる理学療法士になりたいと考えています。

私が理学療法士免許を所得したのは2018年でした。そこから厚生連高岡病院に勤め始め今年で5年目となります。その間、急性期病院で様々な患者様の理学療法に従事させていただきました。



入職して1年目の時は理学療法士としてはもちろん社会人としても未熟ながら、入職して1ヶ月後に初めて患者様の担当をさせていただきました。当時初めて担当させていただいたのは腰椎疾患の術後の患者様でした。その時の私は理学療法士として何をして良いのか分からず、とりあえず離床、とりあえず体幹トレーニング、とりあえず早期退院を目指して介入していたことを覚えています。当時の患者様のことを考えると本当に申し訳なく思います。理学療法士として働く中で、たとえ同じ疾患名であっても患者様の主訴や背景、環境因子は多種多様にあり、機械的な思考や介入ではこれらに対応できないことを常々感じます。また理学療法士だからこそ、その部分を考慮し介入する事ができると考えています。理学療法士としては当たり前のことにはなりますが、患者様の主訴や背景、環境因子等を考慮し介入を続けていけるように心がけたいです。

また今年で5年目になり運動器疾患、脳血管障害、呼吸器疾患、心疾患と様々な患者様の理学療法を経験してきました。直近では、身体機能に顕著な異常は無く精神的要因から歩行障害を呈している患者様も担当しました。先輩方にご指導を頂きながら介入することで歩行獲得に至りましたが、自分一人ではどうすることもできませんでした。まだまだ自分の思う様な効果を出せないことが多々あります。どの様な患者様にも効果を出せる理学療法士になるために自己研鑽を続けていきたいです。



「これから10年後の未来へ」
～地道にPTをしている一人の思い～

高岡市だいがごデイサービスセンター 福田 恵子

富山県理学療法士協会設立50周年、おめでとうございます。節目を迎えられたこと、一PTとしてうれしく思います。

さて、私は25年PTとして働いていますが、その間PTの活躍の場は広がり、その取り巻く環境も様変わりしました。私も約20年病院で勤務し、今はデイサービスで働いています。福祉分野は医療と異なる点が多く、戸惑うことが多くあります。長年リハビリに関わっていましたが、実際の在宅生活の現状に驚くことが多く、「今まで生活を意識してリハビリできていたのか」と反省さ

せられることも。在宅生活を継続するためには、身体機能・ADLだけをみては不十分です。QOLも大切であり、それをサポートする環境が大切です。そこに身体機能のプロであるPTが、本人様だけでなくサポートしている方々にもいかにアプローチしていくか、自分の役割を見直しているところです。一方で、急性期・回復期医療の大切さも改めて感じています。PTはそれぞれの立場でそれぞれの関り方があります。PTとしてのプライドを持ちながら、自分なりのPT業を常に探索していくことが大切ではないでしょうか？

さらに実感しているのは、多職種での関わり、そして医療から福祉へのシームレス化の重要性です。病院勤務とは異なり、医療的情報が不十分なことが多く、少ない情報の中で、自分の知識を総動員させて機能訓練にあたっています。ですので、より情報収集力・連携力は大切です。医療から生活につなげていく。その中で、福祉で働くPTだからこそできることがあると思います。しかし、この分野で働くリハ職はまだ少なく、全体の連携が不十分な状況です。これからますます必要になるであろうこの分野での連携強化、これが今後必要不可欠でしょう。

私は、連携を大切にできる10年後であることを期待します。一人ひとりのレベルも大切ですが、連携力も大切です。いろいろな分野で働くみなさんが連携することで、これからもPT全体を盛り上げていきましょう！



県内で活躍する理学療法士

呼吸障害に携わってきたこの25年を振り返って

市立砺波総合病院 碓井 孝治

私が呼吸理学療法を志すきっかけとなったのが、養成校時代の『臨床実習Ⅰ』にて、とある呼吸理学療法を行っている病院に実習を割り当てられたことでした。そこでは呼吸理学療法の評価を中心に学び、養成校でプレゼンテーションするというものでした。そこでお世話になったのが、現畿央大学の田平一行先生です。卒業論文も先生の指導の下で行ったのが、つい最近のように感じられます。



その後、慢性期病院、急性期病院を経て現在の市立砺波総合病院に勤務していますが、多かれ少なかれ常に呼吸器疾患や呼吸障害を持つ患者さんを担当し、早25年も経過してしまいました。

現在は集中治療室のみならず、一般病棟、地域包括ケア病棟、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）病棟と幅広く患者さんを担当させていただいています。PTになりたての頃は呼吸障害をいかに良くするか、または障害とともにどう生活していただくかを考えていましたが、内科系、外科系関係なく、自分の経験年数と同じくらい対象患者さんの年齢も上がってしまい、もはや『障害』のみに注目してられない状況となってしまいました。要は対象年齢が80代、90代の患者さんが中心となってしまったのです。そこで10年ほど前からは栄養、摂食嚥下、認知症、特別養護老人ホーム等でのリハビリテーション（以下、リハ）や終末期についても勉強するようになりました。幸い、県内のリハ職種の先生方とつながりもでき、様々なことを教わる毎日で感謝の念に堪えません。さらには運動器障害や脳血管障害、がんなどの複合疾患・障害を抱える患者さんが圧倒的に多く、この点でも様々なことをご教授くださる諸先輩方、他職種の方々、他院の先生方、（コロナ禍で逆に参加しやすくなった）オンライン講習会で講義してくださる先生方、同僚にもこの場をお借りして深謝いたします。

呼吸理学療法、呼吸リハという取っつきにくい感があるかもしれませんが、排痰手技や呼吸管理の知識等の一部を除けば、いかに早く離床し廃用を、最近の言葉で言えばHospitalization-Associated Disabilityを防ぐかに尽きると思います。若い患者さんであれば、この度のコロナ重症例や進行疾患、難病等を除けば基本的には良くなっていくと思われませんが、高齢者では元々の筋力や活動性、離床の遅れ、不動（寝かせきり）が仇となって家庭や地域に戻れないことも多いです。この辺をどうしていくか、いかにうまく連携して帰っていただくか、逆に言えば入院前からどう対策を講じられるか、加齢や家族構成等でどうにもならないのか、このあたりがすでに始まっている少産多死社会の大きな課題になると思われま。よってこれからは障害のみならず、予防、加齢を意識しながら理学療法を提供していく必要があるでしょうし、自分も頑張っていきたいと思えます。



住み慣れた地域で暮らすために ～当院回復期病棟の取り組み～

南砺市民病院 中井紗智子

私が勤めている南砺市民病院では、院内に急性期・回復期・デイケアセンター、病院併設の訪問看護ステーション、様々な現場で理学療法士が従事しています。

南砺市は高齢化率、要介護認定率が全国平均よりも高く、当院の回復期病棟においても、入院患者の平均年齢が81.7歳となっています。加えて、中山間地域での居住や独居高齢世帯などが多く見受けられます。そのため、主に在宅復帰を目的としたリハビリテーションに加え、退院後の支援体制とサービス提供にも密な連携を必要とする場合が多くあります。南砺市では地域包括医療ケアシステムが

構築されており、当病棟はその一端を担う場となっています。包括的な患者支援の取り組みもあり、当病棟からの在宅復帰率は91%（グループホーム含む）と高い水準となっています。

当病棟の理学療法士の特色として、リハビリ職による住宅評価・外出訓練（必要に応じて複数回行う場合も）を積極的かつ迅速に行っていることが挙げられます。これらを実施することで

- ・実際の場面での動作確認
- ・患者自身による課題への気づき
- ・患者家族への介助指導や不安感の軽減
- ・関係各所との現場での話し合いができる

など、多くのメリットを実感しています。患者様のために最善のサポートができるよう、関係各所と都度話し合い、患者様の退院後の課題解決に向けカンファレンスや面談時の同席等により密な連携に努めています。

過去に担当した患者様の様子を訪問リハビリやデイケアスタッフから聞き、自分の想定以上に在宅生活が充実していた時などは喜びを感じる瞬間です。退院後の生活を知ることにより、患者様から勉強させて頂いていると思う時も多々あります。今後も理学療法士として地域医療に貢献し、自らの研鑽に繋げたいと考えています。

これから10年後の自分へ

これまで、これからの目標

公立南砺中央病院 多田 雅俊

「またこんなに元気に歩けるようになるなんて思いもしませんでした。大変だったけどリハビリ頑張っ
てよかったです。リハビリの先生に感謝感激です。」昔、あるテレビ番組で嬉しそうに話す男性の姿が
ありました。「歩けなかった人が歩けるようになるなんて、リハビリの先生って何者だろう」。そう思った
ことがきっかけで私は理学療法士を目指しました。

無事、国家試験に合格し、理学療法士となった時は、「治せるセラピストになろう」と目標を掲げ、より良い治療効果が得られよう、研修会や講習会に参加し、学んだ知識や技術を一生懸命患者さんにつけました。しかし、なかなか治療効果を出すことが出来なかったり、コミュニケーションを上手にとることが出来ずに、患者さんとの信頼関係を築くことができなかつたりと、壁にぶつかることが多々ありました。数年が経ち、少しずつ患者さんの評価や治療ができるようになってきたと思います。患者さんから「良くなりました。ありがとう」などの言葉をいただいたときや、「痛みや動きが良くなったよ」と喜ばれる姿がみられたときに、理学療法士としてのやりがいを感じ、そのような経験があることでもっと頑張ろうと、自分自身成長出来るのだと思います。



私の勤める病院では入院早期から退院までリハビリが携わるため、疼痛や可動域、筋力といった身体機能面だけでなく、患者さんひとり一人の生活に即した個別性の高い支援が必要となります。また、今後広がっていくであろう予防の分野など、より広い視野を持ち患者さんと向き合っていけるセラピストになれたらいいと思います。まだまだわからない事、上手くないことばかりで、「治せるセラピスト」にはなれていませんし、なれないのかもしれませんが、この目標に少しでも近づけるように、好奇心を持ち続け、専門的知識や技術を追求し、セラピストとしての治療に自信が持てるよう日々努力を続けていくことが、5年後10年後に向けた明日からの目標です。



あなたの治療で多くの人を助けられていますか？

にしの老人保健施設 杉村立太郎

今回、「これからの10年後の自分へ」というテーマを頂き、今まで自分が理学療法士として何を目標に日々を過ごしてきたのか振り返ってみることにしました。

自分が理学療法士として必死に取り組んできたことは、「Win-Winの関係を作るリハビリテーション」です。対象者が満足するリハビリテーションを提供することでセラピストと対象者の両方が最大のパフォーマンスを発揮できると思っています。

このことを達成するため自分が日頃から自分に問うてことがあります。「相手の意図していないリハビリテーションの提供を行っていないか？」「できないことを強要したり、拒否が強い状態でリハビリ

を強要したりしていないか？」。例えば、筋力トレーニングを毎回メニューとして取り組んでいるが、果たして対象者はやりたいと思って筋力トレーニングを行っているのか…？もし自分が対象者の立場で考えるといきなり筋力トレーニングをさせられるのはあまり気が進みません。毎回させられるのも憂鬱な気分になりますが言葉にできず、内心にとどめている方はいると思います。その関係性はLose-Winの関係になり、対象者が満足していない状態となってしまいます。それではリハビリに対して非協力的になり、リハビリの提供さえできなくなってしまいます。つまり対象者が納得するリハビリ提供することが大切だと思います。そのためには、Win-Winまたは、Win-Loseの関係を構築する必要があると考えております。当たり前のことですが、意外にできていないかもしれません。満足するリハビリを提供するために必要なことは、「成功体験」と考えます。できないことをできるようにすることも治療ですが、できることから始めて、できないことをできるようにすることも治療だと自分は思います。できるという経験は最大限のパフォーマンスを発揮できる重要な要素だと考えます。



最大限のパフォーマンスを発揮させるため、私には1つの治療介入の方法があります。疾患や生活歴で身についた歪んだ筋緊張の状態、関節の状態をニュートラルの位置に調整、ゼロベースにすることで筋の力を最大限に発揮できる状態に近づけ、関節運動時にストレスがない動作をハンドリングにて誘導を行い、効率的な動作を獲得することです。この方法で、対象者の潜在能力を少しでも引き出せればと日々実践しています。そして、多くの成功体験を経験して頂き、Win-Winの関係を築き上げて、対象者からの信頼を得て両者が最大限のパフォーマンスを発揮できるような理学療法を目指しています。

10年後の私へ…「あなたの治療で多くの人を助けられていますか？」。

この壮大な目標を達成するため、今自分の考える治療を一人でも多くの方へ実践し、体感して頂くことが必要です。また、その治療に信憑性があるかも証明しないとイケません。そして、既存している治療法より効率

的、汎用的に扱えないと新しい治療法とは認められないため、多くの治療結果を出せるよう目指していきます。自分の治療法をより多くの対象者へ届けるためには、同じ技術を持った人が沢山いないといけません。そのために大勢から自分の存在が認知され、技術が継承されることが必要です。自分の治療法を開拓し、切磋琢磨し、誰からも信頼される人になりたいです。10年後の壮大な自分の夢へ向け、日々精進して過ごしていこうと改めて思いました。





仲川：それでは、皆様、お集まり頂きましてありがとうございます。50周年記念事業の準備委員長の仲川です。本日は司会を務めさせて頂きます。

本日は、これから51年、それ以上の100年に向けて、よりよい富山県士会活動を続けていく為に、皆様からお知恵を頂きたいと思えます。皆様にとっては、同窓会みたいな感じで話も止まらないかもしれませんが、宜しく願い致します。

それでは、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

西川：私は初代会長の川尾先生の後を継ぎまして、



2代目の会長を務めさせて頂きました西川です。会長時代を思い起こすと、PTの数が増えたらいいなということばかり考えていた気がします。けれども、県士会結成当時は4人だったPTの数が、10年経っても10数名～20名ぐらいにしか増えない、そういう時代でした。

福江：3代目会長の福江です。昭和47年（1972年）に、理学療法士の資格を頂き、その後、3年間程、当時の東京都知事である美濃部都知事が作られた老人専門の病院に勤めていました。その病院では、昨年亡くなられました4代目会長の萩島

先生と知り合ったという御縁もありました。

その後、私の理学療法士の親のような存在であった初代会長の川尾先生から、「そろそろ帰ってきたらどうだ」と言われまして、昭和50年（1975年）に高岡市民病院に就職させて頂きました。私が富山県に戻って来た時は、県内7人目ぐらいのPTだったと思います。

自分が高岡市民病院に来た当時は、マッサージの先生ばかりでした。そんな中、川尾先生、西川先生、それから県立中央病院の藤井先生には色々とかわいがって貰いました。そして3代目の会長を引き受けて、10年目に田村先生達が富山県に来られたと思います。

その後、高岡市民病院を少し早めに57歳で退職して、高岡市戸出にあるデイサービスに約7年いました。そして、一旦退職して家にいたのですが、67歳から昨年72歳になるまで約5年間は、リハビリ中心のデイサービスに勤めていました。今は、一応退職してうちにおります。

島倉：私は第6代目の会長になります。川尾先生、西川先生、福江先生、萩島先生と続いて、5代目の塚本先生の後を受けて第6代目としてやってきました。自分が会長のときは、法人化できたり、会員数もどんと増えてしまして、非常に慌ただしくバタバタしながら会長職を務め、次の会長へ引き継ぐことになりました。

昭和54年（1979年）卒業なのですが、富山県には昭和56年（1981年）に帰ってきました。それから黒部市民病院にずっと勤めていました。

1人職場の期間が長かったのですが、少しずつスタッフが増えていきました。今は、黒部市民病院を退職して、フリーでぶらぶら遊んでおります。

村田：先ほど、福江先生が川尾先生をお父さんみたいな存在だと言われましたが、私から見れば、福江先生は、私のお兄さんみたいな感じでした。その兄さんの存在の福江先生が会長をやられた時に、県士会の役職を引き受けることになったのですが、当初はもう本当に嫌な役を押しつけられたなあ…という気持ちで一杯でした。でも、そういう役職を貰ったがゆえに色んな勉強ができましたし、いろんな経験ができました。今となっては、すごくよかったな～と思っております。だから若い人は、やらず嫌いじゃなくて、一度はいろんな役職・役割をやって経験してみるのもすごくいい勉強になるかなと思います。

厚生連高岡病院と滑川病院を行ったり来たりして、最終的には滑川病院を最後に退職しました。その後、小矢部の病院に1年間だけ勤めて、それ以降は家でぶらぶら、認知症にならないように頑張っております。

福江：地域の仕事は、しておるんやろう？

村田：地域では社会福祉協議会に属して、ちょっとした仕事だけ手伝わせてもらっています。

田村：僕は、西川先生が会長の時に理事になり、副会長になったのは福江先生が会長の時からですね。福江先生、萩島先生、それから塚本先生が会長の時まで、副会長としてお手伝いしました。

島倉先生が会長の時に、東海北陸理学療法学会のお手伝いさせて頂きました。長い間、色々な方や会長さんに支えられながらやってきました。

滝田：私は、塚本先生、それから島倉先生、堀尾先生が会長の時に副会長をやらせて頂きました。

長いこと会長の補佐役という形で仕事をさせて頂いて、色々大変なこともありましたけど、楽しくやらせて頂きました。

私は、免許を取ったのが昭和55年(1980年)で、3年ほど大阪で働いて、富山市民病院に入ったのは昭和58年(1983年)です。富山市民病院が、今の市民プラザ、総曲輪小学校の裏にあった昭和58年(1983年)7月に来たのですが、10月には今の富山市今泉に移転しました。何だか、富山市民病院と一緒に古くなったという感じがします。

それで、令和元年(2019年)3月に、富山市民病院を定年退職しました。そして、すぐ4月からは、まちなか病院に行くことになりました。そこで今も、楽しく仕事を続けさせて頂いております。体の続く限り、そこで仕事をしようかなと思っています。この中では唯一の…。

西川：現役やね。

滝田：はい、現役です！

酒井：島倉先生が第6代、今日はおいでになっていない堀尾先生が第7代、そして私が第8代を引き継いだ形になります。日本では「8」という字は縁起がいい数字と言われるので、いい時期に会長職を頂けたと思っております。

先ほど島倉先生もお話しになりましたけど、島倉先生が会長の時に、県士会の法人化が成し遂げられました。法人化に伴い、自分たちの資質を向上しよう、あるいは職能団体として仲間を増やそうということだけでなく、公益的な事業に向かう団体として徐々に新しい組織にしていけないといけないと考えています。多方面から公益的な役割が求められた時に、様々な専門性を持ったPT達が社会に寄与していく段階にきていると思います。

田村：最初に西川先生が土台をつくって、それに続いて萩島先生が、「県士会を法人化せなあか

ん！」というのでかなり動かれました。そして島倉先生が会長の時に、いよいよ法人化が達成されたという流れですね。

酒井：そうですね。

ここで、昨年、お亡くなりになられた萩島先生についてお話しをさせて下さい。富山県初の養成校が、平成8年（1996年）にできましたが、この時、萩島先生とその時の理事・役員の方々が「富山県に学校を」と運動されたということはよく聞いております。昔、萩島先生は、「スポーツ現場や行政から、理学療法士が欲しいと言われても行けるPTがない」と、よくぼやいていらっしやいました。「常に、PTは社会的に広い視野で仕事をしていくのだ」、という思いをお持ちになっていました。そういった意味では、組織として法人化していくというのは当然なこととお考えになっていたのだと思います。

しかし、いざ法人化してみると色々大変なことが多いですね。PTが社会の中で公的な役割を担い様々な事業を展開する時、それを担うことのできる人づくり、またそのような人材を職場から派遣できる組織づくりが必要です。また、こんな小さな県の県士会でも、予算規模が次第に大きくなってきています。それに伴い、事務作業・労務をする人たちを雇用したりしてきています。

ここ最近、様々な団体から、色々な依頼が来るようになりました。それに応えて出ていってくれる人材も増えてきてはいますけど、PTが社会に求められるということはこれからまだまだ広がってくると思います。そのための準備ができる組織をまた次に委ねていきたいなと思っています。

仲川：酒井先生、ありがとうございます。

仲川：それでは、この座談会の1つ目の話題です。県士会創成期は会員数が少なく、大変ご苦労されたこともあったと思います。会員数の少なかった時代のご苦労話をお伺いしたいと思います。

西川：そうですね。まず、県士会を結成した頃というのは特例試験※で受かってPTになった時代です。まだ学卒の人が皆無だった時代ですね。私たちは専門の教育を受けたわけではないので、「理学療法というのはどういうものか」、ということを実際に知らなかったわけですよ。だから、「色々な知識を吸収したい!」、というのが強かった時代だと思います。それが10年～20年ぐらいは続いたと思います。10年目でもまだ会員数が20名足らずでしたから…。

※特例試験

日本では、昭和40年に公布された「理学療法士及び作業療法士法」によって理学療法士、作業療法士の資格・業務が定められた。しかし公布後しばらくの間は、リハビリテーション業務に関わる人手が極端に不足していた。そのため「理学療法士及び作業療法士法」の（受験資格の特例）の項に基づいて、理学療法士養成校の過程を修了・卒業していなくても、「理学療法士及び作業療法士法」の公布以前にリハビリテーション業務を行っていた者が、更に下記のような条件を満たせば、特例措置として理学療法士国家試験の受験が可能であった。

- ・厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者
- ・病院、診療所その他省令で定める施設において、医師の指示の下に、理学療法又は作業療法を五年以上業として行なつた者

なお、この特例試験は昭和49年3月31日で終了した。

福江：そうですね、27名。

西川：27名ぐらいですからね。だから、その10年間、まず理学療法とはどういうものかということを知りたいというのが強かったと思うんです。初めは、北陸の他県の研修会に参加したりしていたんですよ。福井、石川、富山と3県合同でやることもありました。会員数が増えてくるにつれて県単位でも研修会をやったりというふうに変ってきました。当時としては、まず知識を得ることが、私たち特例で資格を取った者の希望というか、そういったものが強かったと思います。

県士会組織を拡大しようと思っても、PT、OTを採用するところが、まだなかったんですね。だから、PTというのはどういうものか？ということを各病院に宣伝して回りました。高校の進路指導の先生のところへ行って、お話をし、こういう学校がありますよということを宣伝して、ぜひここへ行ってほしい、勧めてほしいということで学校を回ったこともあります。それがよかったのか、ぼちぼちと県内からも養成校に進学してくれるようになったんですね。ところが、卒業しても富山県に帰ってくれなかった…。

福江：そうそう。

西川：そういったことが結構続いたんですよ。でも、PTを募集する施設が増えてきて、少しずつ富山県に帰ってくるようになったんじゃないかなと思います。

田村：西川先生、それと、行政によく行ったでしょう。県庁へ。

西川：行きましたね。

田村：県の厚生部長に会いに行ったり。

西川：そうそう。奨学金を出してほしいとか、そういうことでもお願いに行きましたね。

田村：あと、県士会創成期ではないけど塚本先生の時は、県に要望書を出したこともあったね。サンシップの介護実習・普及センターにPTを雇用して欲しいとか、保健センターにPTが1人は必要ではないかということで、きちんとした要望書として出したんです。でも、その頃は法人化していないし、適当にあしらわれてたのかもしれないね。それでも、県士会としてはきちんと出してた。

福江：推定必要数みたいなのもまとめましたよね。推定必要数を全部出して、これだけPTが要るんですよということは言ったな。

西川：そうそう。

酒井：50周年記念のタイミングで調べてみたら、富山県の人口は、県士会創成期の頃と同じぐらいなんですね。1万人ぐらいしか変わらない。でも、理学療法士の数は増えていますから、やっとな国際的にも十分標準的なところまで人はいるようにはなったなと思いますね。

そういえば、行政のほうに理学療法士が一番最初に入られたのは誰でしょうか？

福江：それは魚津市の森山先生じゃない？

島倉：氷見が先じゃない？氷見市の蟹谷先生じゃない？

酒井：多分、蟹谷先生のほうが先ですかね。

福江：僕は、いわゆる学卒でPTになったけど、特例試験で合格した先生達の方が、はるかに知識があるような気がしていたんですよ。

それで僕自身はというと、別のコンプレックスを持っていて…。当時、流行っていたのは

PNFとかポバース法、それからボイタ法で、そういう手法で治療したら脳卒中がもっと直るんじゃないかな～と思っていた。そういう手技的なものに対して、憧れがすごくあったね。それから10年後ぐらいに、大体どういうテクニックを使っても一定の効果は出るし、勿論手技も大事だけど、一人一人の患者に対してPTがどんなふうに接しているかということのほうはるかに大事だと分かったね。

あと、僕が高岡市民病院に来た時は、PTは僕



1人で、あとは物療の先生が3人いただけだった。良くも悪くも、自分のやる事が一つの理学療法士の基本みたいな感じ。病院では話し相手はいなかったけど、すぐ近くに、西川先生とか他の先生方がいて、研

修会に参加すると、皆さんからいろんな話を聞いて、すごく支えられた。

地域の活動についても、僕が忘れられないのは、やっぱり岩田先生が来られたこと。岩田先生は特例試験で免許を取った先生だったんだけど、矢野神経内科で矢野先生と一緒に地域リハビリをどんどんやって、訪問もやって、必要ならば全部自分で手すりをつけたりしてた。僕は、岩田先生のバイタリティーにすごく引っ張られた。

富山県の地域リハというのは、保健師さんが市町村のあちこちでいろいろなりハビリ教室を開かれていた。それから次に、岩田先生が今度は訪問リハ活動を始められて、それで富山県の地域リハ活動の1つの形ができていったんですね。

ただ、岩田先生がその後すぐに若くして亡くなっちゃって…。彼が亡くなったのはすごく寂しかったし、士会活動にとってはやっぱり痛手やったね。

～一同沈黙～

仲川：村田先生は、福江先生を兄と慕っていて、村田先生も会員数が少ない時代を経験していると思うんですけど、何か苦勞話みたいなのはありますか。

村田：本当のやり始めの頃はまだ少なかったと思うんだけど、金沢に医療短大（現：金沢大学医薬保健学域保健学類理学療法学専攻）ができたたり、富山に富山医療福祉専門学校ができたりにつれて、だんだん県内に就職するPTが増えてきたような感じがするんですよね。養成校が増えて、学生が実習地によく来るようになる負担になるのはなるけど、自分達にとっても勉強になることもある。スーパーバイザーだけが、必ずしも指導者ではない、と僕自身は思うんですよね。スーパーバイザーが、逆に学ぶというか、学生さんに教えるを貰うところも多々あるような気がする。

福江：謙虚やったね。

村田：だから、偉そうな顔して、「あいつらがどうだ」と言うことばかりが自分は指導者だとは思いません。

田村：非常に謙虚だね。

当時、村田先生が勤めていたのが厚生連高岡病院。そして、すぐ隣にある高岡市民病院の福江先生が会長をされることになった。やっぱり、そばでサポートする人が必要だということで、理事・役員になった経緯はあるんだろうけど、県士会の仕事はちゃんとやってこられたと思っています。

村田：さっき言ったように、本当にそういう役を与えてもらったこと自体は、私にとっては勉強になった。

福江：僕が会長を引き受けた時は、高岡市民病院には僕1人しかいなかった。それで厚生連の村

田君と塚本君が、それなら事務局を引き受けますと言ってくれた。そして、村田君と塚本君の下で、同じ病院の寺田先生とか河合先生が助けしてくれた。本当にそういう面は、いい地域連携でした。

村田：今日、こういう座談会があるということで、一生懸命、何を言おうかと考えていたんだけど、今日どうしても特に若い人たちに対して話しておきたいなど。

「継続は力なり」という言葉があるでしょう。本当に継続というのは、どんなに小さなことでも続けてやるということ自体、すごく難しいことだと思うんですよ。だから、こつこつとやるということが、後にすごく大きな力になると思う。焦ることなく、こつこつとやっていって貫きたいなど。すぐ結果が出ることに、あまり期待し過ぎない。そういう考え方も、ある意味では大事だと思います。

酒井：そうですね。

福江：村田先生の厚生連高岡病院には、7代目会長の堀尾先生も入ってきていたし、県士会創成期の呉西地区では、厚生連高岡病院が一つの基地になっていたもんね。それで今でもPTが40人ぐらいいるし、組織として厚生連はすごく立派なものをつくり上げた、いつもそう思っていたよ。継続している。

田村：村田先生、第2回の理学療法学会の学会長をして、講演されたでしょう。僕が非常に印象に残っているのは、「老人1人が亡くなった場合、1つの図書館がなくなるのと同じだ」というすごい名文を言ったんだよね。

村田：老人というのは、何でも知っているということと言いたかったんですよ。

福江：そんなことを言ったんだ。

田村：そうそう。

仲川：名言ですね。

福江：名言やね。

村田：図書館へ行って、色々調べたら色んなものが分かるでしょう。それと一緒に、老人というのは経験を積んでいる。考えようによっては図書館みたいなものだ、というようなことを言った。それを、田村先生はよく覚えておられて。すごい。

田村：そのときから老人の問題が出てきて、そして、ちょうど矢野先生が特別講演された。だから、それと併せて、すごい名文を言うなと思った。感謝しています。

島倉：ところで、昔どこもPT不足で、県士会から各養成校に在学調査をしておったよね。

村田：ああ、やったね。

島倉：富山県出身者はいませんかと問い合わせた。1人職場のままで、なかなか人が増えなくて。病院上層部は雇っていいよと言うけど、人がいない。県内に富山医療福祉専門学校ができるまでやっていたよ。

酒井：富山医療福祉ができた1996年の段階でも、会員数は100人いるかいないかの段階でした。当時の学生は、もう本当に金の卵の状態でしたよね。

30周年記念誌の編集の際に、富山県には一体何人ぐらいPTが必要なのか調べたことがありました。確か、北欧諸国の理学療法士の数をもとに人口比で出すと、富山県に置き換えると500人ぐらいだったと記憶しています。萩島先生に「富山県では、PTが500人ぐらい必要なようなので、あと何十年かすれば、富山医療福祉の卒

業生が就職して何とかなりますね」と言ったら、「違う」と怒られた記憶がある。「500人なんかじゃない。これからもっと職域が広がる。そうなったときに恐らく800人、1,000人は必要だろう」と言われたのを、いまだに覚えています。本当に人がいなかった県士会創成期から、もう急激に増えてきたというところだと思いますね。

富山県理学療法士会の会員数激増時代へ

仲川：それでは、次の話題に。

先程は、少なかった時代のお話を聞きました。次第に学校が増えて、どんどん会員数が増えてきたわけなんですけど、会員数が増えてきたなりの苦勞話みたいなのを島倉先生から頂きたいなと思うんですけど。

島倉：さっき酒井先生からもあったように、予想



通り会員数500名、1,000名規模の時代になってきた。更に、まだまだ右肩上がりになるやろうと。それじゃ、この先、PTの職場として、病院だけじゃ厳しいやろうと。やっぱり職域も拡大していかんかや

ろうな、というのが頭にあったわけで。そのためには法人化して、PTが社会的にそれなりの立場になってどんどん職域を広げていかにゃいけんなど。医療だけじゃなくて、いろんな方面、介護職も保健でも福祉でも、あるいは一般行政でも、一般社会の中にどんどん入っていけるような人材を育てにゃいかんなど。そういう過渡期にちょうど会長が当たったのかなと思っています。

これから、まだまだPTの数は増えると思います。これからは量から質、やっぱり質の担保というのが、段々と必要になってくる。今は要

らない者はもう首を切ってしまうという社会になってきますので、出来の悪いやつは雇ってもらえないし、首を切られる。あるいは、能力があればどこにでも拾ってもらえるという時代になってくると思うので、やっぱりPTの質の底上げを県士会としては、しっかりやっていかにゃいかんのかな。

そういう意味でも、県士会では、色んな研究会活動に力を入れている。あるいは、病院の患者だけでなく、スポーツ支援事業など、一般の人を対象に、そこへPTが出向いていくことでお互いに力をつけていくというのをずっとやってきている。

これからはやっぱり視野をどんどん広げないと、医療だけに縮こまって閉じ籠っておったら駄目なので、いかに広げるか。そのためには、学生さんは当然ですけど、やっぱり古い人たちも含めて、ちょっと意識改革をしていかないといけないかなと思います。

仲川：そうですね。今、PT協会はペットのリハビリとか、グローバル化で海外に向けてとか、何か最近言っていますけど。

福江：これからの課題の一つは、今の介護保険法の中でのPTの働き方やね。あまりリハビリを分かっていない人たちが、経営理念のみを掲げて施設運営しているところもある気がする。

例えば、「リハビリ」を標榜してるデイサービスなんかで、個別性を考えずに、一律、同じトレーニングとかをしているPTがどんなつもりで仕事をしているのかなとは思ってしまうね。採算性とかが大事なのはわかるけど…。要は、いい仕事やと思ってやっていけば何も言うことはないんだけど、そこがちょっと年寄りの何とかだけだ。

島倉：結構そういうところって、新卒で入るか、あるいはどこか病院で長い間勤めて退職して入るか、その両極端じゃない？

福江：うん。新卒でぱっとそういうところに入ったら、本当に養成校で習った、リハビリということが分かるかなと思ってしまうね。

僕が今、こんなにやかましく言うのは、自分が病院である程度リハビリ業務をやってきて、川尾先生なんかはやっぱり心を尽くして、患者を診るといっていた。今は、その患者さんと向き合っという機会がなかなか取れないような気がするんだよね。今は病院でもそうだけど、急性期のときにぱっとリハビリをやって、すぐに退院・転院になってしまう。そういう点については本当に理学療法士の働き方も難しくなっていると思う。

ただ反面、スポーツ分野とかは本当にいいと思うんだよね。やっぱり理学療法士が入って行って、随分今では変わったよね。

福江：確かにスポーツ分野は、すごくいいと思うんだけどね。介護保険についてはPTの関わり方について課題があるような気がするな。

酒井：理学療法、作業療法、言語聴覚療法、すべてリハビリテーションとしてくくられている中で、なかなか専門性が分かりにくいということがまだあるかもしれませんね。病院だと診療報酬も含めてある程度役割がはっきりしていますが、介護系施設だと、専門性の住み分けのところが、少しわかりにくくて危惧される場所かもしれませんね。



福江：田村先生も言ったけど、やっぱり介護保険のリハビリは、リハ職が作ったゴールに向かっていくというより、一番最後にその人が満足できて、俺、良かったなと思ってもらえるようなゴールに向かっていくことがやっぱり大事。あまり言ったら悪口になるかもしれないけど、やたらにマシンとかを入れて、どんどん力をつけて、年を取っても元気というのはちょっと違うような気がするんだよね。

島倉：どこまで寄り添えるかだよな。

田村：おそらく行政が考えている、期待している医療・リハビリと、我々が持っている思い・考えとはかなり違ってきているよね。

行政はとにかく在院日数を短くしろということでしょう。それからいくと、早いこと退院させろ、在院日数を短くしろということで、だんだん我々が自分で考えることがなくなって、保険点数から在院日数が決まってしまう。そして退院ぎりぎりまで、9単位か何単位か全部取るんです。昔は少しずつ在宅に返して、ソフトランディングをやっていたと思うんだけどね。今は、病院としてはとにかく最高に点数を取ってくれという思い等があって、そのギャップから非常にいろんな問題が出てきているなと僕は思いますね。

おそらく介護保険のほうでも個別の対応に点数がついたりとか、あるいは、ちょっとよくなればどうのこうのという、それがどんどん細分化されてきて、我々は考えなくていい、それさえやればいいというように、ちょっと主従が逆になってきている感じがしてね。

島倉：急性期だったら、その患者がやがてどうなっているのか？、なんて全然考えてないかもね。ともかく退院まで、という感じ。その先、在宅に帰られるか、あるいはどこか施設へ行く、そこでまた生活が始まるんやけれども、そこまで全く見えていないよね。

福江：見える機会、見ようとする機会も与えられない。

田村：恐らく心・大血管、運動器、脳血管リハなど、算定区分で在院日数が決まっちゃうんでしょう。でも、例えば脳卒中でありながら、じつは整形外科的な問題を持っている、あるいは循環器の問題を持っている人もいるわけですよ。それで、算定期間を延ばすためにはいろいろ書類を書いたり、あるいは効果を出さない限りどうのこうのというデータを出さなきゃいけないでしょう。だから、面倒くさいことがどんどん増えてきている。国は、良くならない、イレギュラーな患者さんのことなんて考えていない。

西川：全く考えていないですね。

田村：だから、大変な時代になってきているんじゃないかと思います。

酒井：先日、リハ議連（リハビリテーションを考える議員連盟）の中でも、国会議員皆様が厚労省の役人を相手にそのあたりも言って下さっていました。事務的な仕事、診療報酬の制度のところ人手、力が取られているということはおかしいんじゃないかという話はやっぱり出しましたね。

島倉：昔は1人の患者をずっと診るから、やっぱりその人の物語を考えていくようになるがやちゃね。

福江：そうそう、そうでした。

島倉：今みたいに、算定可能な期間なんてないからね。

田村：先発、中継ぎ、抑えというふうにはリハビリも分業されてきていて、一つの病院・施設でそれを全部見ることはできないんですよ。

島倉：厄介な時代ではあるよね。

田村：厄介な時代、かわいそうな時代だと思っている。正直言うとね。

福江：僕は、例えばデイサービスに行ったときも、むしろ人が話している中で経過が分かるから、話を聞くということについては本当にかえって勉強になったね。

田村：だから、PTとして我々にその裁量がない。裁量権がない時代になってきているわけだ。この人はまだ精神的にやろうという気が起きていないから、今日のリハビリ・訓練はこれくらいにしておこうとなったりもするわけでしょう。それが許されない。ただ身体的なことしか見ていないし。

西川：もう日数に縛られているだけです。

田村：だから、僕はあまり……。今の若い人は、かわいそうだなと思って。僕らはいい時代にいたなと思って。

仲川：ありがとうございます。

福江：未来につながる話は後でいいんやね。

仲川：今ほど、社会状況の変化のすごくスピードが速いという話の中で、今皆さんが気兼ねしているというか、心配しているところを話して頂きました。確かに、いろいろとスピード感を求められる時代ですよ。田中昌史さんが参議院議員に繰上げ当選して、次にまた小川先生も繰り上げ当選になるんじゃないかといわれています。政治的な話は切っても切れなくなってきていて、本当に純粹に患者さんと向き合う時間が少なくなっているのかもしれないですね。滝田先生、酒井先生は現役世代なわけですけど、その辺でご苦労されていることはありますか？

滝田：私は、急性期から回復期の病院に行って、今は退院前訪問とか退院後訪問に行ったりできるようになって、非常にPTらしい仕事をしているなと思っています。急性期の時は、本当に忙しくて、管理業務がほとんどで、患者さんを診る期間がやっぱり短かった。さっき言われたように、昔は脊髄損傷の方でも受傷から在宅までもうずっと診られたりした。今はもうそういう時代じゃなくて、本当に急性期、回復期、それで、維持期、生活期という形になってきている。富山市職員は異動があるんですよ。病院から急性期、回復期、それで、長寿福祉課とか保健所とか、そういったところで急性期、回復期、それから、福祉と保健分野、全てのところを若い人みんな循環して回ろうよということにしてきた。そうしたら、トータルの視点を持ったPTができるじゃないですか。急性期だったら本当に急性期のことしか知らないし、やっぱり回復期に行ったら回復期のことしかわからない。市役所の長寿福祉課に行ったら今度は福祉関係のことも分かるし、介護予防のことも分かる。

本当は、できたらいろんなところを回れるような職場環境にしていけばPTとしての幅が広がるのかなと。急性期におっても先のことが読める理学療法士になるかなと思っている。私は今、急性期を知って回復期に勤務している。急性期の知識・経験があって、患者さんと向き合っただけで仕事ができるので、本当に楽しく働かせて頂いているね。在宅に行って、住宅改修とか福祉業者の方、ケアマネジャーの方と話をしたりするのが楽しいという感じです。

福江：いいね。

滝田：私も昔の話になりますけど、富山市が中核市になる前に保健福祉センターで在宅の障害者の方の外出機会をつくろうとあって、保健師さんが身障者用のバスを借りて旅行会みたいのをやっておって、そのときにボランティアで車椅子の方をバスに乗せたり、そういうのも保健師

さんと一緒にやっておったことがありました。そういったところからいくと、病院だけじゃなくて、やっぱり在宅におる方をいかに社会に出させるかという活動をしてきて、その次が訪問看護事業、富山市に訪問看護がまだできる前に……。

田村：訪問看護ステーションができる前の。

滝田：そう、できる前にモデル事業として富山市



がやっていて、そのときに田村先生と一緒に訪問看護に同行訪問して、保健師さんとか看護師さんと在宅を回ってやったんですね。十何年間寝たきりの方を起こして座らせて、車椅子に乗せてというので、そうした

ら本当に保健師さんとか看護師さんがえらいびっくりして、いや、本当にすごいですねと言われたときに、PTってすごいんやな~と思った、そういう時代がありました。

だから、やっぱり地域にはPTを必要とする機会がまだまだあるなというのをその時から感じていて、それから富山市が中核市になって、介護保険が始まったらもうどんどんPTの需要が高まってきたというのがあって。だから、本当に職場的には急性期の病院におったけれども、いろんな、そして地域に出る機会があったので、非常にいい経験をしたなと思っています。そして勿論、今の回復期の仕事は非常に楽しくやらせて頂いております。末永く続けたいなと思っています。

福江：ぜひ末永くね。

田村：もともと、滝田先生はそういう働き方を希望していたからね。

仲川：職場が替わると違うものなんですね。

滝田：そうなんです。私、ずっと前に富山市の保健所に行きたいと言ったんだけど、行かせてもらえなかったんですよ。

酒井：なるほど。滝田先生は富山市民病院のチーフでしたからね。

田村：その当時は、まだリハビリをそんなにきちんと受けられていない人が在宅に結構いたんです。だから、結構やりがいがありましたね。

酒井：そうでしたね。

田村：今は、かなりの高齢者がみんなデイサービスに行ったりしているから、ちょっとまた変わってきていますけど。

西川：昔はほったらかしておったもんね。

福江：ただ、デイサービスに行っても生活は見えていないよ。

うちの母が、南砺市民病院にお世話になったんだけど、南砺市民病院はすごくうまくいっているなと思ったね。うちの母は、最後は寝たきりのような状況になっていたんだけど、在宅でみるとなった時に、すぐに南砺市民病院や訪問看護ステーション、PTや看護師が来てくれた。そして来てくれたPTが、うちの家内にも介助方法を教えてくれた。そのお陰で、随分スムーズに在宅へ移行できた。PT、OTの人も基本的な自宅内の移動がちゃんと分かるのと分からないのとでは全然違うからね。

滝田：あと、介護保険が始まる前、富山市でリフォーム・ヘルパーというのがあって、建築士の方と保健師さんと理学療法士とで、高齢者のお家に行って、住宅改修の提案をするがですよ。ここに手すりをつけて、ここも段差をなくしてと。そうしたら、もう建築士さんがぱっと図面を描いて、予算もぱっと出して、こんなふうにした

ら住みやすくなりますよと提案して出す、そういう事業もありました。

それで、介護保険が始まる前に田村先生が建築士の方と一緒に勉強会をやって、住宅改修にも理学療法士が関わっていく機会も増えた。やっぱり生活を見るといって、身体だけじゃなくて、その人の生活環境を考えたアプローチというのがやっぱり大事だとその時に感じましたね。

これからの富山県理学療法士会への アドバイス、期待すること

仲川：これからの富山県理学療法士会へのアドバイス、今後の富山県理学療法士会に期待することについて、皆様から頂きたいと思います。まずは西川先生、いかがでしょうか？

西川：これからの提言という、富山県理学療法士会としてお互いの顔が見えるような取組みがあればいいなと思います。私は現役から離れて、もう十何年たちますので、各地域での集まりにもほとんど出ていませんし、富山県理学療法士会の事業にも参加していません。ですので、現状を全て把握しているわけではないんですけど、やはり若い人たちを中心にお互いに顔が見えるような取組み、事業をやって頂ければいいんじゃないかなと思いますね。

会員数が増えれば増えるほど、会員の多くが一週間に集まることもできないでしょう。その中で、今後はどうしていくのか、その辺のことを考えて頂ければと思います。

仲川：ありがとうございます。

西川先生、若い世代へのエールも頂けますか。

西川：この富山県理学療法士会は、しっかりとした歴史があります。その歴史を汚さないように、若い人たちには先輩の取組みをよく見て頂いて、積極的に事業などに参加して、また富山県理学

療法士会を盛り上げていって頂ければと思います。

仲川：ありがとうございます。

村田先生、同じように、これからの富山県理学療法士会へのアドバイスを頂けますでしょうか。

村田：患者さんの様々な動作を分析する時には、やはりまず自分が自分の動きをよく知る、これがすごく勉強になると思いますね。だから、まずは自分で動いてみる。それで、どういう動きをしているかによって、どう歩けば走ることができるようになるの



か、早く走るときにはどうすれば早くなるのか、何となく想像がついてきそうな気がします。取りあえずは自分を題材にして動作を行ってみる。それは寝返りから立ち上がり、走るまでの全ての動作に共通すると思います。取りあえずは、どんな様々な動作を自らが行ってみて、その動作自体をよく知るといこと、これがすごく後々に結びついてくるんじゃないかなと思います。そのあたりを怠らないでやっていって貰いたいと思います。

仲川：村田先生、ありがたいお言葉です。理学療法の質の担保に関連しますね、ありがとうございます。

それでは、福江先生お願いします。富山県理学療法士会と若い人に向けたアドバイスなどがあればお願いします。

福江：今、高齢者のグループホームとかいろいろあるじゃないですか。そういう、いわゆる暮らし方を支えるような施設にPTが入っていきけるような取組みを、富山県理学療法士会ですて貰いたいと思います。そして介護保険を利用し

ている高齢者の生活の中に、もっとリハビリテーションの考え方をに入れていって、高齢者のQOLが高まっていけばいいなと思います。

それから、やっぱり若い人には、どんなジャンルでもいいからスターになって欲しいな。例えば、スポーツリハやったらスポーツリハのスペシャリスト！とか、今の素地を生かしていい意味で目立って欲しいなと思います。富山県から話題性に富むような理学療法士をもっと出して欲しいなと思います。

ついでにもう一つ。やっぱり女性会員に富山県理学療法士会活動にもっと出てきて欲しいな。男ばかりだと、色々難しいところもあるよね。やっぱり女性の視点が必要かなと思います。

仲川：ありがとうございます。

女性会員の参画は、酒井現会長も苦労しながら、色々な種をまいたりされますよね。これから、もっと女性会員、女性理学療法士の参加が進めばいいかなと思いますね。

仲川：島倉先生、いかがですか。今後の県士会活動、また、若い方へのエール等があればお願いします。

島倉：会員数が格段に増えてきているので、やっぱり今後は組織力、求心性をいかに高めていくかが重要ではないかね。各都道府県の理学療法士会というのは、他の職種なんかから比べると、割と登録者数は多い。それでも、いろんな事情でぼろぼろと脱会していったりするの、いかに求心性を持って会員を惹きつけていくかが大事になってくるやろうね。でないと、理学療法士の登録者は増えているのに、理学療法士会の会員は増えないということになってしまう。そのためには、富山県理学療法士会全体として求心力を高めることも必要だけど、部分的、局地的な場面での求心力を高めることも必要かもね。

アメリカだと、理学療法士は結構人気の職種みたいね。でも、日本では「理学療法士って何？」という人がやっぱりまだいるよね。リハビリと

言われると、何か障害者を助ける人かな、病院におる人かな、それぐらいの認知度かもしれん。やっぱり、まだ理学療法士というのはこういう職種なんだと、一般の認知度はやっぱりまだまだ低いかなと思うよ。

福江：理学療法士の仕事に分かりにくいんやろかね。

島倉：その辺は、社会的な認知度をどうやって高めていくかというのも工夫していかないと。いくら全国で10万人、20万人と増えてきたにしても、なかなかやっぱり思ったほど一般の方々には浸透していないと思うので、その辺をもう少し、てこ入れせんなんかなと思う。

福江：やっぱり話題性だよ。スターが必要やろ。

島倉：そうそう。話題性は大事。

それこそ理学療法士を主役にした映画を作るとか、本を出版するとか、ドラマを作るとか。そういうのを理学療法士がね。悪いことしたときだけ出るんじゃないくてね。

福江：そうそう、そうだよな。

島倉：悪いことをしたら、もう今は「理学療法士の〇〇」と名前が出るようになったからね。

仲川：そうです。

島倉：かつては肩書が医療従事者とかになってたけど、今は「理学療法士」と職種名が出るようになった。悪いところでなくて、もっといいところから出るようなPRも考えていかんなんかなと思います。

仲川：そうですね。その辺はまた今後、企画している広報局が頭をひねらないといけないかなと思っております。

田村先生、続いてお願いします。

田村：今、お三方が言われたとおりで、だんだん人数が多くなるということで、昔は県内に何人といったのが、今は町内に何人という感じになってきているわけですよ。

最近、魚津から静岡まで走るトレイルランのレースに参戦しているPTが、テレビで放送されていたね。他にも、笑いヨガとかダンスをやっているPTとか、PTプラスαの人が増えてきている。そういう特色あるPTを紹介したり宣伝したり、もっとやっていいんじゃないかな。あと、PTとしてやっぱり行政的に言うべきことは言わなきゃいけない。弱者の立場として代弁する、やっぱりそれが必要だと思うんですね。

それから、今後の課題としては、やっぱり富山県理学療法士会を公益社団法人にすること。看護は、すでに公益社団法人なんですよ。それに向けて我々がやらなきゃいけないことが何なのか議論しないとイケない。

島倉：そうやね、公益な活動やちゃね。社会活動。

田村：これからは、特に行政はパソコン、AIで



どんどん攻めてくると思います。効果のない人は削るとか、色々出てくるんじゃないかと思うんです。AIに頼ってばかりで、考えないPTであったらいけないと思うんで、やっぱり若いPTには自分で考えて、行

動するPTであって欲しい。やっぱり常に考える、考えて行動するPTであって欲しいと思いますね。

我々は利用者さんを触ってやるわけです。それをリモートでいいじゃないかというのが必ず出てくると思います。リモート環境で、口頭で理学療法をやって、それで点数を取れるようにする。医師の診察、診断もそうなっているからね。アドバイスぐらいはいいとしても、やっ

ぱり本来は理学療法とは触る仕事ですよ。だから、リモートが出てこないことを願っていますね。

仲川：確か県外では、試験的にやっていますよね。リモートでリハビリ。

田村：やっぱり？ 昔もそういうのがちょっとあったんですけど、やっぱり基本的に触ること、顔の表情を見られることだと思うんですよ。

仲川：そう思いますね。

田村：表情を見てね。

現地に行って情報を伝える場合はいいんだけど、リモートで講演したも反応が分からないんだよね。表情を見て、今分かってくれているのかなと。だから、やっぱり我々の業界、理学療法では、そうあって欲しくないなというのは、老婆心ながら——「老婆心」じゃない、「老爺心」ですね——思っております。

仲川：原点回帰ですね。その辺を忘れないということですね。

仲川：滝田先生、引き続きお願いします。

滝田：富山県理学療法士会の組織に関しては、会員数がもう1,000人を超えています。私はこれからまた増えていくと思うんですね。そうすると、今みたいに中央集権的なやり方では駄目だと思うんですよ。今は7ブロックの地区連絡会がありますが、これはこれで反対に細か過ぎて駄目なのかなと。例えば新川、富山、高岡、砺波と4医療圏あるじゃないですか、今後は4医療圏で今、地区連絡会でやっているような活動をさせていただく形にして、できたら会長も順繰りに回していくような形でしていったほうがいいような感じがします。

富山県は集まりやすい県なので昔からこうい

うふうにやっているけど、もっとブロックを大きくして、それぞれ4つのブロックで顔の見える関係づくりをしながら、研修会等とか、ほかの社会貢献とかをやるような組織にしていくべきじゃないかなと思います。

私が若い人に言いたいのは、とにかく仲間をつくれと。仲間をつくるというのは自分の好きな分野ね。例えば呼吸でもいいし、心臓でもいいから、自分と同じような興味を持っている人ととにかく交流したり、意見交換をしながら、その輪がもっと広がっていけばいい。とにかく仲間をつくって、その仲間ですんなり話をしたり、勉強したり、研究したり、遊んだりということをどんどんやって欲しいなと思っています。

仲川：それでは酒井先生、現会長として富山県理学療法士会の今後の展開、展望があれば是非ご紹介下さい。

酒井：皆様から、貴重なアドバイスをありがとうございました。



まず一つは、今後は更に一人一人の理学療法士が、目の前の患者さん達のニーズに応えるため、理学療法士として、プロフェッショナルとして様々なことを極めていく、自らの質をもつ

と向上させていかななくてはならないと思います。そのためには、職場や富山県理学療法士会の活動などで上下の人間関係を作り、適切に教を請える環境が必要だと思います。専門学会などに出席して見ていると学術的レベルが相当高くなって、専門性というのはもうかなり高くなっている。でもその反面、外部から聞こえてくる臨床の現場の現状としては、相当に低いレベルの人もいるようで、かなり個人格差が広がっているようです。それぞれの人生なのでいいとは思いますが、職能団体として質の担保というのは、今後は最低限やらなければいけないと考えてい

ます。

先程話題に出ました法人格についてですが、現在、富山県理学療法士会は一般社団法人です。すでに色んな公益事業をしていますので、公益社団法人を取ろうと思えばとることは可能です。公益社団法人にすると、かえって手枷足枷がつくので、私は一般社団法人のままでいいと思っています。現在でも公益的な仕事の依頼は入ってきていますし、そういった仕事に携わってくれる人材も増えてきています。そして、専門性もかなり増えてきているのは確かです。

そして今後は、理学療法を実践する臨床の場は勿論のこと、行政への働きかけを含めた施策的、政策的な分野や、我々理学療法士の声を議会に届けるための政治的分野への関りの強化が必要と考えています。理学療法士として、目の前の患者さん達のために貢献していくためには、色んな手段を使って、様々な方面に働きかけていかないといけなくなってきています。富山県理学療法士会としての在り方をもう一度考えていく時期には来ているんだろうなと思います。

今、お話したように、今後は事業が多角化していくことが予想されます。そうなった時に、富山県レベルであっても、役員の業務が多すぎて、もう片手間ではできなくなってくると思います。常任で、富山県理学療法士会の仕事をしていく人間が必要な時代にはなっています。ただ、そのためにはやはり人、物、金が必要です。何とか、人と物は育ってきた。あとは、お金と言ったときに、会員収入だけではもう既に不足してきている。そうすると、公益事業をする、補助金等をとってくる必要がでてきます。さらにあくまで可能性的にはなりますが、株式会社などを設立して事業展開していくぐらいのところまで来ているのではないかなとは思っています。

私がこの50年を迎えるに当たってずっと思ってきたのは、どんどん職域も拡大して、理学療法士、リハビリテーションという言葉も少しずつ認知されてきて、社会から求められるようになってきた。色んな会議等に出ていると、「理学

療法士にお願いしたい」という言葉は本当によく聞かれるようになっていきます。ただ、それと同時に、社会のニーズに応えるために、一人一人が力をつけていかないといけないのは言うまでもありません。そして富山県理学療法士会として、意欲の高い、行動力のある人材に対しての支援が必要だろうと思っています。

富山県理学療法士会は、次の50年に向けて、見直すべき点は見直し、新規に開拓すべきところは開拓する。そんな「発展」するという時期に来ています。次の50年に向けて、一人一人が理学療法士としての質を上げ、富山県理学療法士会の活動にも皆さんで力を合わせて参加して頂けるといいなと思っています。

仲川：今日の座談会では、先輩方が貴重なお話を



沢山何うことができました。先輩方は、現役の僕たちよりも、まだまだすごくお元気でした。我々も、より一層頑張らなきゃいけないというのをひしひしと感じました。

それでは今回の座談会は、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

— 了 —



会員加盟施設および会員数一覧表

2023年1月現在

地区No.	勤務先名	会員数
新川地区		
101	あさひ総合病院	8
102	介護老人保健施設 つるさんかめさん	1
103	坂東病院	2
104	入善セントラル病院	1
105	丸川病院	28
106	入善老人保健施設 こぶしの庭	5
107	入善町役場	1
108	むらおかクリニック	1
109	たまの整形外科クリニック	2
110	桜井病院	3
111	池田リハビリテーション病院	15
112	黒部市役所	1
113	黒部市民病院	12
114	黒部温泉病院	1
115	富山労災病院	8
116	魚津市健康センター	1
117	身体障害者療養施設 ひびき	1
118	深川病院	4
119	魚津病院	4
120	魚津病院ふれあい訪問看護ステーション	1
121	魚津病院吉島デイサービス	1
122	魚津老人保健施設	5
123	デイケアステーション かがやき	1
新川地区 地区会員数：107 地区施設数：23		
中部地区		
201	富山医療福祉専門学校	5
202	老人保健施設 なごみ苑	1
203	富山県厚生連滑川病院	11
204	デイサービス あんじゅ	1
205	特別養護老人ホーム カモメ荘	1
206	吉見病院	3
207	滑川市医師会 訪問看護ステーション	1
208	かみいち総合病院	18
209	デイサービスやまやまハウス	1
210	介護老人保健施設ケアホーム 陽風の里	1

地区No.	勤務先名	会員数
211	藤木病院	6
中部地区 地区会員数：49 地区施設数：11		
富山北部地区		
301	老人保健施設 レインボー	1
302	特別養護老人ホーム しらいわ苑	2
303	水橋診療所	1
304	富山協立病院	9
305	済生会富山病院	16
306	野村病院	8
307	成和病院	3
308	老人保健施設 仁泉メディケア	4
309	リハビリ特化型デイサービス Re-TAC	1
310	富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	46
311	富山県障害者相談センター	1
312	アルペンハイツ	1
313	アルペンリハビリテーション病院	32
314	たかはた整形外科クリニック	2
315	医療法人社団 アルペン室谷クリニック	1
316	デイサービス 蒼の舎	1
富山北部地区 地区会員数：129 地区施設数：16		
富山中央地区		
401	不二越病院	1
402	(株) ディバース	1
403	総合福祉施設おきな	2
404	デイサービス&フィットネス RE-SH	1
405	富山県立中央病院	12
406	介護老人保健施設 チューリップ苑	11
407	チューリップ長江病院	3
408	きたがわ整形外科医院	3
409	佐伯病院	4
410	訪問看護ステーション お家へ帰ろう	1
411	山室クリニック	5
412	しみずまち敬寿苑	2
413	医療法人社団若葉会 デイケアおきな	4
414	富山市立 富山まちなか病院	3
415	富山リハビリテーション医療福祉大学校	4

地区No.	勤務先名	会員数
416	富山赤十字病院	7
417	リハ楽とやま	1
418	島田病院	3
419	介護老人保健施設 西町セントラルヴィレー	1
420	デイサービスセンター ほほえみ	1
421	太陽のプリズム才覚寺	1
422	富山市民病院	12
423	武内クリニックTAKEPON	1
424	中山整形外科クリニック	1
425	温泉リハビリテーション いま泉病院	2
426	介護老人保健施設 シルバーケア今泉	1
427	ソフィアメディ訪問看護ステーション富山	2
428	アモール訪問介護ステーション	1
429	富山城南温泉病院	5
430	富山城南温泉病院 第二病院介護医療院	1
431	ナーシングケアさくら	1
432	佐々木病院	1
433	横田病院	2
434	杉野脳神経外科病院	6
435	(株) リハ. システムウェイ	1
436	在宅福祉総合センター きずな	1
437	北電産業 (株)	1
438	根塚整形外科・スポーツクリニック	4
439	白光苑	1
440	西能病院	21
441	整形外科センター 西能クリニック	14
442	ケアサポート・まき	1
443	羽柴整形外科	2
富山中央地区 地区会員数：153 地区施設数：43		
富山南部地区		
501	流杉病院	11
502	老人保健施設 白雲荘	1
503	大沢野老人保健施設 かがやき	9
504	訪問看護ステーション さわやか	1
505	大沢野クリニック	7
506	通所リハビリテーションセンター あんじゅーる	2

地区No.	勤務先名	会員数
507	富山老人保健施設	2
508	誠友病院	2
509	三輪病院	2
510	栗山病院	2
511	堀川南光風苑	2
512	医療法人社団双星会 みなみの星病院	7
513	介護老人保健施設 アメニティ月岡	1
514	老人保健施設 シルバーケア栗山	3
515	西能みなみ病院	11
516	介護老人保健施設 みどり苑	8
517	おおやま病院	4
518	富山大学附属病院	14
519	国立病院機構 富山病院	3
520	介護老人保健施設 シルバーケア羽根苑	1
521	友愛温泉病院	1
522	友愛温泉病院介護医療院	2
523	リハビリ倶楽部	2
524	富山西リハビリテーション病院	36
525	富山西総合病院	15
526	訪問看護ステーション ほ〜つととやま	1
527	八尾老人保健施設 風の庭	5
528	八尾総合病院	6
富山南部地区 地区会員数：161 地区施設数：28		
高岡地区		
601	介護老人保健施設 みしま野苑一穂	4
602	地域密着型特別養護老人ホーム 和の郷	1
603	真生会富山病院	4
604	特別養護老人ホーム 七美ことぶき苑	2
605	ひのき整形外科	1
606	射水市役所	2
607	射水市民病院	7
608	介護老人保健施設 サンセリテ	4
609	矢野神経内科医院	2
610	大島くるみ病院	2
611	結リハビリ訪問看護ステーション	1
612	太閤の杜デイサービスセンター	1

地区No.	勤務先名	会員数
613	リハビリ特化型デイサービス Re-have	2
614	加藤整形外科脊椎スポーツクリニック	1
615	ソフィアメディ訪問看護ステーション射水	1
616	高岡ふしき病院	5
617	サンバリー高岡病院	1
618	高岡市役所高齢介護課	1
619	高岡市きずな学園	3
620	高岡市立高岡市民病院	5
621	アスイコ合同会社放課後等デイサービス	1
622	高岡老人保健施設 長寿苑	1
623	あさなぎ病院	3
624	ライフ・クリエイト(株)	1
625	特別養護老人ホーム のむら藤園苑	1
626	介護老人保健施設 おおぞら	6
627	光が丘病院	15
628	富山県厚生農業協同組合連合会 高岡病院	31
629	介護老人保健施設 やすらぎ	4
630	サンバリー福岡病院	1
631	高岡整志会病院	7
632	済生会高岡病院	23
633	医療法人 高岡みなみハートセンター みなみの杜病院	4
634	特別養護老人ホーム はるかぜ	2
635	高岡市だいがデイサービスセンター	1
636	特別養護老人ホーム だいが苑	1
637	社会福祉法人 くるみ	1
638	介護老人保健施設 きぼう	5
639	特別養護老人ホーム 鳳鳴苑	1
640	いきいきサポートセンターゆめ	1
641	志貴野長生寮	1
642	身体障害者療護施設 志貴野ホーム	1
643	しきのケアセンター	1
644	老人保健施設 アルカディア雨晴	2
645	介護老人保健施設 エルダーヴィラ氷見	7
646	老人保健施設 アルカディア氷見	3
647	白石整形外科医院	1
648	中村記念病院	3

地区No.	勤務先名	会員数
649	陽和温泉病院介護医療院	1
650	金沢医科大学氷見市民病院	26
651	リハハウス来夢	1
高岡地区 地区会員数：207 地区施設数：51		
砺波地区		
701	砺波サンシャイン病院	2
702	市立砺波総合病院	20
703	砺波誠友病院	5
704	砺波市役所	1
705	リハビリ・デイサービスとなみ	1
706	なす整形外科クリニック	1
707	訪問看護ステーション あぼかど	1
708	ケアポート庄川	1
709	南砺市民病院	13
710	南砺市民病院 デイケアステーション	1
711	南砺市訪問看護ステーション	2
712	南砺市訪問看護ステーション サテライト	1
713	マーシ園木の香	1
714	社会福祉法人 マーシ園	2
715	北陸中央病院	7
716	西野内科病院	2
717	花かご	1
718	にしの老人保健施設	6
719	介護老人保健施設 ゆうゆうハウス	4
720	中川整形外科クリニック	2
721	あおい病院	2
722	となみ三輪病院	1
723	公立南砺中央病院	10
724	ふくの若葉病院	4
725	介護老人保健施設 城端うらら	2
726	吉岡整形外科	1
727	北陸病院	2
728	介護老人保健施設 葵の園・なんと	2
砺波地区 地区会員数：98 地区施設数：28		
勤務先会員数：904 総施設数：200		

定款・規定集

目 次

定款	99
定款細則	105
局・部分掌規程	108
賛助（特別）会員規程	113
名誉会員・顧問・相談役規程	114
表彰規程	115
総会規程	116
学会規程	119
会費規程	120
会費減免規程	121
弔事への対応に関する規程	122
会計処理規程	123
臨時職員就業規則	126
旅費規程	129
公印管理規程	130
公印使用規程	132
公文書発行管理規程	133
謝金・手当の支払い基準に関する規程	134
個人情報保護規程	135
倫理綱領	138
懲戒規程	139

一般社団法人
富山県理学療法士会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人富山県理学療法士会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を富山県滑川市柳原149番地9におく。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地におくことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、理学療法の普及向上を通じ、県民の保健、医療、福祉とリハビリテーション活動の発展に寄与し併せて理学療法士の技能の研鑽と人格の陶冶を図り、社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 理学療法の普及と向上に関する事項
- (2) 理学療法を通じ、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与する事項
- (3) 関係団体との連携によりリハビリテーション活動の発展に寄与する事項
- (4) 理学療法学会や研修会等、理学療法の研鑽や修得に関する事項
- (5) 理学療法士の育成と人格の陶冶に関する事項
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上と福利に関する事項
- (7) 理学療法に関する刊行物の発行や研究調査活動に関する事項
- (8) その他公益目的を達成するために必要な事項

2 前項に定める事業は、その実施地域を富山県とする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となったものを持って構成する。

(会員の種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定による理学療法士の免許を有する者で、この法人の目的に賛同したもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決によりこれを除名することができる。ただし、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行ったとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の1に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 会員が死亡したときまたは団体においては解散したとき。
- (3) 正会員及び名誉会員において、理学療法士の免許を取り消されたとき。
- (4) 会員全員が同意したとき

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、正会員を持って構成する。

2 前項の総会を持って、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の帰属
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総会を招集するには、正会員に対し総会の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所、その他法令で定める事項を示して2週間前に書面または電磁的方法により通知しなければならない。
- 3 会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 前項による請求があったときには、代表理事は請求があった日から6週間以内の日を開催日とする総会招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、代表理事及び出席した理事から選出した3名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 20名以上25名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、4名を副会長、若干名を常任理事とする。
- 3 前項の会長を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事する。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(顧問及び相談役)

第22条 この法人に、1名以上4名以内の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において選任し任期は役員に順ずる。

- (1) 顧問は、有識者等会員以外から選任する。
- (2) 相談役は、会員の中から選任する。
- (3) 顧問及び相談役は、理事会の求めに応じて、この法人の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べることができる。

3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問及び相談役についての必要な事項は、別に定める。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事又は監事の任期は、他の在任理事又は監事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬等については、総会の決議によって別に定める基準に従って支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを収集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事、理事のうち2名及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(電子公告)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(附 則)

- 1、この定款は平成24年4月22日より施行する。
- 2、この定款は令和元年6月29日より一部改正にて施行する。

定 款 細 則

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この細則は定款により一般社団法人富山県理学療法士会（以下「本会」という）の会務を執行するために必要な事項を定める。

第2章 会 員

(会 員)

第2条 会員は県内に勤務するものとする。ただし勤務先を持たない会員は県内に居住するものとする。

- 2 会員の勤務地、居住地及び氏名に変更があったときは、速やかに会長に届けなければならない。
- 3 会員は特別な事情がある場合、理事会の承認を得て期間を定め休会することができる。休会中の会員からは会費を徴収しない。休会中は士会からの連絡等を行わない。

(特別会員)

第3条 特別会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の発展に寄与しようとするものの中から、理事会において決定する。

(慶 弔)

第4条 会員及び他団体の慶弔の取扱いについては理事会で決定する。

第3章 代議員及び関係団体の役員

(代議員)

第5条 公益社団法人日本理学療法士協会（以下「協会」という）の代議員は、協会の選挙規程に基づき選出する。

- 2 前項の代議員数は協会定款・細則の定めによる。
- 3 代議員は協会の総会に提出された議題を討議し決議する。
- 4 代議員が協会の理事または監事に選ばれた場合、別に代議員を選出する。
- 5 代議員は議事内容を理事会及び会員へ報告しなければならない。
- 6 代議員の任期は、協会定款・細則の定めによる。

(関係団体の役員)

第6条 関係団体の役員等の選出については理事会で選任する。

- 2 関係団体の役員等は議事内容を理事会及び会員へ報告しなければならない。
- 3 任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第4章 会務の運営

(会務の運営)

第7条 会長が会務の運営に必要があると認めたときは以下の各号に定める規程により局、部及び委員会をおくことができる。

- (1) 局長は会長の任命を受け理事がこれにあたり、局、部を統轄する。
- (2) 部長は理事会の承認を得て会長が任命し、部を運営する。部員は部長が選任し会長が委嘱する。

- (3) 委員長は理事会の承認を得て会長が任命し、委員会を運営する。委員は委員長が選任し会長が委嘱する。

(理事会への出席)

第8条 会長が必要と認めるときは、部長及び委員長は理事会に出席して意見をのべることができる。

(会務の分掌)

第9条 局、部及び委員会の分掌は別に定める。

第5章 選 挙

(選 挙)

第10条 定款第21条第1項に基づき、役員の選挙はこの規程によって行う。

- (1) 選挙を行うため選挙管理委員会（以下「委員会」という）をおく。
- (2) 委員は2名とし、委員長及び委員は定款細則第7条第3号に基づき定める。
- (3) 理事及び当該の選挙の候補者は、委員になれない。
- (4) 委員の任期は2年とする。
- (5) 委員会は、投票60日以前に選挙すべき役員の定員を公示し立候補を受け付けなければならない。立候補締切日は投票30日以前とする。（郵送による立候補届出は当日消印を有効とする。）
- (6) 理事及び監事の選挙は、会員の自由意志または推薦により立候補できる。推薦の場合、3名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書をもって届け出る。
- (7) 立候補者が定数に満たないときは、理事会において候補者を推薦し、総会の承認を得る。
- (8) 委員が立候補したときは、別の委員を選出し立候補者は委員を辞退する。
- (9) 投票用紙は委員会が定める用紙を用いる。
- (10) 選挙は無記名投票で行う。
- (11) 投票場の開閉時間は委員会が公示する。
- (12) 有効投票は、投票総数の3分の2以上を必要とする。
- (13) 連記投票の場合は、得票数上位より順次当選を決める。
- (14) 得票が同数の場合は、抽選で当選者を決める。
- (15) 候補者が定数以内の場合は無投票当選とする。
- (16) 当選者が当選の日から60日以内の間に死亡、退会、もしくは正当な事由で辞任または辞退したときは、次点者を繰り上げ当選とする。
- (17) 役員の選挙は次の順序で行う。
 - ア 理事（定数連記投票）
 - イ 監事（定数連記投票）
- (18) 投票ならびに開票に際しては、立会人2名をおかねばならない。
- (19) 定款第21条第2項に基づき、代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(会員外役員の選挙)

第11条 会員外の役員の選挙は前条に準じて行い、理事会で推薦し本人の同意を得て、会長が文書にて届け出る。

第12条 理事の任期中に、理事及び監事の欠員が生じた場合、又は定数の増員により補充の必要があるときは、選挙は行わない。

第6章 補 則

(細則の改定)

第13条 この細則は、理事会の議決を経、総会の承認を得なければ改定することができない。

(附 則)

- 1 この細則は平成24年4月1日より施行する。
- 2 この細則は平成27年6月28日より一部改正にて施行する。
- 3 この細則は令和元年6月29日より一部改正にて施行する。

一般社団法人富山県理学療法士会

局・部分掌規程

(総 則)

第1条 この規定は、一般社団法人富山県理学療法士会（以下「本会」という）に設置する局・部の分掌について定める。

(局会議)

第2条 各局に局会議をおく。

2 局会議は、局長と担当理事、局内各部長をもって構成し、局長が必要と認めるときはその他の者の出席を求めることができる。

3 局会議は局長が召集し、局内の事業の調整、運営を図るため開催する。

(事務局)

事務局は事業及び会務が円滑に機能するよう管理、調整を行うことを目的とする。

第3条 事務局長は次の部を統轄し、担当理事はそれぞれの部を分掌する。

2 事務部においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 定款、定款細則及び諸規定の運用に関する事
- (2) 公文書、報告書などの発送、受領及び保管に関する事
- (3) 総会等の諸会議の準備、運営及び議事録などの作成と保管に関する事
- (4) 公印の管理に関する事
- (5) 会員名簿の作成、発行に関する事
- (6) 慶弔関係業務に関する事
- (7) 事務所の管理に関する事
- (8) 行政機関、関連諸団体との渉外活動に関する事
- (9) 協会及び本会が発行する刊行物の整理、保管に関する事
- (10) その他、各部に属さない会務に関する事

3 財務部においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 予算及び決算に関する事
- (2) 会費の徴収、事業収入に関する事
- (3) 事業支出、管理運営支出に関する事
- (4) 流動資産・固定資産の管理に関する事
- (5) 財政基盤の拡充に関する事
- (6) 現金出納帳、出金及び入金伝票、財産目録、収支決算書等の会計上の帳簿類の整理並びに管理に関する事

4 福利厚生部においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 会員親睦に関わる事業の企画、主催に関する事
- (2) 他士会及び他団体との交流、親睦に関する事
- (3) その他、会員の福利厚生に関する事

5 情報管理部においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 士会ホームページの企画、管理、運営に関する事
- (2) 電子媒体の管理、運用に関する事
- (3) 事業及び会務の記録の整理、保管に関する事
- (4) その他、電子媒体を利用した情報管理及び提供に関する事

6 ネットワーク推進部においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 協会指定管理者システムにおける協会指定管理者研修会（初級・職域別等）の開催
- (2) 協会指定管理者システムにおける初級・上級管理者等の把握・管理
- (3) 会員管理者ネットワークの構築・推進

- (4) ネットワークを利用した理学療法業務・行政施策・理学療法士関連法規についての相談・対策ができる環境の構築
- (5) その他、理学療法業務、理学療法士に関すること

(学術局)

学術局は会員の学術、技能の向上と研鑽、修得を目的とする。

第4条 学術局長は次の部を統轄し、担当理事はそれぞれの部を分掌する。

- 2 内部障害理学療法研究部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 内部障害理学療法研究部の学術・研究活動に関すること
 - (2) 専門・認定理学療法士の取得（維持）等にかかわる企画や情報提供に関すること
 - (3) 会員の研究活動への支援に関すること
 - (4) 富山県理学療法学会の企画・運営に関すること
 - (5) その他、内部障害理学療法研究部の企画・運営に関すること
- 3 生活環境支援理学療法研究部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 生活環境支援研究部の学術・研究活動に関すること
 - (2) 専門・認定理学療法士の取得（維持）等にかかわる企画や情報提供に関すること
 - (3) 会員の研究活動への支援に関すること
 - (4) 富山県理学療法学会の企画・運営に関すること
 - (5) その他、生活環境支援理学療法研究部の企画・運営に関すること
- 4 神経理学療法研究部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 神経研究部の学術・研究活動に関すること
 - (2) 専門・認定理学療法士の取得（維持）等にかかわる企画や情報提供に関すること
 - (3) 会員の研究活動への支援に関すること
 - (4) 富山県理学療法学会の企画・運営に関すること
 - (5) その他、神経理学療法研究部の企画・運営に関すること
- 5 運動器理学療法研究部（骨関節班）においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 運動器研究部（骨関節班）の学術・研究活動に関すること
 - (2) 専門・認定理学療法士の取得（維持）等にかかわる企画や情報提供に関すること
 - (3) 会員の研究活動への支援に関すること
 - (4) 富山県理学療法学会の企画・運営に関すること
 - (5) その他、運動器理学療法研究部（骨関節班）の企画・運営に関すること
- 6 運動器理学療法研究部（スポーツ班）においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 運動器研究部（スポーツ班）の学術・研究活動に関すること
 - (2) 専門・認定理学療法士の取得（維持）等にかかわる企画や情報提供に関すること
 - (3) 会員の研究活動への支援に関すること
 - (4) 富山県理学療法学会の企画・運営に関すること
 - (5) その他、運動器理学療法研究部（スポーツ班）の企画・運営に関すること
- 7 物理療法研究部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 物理療法研究部の学術・研究活動に関すること
 - (2) 専門・認定理学療法士の取得（維持）等にかかわる企画や情報提供に関すること
 - (3) 会員の研究活動への支援に関すること
 - (4) 富山県理学療法学会の企画・運営に関すること
 - (5) その他、物理療法研究部の企画・運営に関すること
- 8 教育管理理学療法研究部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 教育管理研究部の学術・研究活動に関すること
 - (2) 専門・認定理学療法士の取得（維持）等にかかわる企画や情報提供に関すること
 - (3) 会員の研究活動への支援に関すること
 - (4) 富山県理学療法学会の企画・運営に関すること

- (5) その他、教育管理理学療法研究部の企画・運営に関する事
- 9 基礎理学療法研究部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 理学療法基礎研究部の学術・研究活動に関する事
 - (2) 専門・認定理学療法士の取得（維持）等にかかわる企画や情報提供に関する事
 - (3) 会員の研究活動への支援に関する事
 - (4) 富山県理学療法学会の企画・運営に関する事
 - (5) その他、基礎理学療法研究部の企画・運営に関する事
- 10 ウィメンズヘルス部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) ウィメンズヘルス部の学術・研究活動に関する事
 - (2) 専門・認定理学療法士の取得（維持）等にかかわる企画や情報提供に関する事
 - (3) 会員の研究活動への支援に関する事
 - (4) 富山県理学療法学会の企画・運営に関する事
 - (5) その他、ウィメンズヘルス部の企画・運営に関する事
- 11 学術編集部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 富山県理学療法士会学術誌の編集及び発刊に関する事
 - (2) 学術研究資料の収集、整理および保管に関する事
 - (3) その他、学術全般の動向・展望等に関する事

(教育局)

教育局は会員の資質の向上と育成を目的とする。

第5条 教育局長は次の部を統轄し、担当理事はそれぞれの部を分掌する。

- 2 研修管理部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 士会主催の研修会の管理、調整に関する事
 - (2) 県内、外研修事業の把握と推進に関する事
 - (3) 生涯学習の推進に関する事
 - (4) 新人教育プログラム、生涯学習基礎プログラム等の単位認定に関する事
- 3 生涯学習部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 新人教育プログラムの企画、運営に関する事
 - (2) 生涯学習の企画、運営に関する事
 - (3) 臨床実習指導にかかわる企画、運営に関する事
 - (4) その他、生涯学習に関する事

(社会局)

社会局は社会への貢献を目指し、理学療法の普及、発展を目的とする。

第6条 社会局長は次の部を統轄し、担当理事はそれぞれの部を分掌する。

- 2 保健福祉事業部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 各種団体を対象とした保健福祉事業の受託推進に関する事
 - (2) 全ての県民を対象とした保健福祉事業の企画及び実施に関する事
 - (3) 保健福祉事業の指導者育成に関する事
 - (4) その他、保健福祉関連事業に関する事
- 3 障がい福祉部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 障がい者（児）福祉制度の情報収集と提供に関する事
 - (2) 障がい者（児）にかかわる理学療法の情報収集と提供に関する事
 - (3) その他、障がい福祉制度に関する事

(スポーツ支援事業局)

スポーツ支援事業局は、各種団体に対しスポーツ支援事業を企画及び実施することで、理学療法士の社会貢献を目指すことを目的とする。

第7条 スポーツ支援事業局長は次の部を統轄し、担当理事はそれぞれの部を分掌する。

- 2 高校野球サポート部においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 富山県高校野球連盟を対象とした支援事業の企画及び実施に関すること
- (2) 富山県高校野球連盟への支援事業における指導者の育成に関すること
- (3) その他、富山県高校野球連盟への支援事業に関すること
- 3 軟式野球サポート部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 富山県軟式野球連盟を対象とした支援事業の企画及び実施に関すること
 - (2) 富山県軟式野球連盟への支援事業における指導者の育成に関すること
 - (3) その他、富山県高校野球連盟への支援事業に関すること
- 4 バレーボールサポート部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 富山県バレーボール協会を対象とした支援事業の企画及び実施に関すること
 - (2) 富山県バレーボール協会への支援事業における指導者の育成に関すること
 - (3) その他、富山県バレーボール協会への支援事業に関すること
- 5 ハンドボールサポート部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 富山県ハンドボール協会を対象とした支援事業の企画及び実施に関すること
 - (2) 富山県ハンドボール協会への支援事業における指導者の育成に関すること
 - (3) その他、富山県ハンドボール協会への支援事業に関すること
- 6 富山マラソンメディカルサポート部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 富山マラソンにおけるメディカル協議会、救護所運営に関すること
 - (2) 富山マラソンへの支援事業における指導者の育成に関すること
 - (3) その他、富山マラソンへの支援事業に関すること
- 7 ラグビーフットボールサポート部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 富山県ラグビーフットボール協会を対象とした支援事業の企画及び実施に関すること
 - (2) 富山県ラグビーフットボール協会への支援事業における指導者育成に関すること
 - (3) その他、富山県ラグビーフットボール協会への支援事業に関すること
- 8 スポーツ支援人材育成部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) スポーツ支援事業局が運営する各種支援事業に関わる人材育成を目的とした、研修会、講習会の企画及び実施に関すること
 - (2) スポーツ支援事業局が運営する各種支援事業における指導者の育成に関すること
 - (3) その他、スポーツ支援事業局が運営する各種事業における人材育成に関すること

(広報局)

広報局は理学療法及び理学療法士に関する社会的認知の啓発、広報を目的とする。

第8条 広報局長は次の部を統轄し、担当理事はそれぞれの部を分掌する。

- 2 発行部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 社会への理学療法及び理学療法士の普及、啓発活動に必要な広報媒体の作成、配布に関すること
 - (2) 士会ニュース・年報の企画、編集及び作成、発行に関すること
 - (3) その他、社会への理学療法及び理学療法士に関する広報活動に関すること
- 3 広報事業部においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 行政機関、関連諸団体及び一般県民等への理学療法及び理学療法士の広報事業に関すること
 - (2) 学生、生徒を対象とした理学療法士進路相談・説明会・見学会等の企画及び運営に関すること
 - (3) 学生への理学療法士の啓発・広報活動に必要な啓発媒体の作成および配布に関すること
 - (4) その他、広報事業・学生への理学療法士に関する啓発活動に関すること

(地区連絡会)

第9条 各地区内での活動を促進し、会員相互の研鑽や懇親を深め、人材育成と連携を目的とする。

- 2 各地区の区割りは、理事会において決定する。
- 3 各地区より代表1名、運営事務若干名を選出する。
- 4 地区代表は、地区を統括し地区内の事業を行う。

- (1) 地区内の研修会、勉強会の開催に関する事
- (2) 地区内の連携に関する企画、運営に関する事
- (3) 本会と地区との円滑な情報提供に関する事

5 運営事務は代表を補佐し、地区内の運営や会計等を行う。

(規定の改定)

第11条 この規定は理事会の議決を経なければ改定することができない。

(附 則)

- 1 この規定は平成11年3月14日より施行する。
- 2 この規定は平成17年4月1日より一部改正により施行する。
- 3 この規定は平成23年6月19日より一部改正により施行する。
- 4 この規定は平成25年11月7日より一部改正により施行する。
- 5 この規定は平成26年4月1日より一部改正により施行する。
- 6 この規定は平成30年2月15日より一部改正により施行する。
- 7 この規定は平成30年12月22日より一部改正により施行する。
- 8 この規定は平成31年2月26日より一部改正により施行する。
- 9 この規定は令和2年1月11日より一部改正により施行する。
- 10 この規定は令和2年7月13日より一部改正により施行する。
- 11 この規定は令和4年4月23日より一部改正により施行する。

賛助（特別）会員規程

（総 則）

第1条 この規程は、一般社団法人富山県理学療法士会（以下「本会」という）の趣旨に賛同する賛助会員について定める。

（資 格）

第2条 定款第6条及び細則第3条に定める特別会員をもって、本会の賛助会員とする。

（本会と賛助会員の関係）

第3条 本会は賛助会員と平等に接し、両者は相互の発展に寄与するものとする。

2 本会は賛助会員に対し、会員と同様に本会刊行物及び案内などを送付する。

3 賛助会員は会費を年度内に本会に納入するものとする。

（会 費）

第4条 賛助会員の会費は別記に定める。

（賛助会員に対する優遇）

第5条 リハビリテーション医療に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等について本会の協力を得ることができる。

2 リハビリテーション機器に関する研究、開発、改良、情報収集等について発表の機会を得ることができる。

3 本会の主催する会議、研修会等で展示設備がある場合、展示場所を提供される。

4 本会の発行する刊行物に賛助会員名を掲載することができる。

（規程の改定）

第6条 この規程は、理事会の議決を経なければ改定することができない。

（附 則）

1 この規程は平成24年4月1日より施行する。

名誉会員・顧問・相談役規程

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県理学療法士会（以下「本会」という）の円滑な運営を図るとともに、その発展に寄与することを目的とした名誉会員・顧問・相談役について定める。

(資 格)

第2条 定款第6条第3号に基づくものを名誉会員とする

2 定款第22条に基づき顧問・相談役を設ける。

(選任規程)

第3条 名誉会員の推薦は次の項により行われる。

(1) 多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の会員の中から理事会で推薦する。

(2) 本会の充実と発展のため多大な貢献が認められたものの中から推薦する。

2 顧問の委嘱は次の項により行われる。

(1) 本会は、理学療法以外の専門的な指導や助言を得て、円滑な組織運営と発展を図るため顧問を委嘱する。

3 相談役の委嘱は次の項により行われる。

(1) 本会の事業を推進し、社会的な貢献を果たすため、功績の著しい会員の中から委嘱する。

(任 期)

第4条 名誉会員は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、永久に会員の資格を与える。

2 顧問・相談役は、定款第25条の役員の任期に準じ再任は妨げない。

(職 責)

第5条 顧問・相談役は、本会の運営に必要な専門分野の指導と助言を与え、日常の本会の活動に反映させること

2 顧問・相談役は、会長の諮問に応じ意見を具申する。

(待 遇)

第6条 名誉会員は次の項の優遇を受けることができる。

(1) 名誉会員に推薦されたものは、入会手続きを要せず本人の承諾をもって会員となるものとする。

(2) 名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

(3) 名誉会員は本会が主催するすべての事業参加費及び刊行物の入手などを無料とする。

2 顧問・相談役には、理事会の議決に基づき顧問料及び相談役手当を支給することができる。

(規程の改定)

第7条 この規程は理事会の議決を経なければ改定することができない。

(附 則)

1 この規程は平成24年4月1日より施行する。

表彰規程

(総則)

第1条 この規程は一般社団法人富山県理学療法士会（以下「本会」という）の行う表彰について定める。

(委員会の設置)

第2条 本会に表彰審査委員会（以下「委員会」という）をおく。

2 委員会は次の項により定める。

- (1) 委員会は若干名の委員で構成する。
- (2) 委員長及び委員は定款細則第7条第3号に基づき定める。
- (3) 委員長及び委員の任期は2年とするが、やむを得ない理由でその任を辞す場合は、会長に許可を得、理事会の承認を得なければならない。

(表彰または推薦の対象)

第3条 本会の会員で次の号の一に該当するものを表彰する。

- (1) 本会の活動と理学療法の向上、発展に顕著な功績のあったものを、委員会の決議を経、会員表彰する。
- (2) 会員以外の表彰または他団体の表彰の推薦は委員会の議決を経るものとする。
- (3) 前各号のほか、特に表彰の必要を認めたもの

(表彰の時期)

第4条 表彰は総会において行うものとする。ただし必要に応じてその都度行うこともできる。

(会員表彰の方法)

第5条 表彰は会長が表彰状及び副賞を授与し、これを会報にて公表する。

(表彰者の推薦基準)

第6条 表彰者の推薦基準は次の号により厳選する。

- (1) 会員表彰は本会の活動または理学療法の活動に原則として10年以上従事しているもので、優れた功績をあげたものとする。
- (2) 会員外の表彰は本会の活動に優れた功績をあげたものとする。
- (3) 他団体の表彰に推薦する場合は原則として会員表彰を授与したものとする。

(選考方法)

第7条 選考方法は次の号に定める。

- (1) 理事会は候補者を推薦し委員会に諮問する。
- (2) 委員会は必要に応じて調査を行う。
- (3) 委員会は推薦されたものの中から表彰者を理事会に答申する。

(推薦手続き)

第8条 推薦手続きは、規程の用紙に功績を判定する上で参考となる資料を添付し委員会に提出する。

(規程の改定)

第9条 この規程は理事会の議決を経なければ改定することができない。

(附則)

1 この規程は平成24年4月1日より施行する。

総 会 規 程

第1章 総 則

(総 則)

第1条 一般社団法人富山県理学療法士会（以下「本会」という）の総会は、定款及びこの規程の定めるところとする。

第2章 総会の役員及び委員

(司会者)

第2条 会議の司会者は、理事の中から会長が指名し、議長決定まで責任を持つ。

(議 長)

第3条 議長2名を出席者の中から選出する。

- 2 議長は、相互の協議によって議事を分担し、その時の議長となる。
- 3 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営に責任を持つ。
- 4 採決の際、その時の議長でないものは表決に加わることができる。
- 5 議長不信任の動議が提出された場合は、議長を交替して動議の採否を会議に図らなければならない。なお採決に付される議長は表決権を有しない。

(資格審査委員)

第4条 議長は出席者の資格と採決の管理をさせるため、資格審査委員を選任する。

- 2 委員は出席者の中から2名、理事1名をもって構成する。
- 3 委員長は出席者の中から選出された委員の互選とする。
- 4 委員は採決の管理のほか次の事項を審査し、その結果を委員長が会議に報告する。
 - (1) 正会員総数
 - (2) 出席会員数
 - (3) 委任状提出者数と内訳（内訳は代理人指定の委任状数と代理人のいない委任状数）
 - (4) 書面表決書提出者数
 - (5) 総会開催の可否
 - (6) 議事審議権に関する事項
 - (7) その他資格審査に関する事項

(議事運営委員)

第5条 議長は会議を円滑に運営するため議事運営委員を選任する。

- 2 委員は出席者の中から2名、理事1名をもって構成する
- 3 委員長は出席者の中から選出された委員の互選とする。
- 4 委員は次の事項を審議し、必要事項を委員長が会議に提案する。
 - (1) 議事の時間設定と変更
 - (2) 来賓の祝辞と祝電の取扱い
 - (3) 会議混乱の時の収拾、その他事故ある時の処置
 - (4) 会員からの提出議案と修正動議の受付ならびにその取扱い
 - (5) その他議事運営に関する事項

(書 記)

第6条 議長は議事を記録するために書記を選任する。

- 2 書記は出席者の中から2名をもって構成する。
- 3 書記は本会定款第27条に定められた議事録を作成する。

(議事録署名人)

第7条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、代表理事及び出席した理事から選出した3名は、前項の議事録に記名押印する。

第3章 議 事

(議長の宣言)

第8条 議長は、会議の成立を宣言する。ただし出席者が定足数に満たないときは、休憩または延期を宣言する。

(議事運営)

第9条 議長は、各々の議事について説明、質疑、討論、採決の順にて審議を進める。ただし議事内容が周知の事柄であるか、または結論が明確である場合は一部を省略することができる。

(発言者)

第10条 会議で発言する場合は、議長の許可を得て氏名を告げてからでなければならない。

2 発言ないし動議は、上程されている議題に関連したものでなければならない。

(新議案の提出)

第11条 会員が議案を総会に提出する場合は、提案主旨を必要部数用意し、開会までに事務局へ提出する。

2 経費をとまなうものについては、全体の収支計画書を添えなければならない。

(新議案及び動議の採決)

第12条 議長は会員が提出した議案または動議を支持するものの発言を求め、演説が得られたときは複数の意見として、その議案または動議を採決する。

(委任状の行使)

第13条 委任状及び書面表決書は、資格審査委員へ提出し、審査を受けなければならない。

2 採決に際しては、代理人指定の委任状は、その代理人と同一の権利を認める。

3 書面表決書は、議長が保持し採決の数に加える。

(採 決)

第14条 議長は、採決を行うときは議場を閉鎖し、表決に付する事項と採決の方法を告げなければならない。

2 採決の順序は、原案に最も遠い修正案より採決する。修正案が全て否決されたときは、原案について採決しなければならない。

3 採決は、次の方法の一つとする。

(1) 挙手

(2) 起立

(3) 拍手

(4) 無記名投票

4 採決の監理は、議長の命により資格審査委員が行う。

5 採決を行ったとき、議長はその結果を宣言する。

6 前項の宣言により、議場閉鎖は解除されたものとする。

(総会役員の解任)

第15条 議長は、すべての議事が終了したことを告げ、総会役員を解任し席を離れる。

(閉 会)

第16条 司会者は閉会を告げる。

第4章 補 則

(規程の改定)

第17条 この規程は理事会の議決を経なければ改定することができない。

(附 則)

1 この規程は平成24年4月1日より施行する。

学 会 規 程

(総 則)

第1条 この規程は一般社団法人富山県理学療法士会（以下「本会」という）が主催する学会について定める。

(名 称)

第2条 本会に富山県理学療法学会（以下「学会」という）をおく。

(目 的)

第3条 学会は、理学療法に関する学術、技能の研究、開発ならびにこれに関する事業を行う。

(部 門)

第4条 学会は、専門分野に応じて部門に分けることができる。

(委員会)

第5条 学会に学会準備委員会（以下「委員会」という）をおくことができる。

(役員及び委員)

第6条 学会に学会長及び副学会長1名をおく。

- 2 学会長は、本会会員の中から理事会の承認を得て、会長が任命し、学会を統轄する。
- 3 副学会長は、学術局長が選任し理事会の承認を得て、会長が委嘱し、学会長を補佐する。
- 4 委員会に委員長を1名おき、学会長が選任し、会長が委嘱する。
- 5 委員会に委員をおき、委員長が選任し、学会長が委嘱する。
- 6 委員会は、学会の企画、準備、運営にあたる。
- 7 学会長及び委員長は、理事会及び総会に出席して意見をのべることができる。

(任 期)

第7条 学会長、副学会長、委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、残務処理は任期後も行う。

(会 議)

第8条 会議は、学会及び委員会とする。

- 2 次の各号は委員会の議決を経、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 学会の収支予算及び決算
 - (2) 学会の事業計画及び報告
 - (3) 学会の開期と開催地
 - (4) その他学会に関する事項

(開 催)

第9条 学会は年1回開催する。ただし年度計画により開催しない場合もある。

- 2 委員会は学会長及び委員長が必要と認めたとき開催する。

(規程の改定)

第10条 この規程は理事会の議決を経なければ改定することができない。

(附 則)

- 1 この規程は平成24年4月1日より施行する。

会 費 規 程

(総 則)

第1条 一般社団法人富山県理学療法士会（以下「本会」という）定款第8条及び賛助会員規程第4条による会費及び入会金の額は、この規程の定めるところによる。

(会費及び入会金)

第2条 会費の年額及び入会金は次のとおりとする。

(1) 正会員の会費は9千円とする。

(2) 賛助会員の会費は1口3万円とする。

2 正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会の定める会費及び入会金を納入しなければならない。

(会費及び入会金の納入期)

第3条 会費の納入期は毎年6月末までに、その年度の会費を納入しなければならない。

2 新入会者は、入会手続きと同時に、その年度の会費と入会金を納入するものとする。

(会費減免の特例)

第4条 会長は、会員に特別の理由があると認められるときは、会費を減免することができる。

(規程の改定)

第5条 この規程は理事会の承認を経、総会の議決を経なければ改定することができない。

(附 則)

1 この規程は平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は一部を変更し平成29年4月1日より施行する。

会費減免規程

(会費減免)

第1条 以下に該当する者については、会費の額を減じ、または免除する。

- (1) 4月1日現在、満65歳以上かつ会員歴25年以上の正会員については、当該年度以降の会費を減免し2,000円とする。なお、会員歴には休会期間を問わない。
- (2) 育児休業中の正会員は、当該の児の育児休業に関して、年会費を減免し2,000円とする。なお、育児休業期間の長短は問わない。
- 2 会費の減免は申請を原則とする。
- 3 第1項各号に定める会費の減免は、本会年会費や研修会参加費等の未納など、本会に対して何らかの債務を負う会員には適用しない。

(会費未納者の権利の制限)

第2条 会費未納者に対しては、会員の権利を制限することが出来る。

- 2 前項の会費未納者とは、会費規程第3条第1項に定める期日までに会費を納入していない者をいう。
- 3 第1項の会員の権利とは、士会の刊行物や士会ニュース等の送付、選挙、学会及び研修会への参加等をいう。
- 4 第1項に定める権利の制限を行った場合、会費納入後の権利の遡及を行わない。

(会費未納退会者の再入会)

第3条 会費未納による退会者の再入会に際しては、入会金、当該年度会費に加えて、未納会費に相当する額を納入しなければならない。

(委 任)

第4条 この規程に定めのない事項については、事務局長の定めるところによる。

(規程の改定)

第5条 この規程の改定は、理事会の決議による。

(附 則)

1. この規程は、平成27年5月26日より施行する。

弔事への対応に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県理学療法士会会員に弔事があったときの弔意行動について定める。

(適 用)

第2条 この規程の適用は、定款第6条に定める会員とする。

(支給事項の範囲)

第3条 弔慰金を支給する場合は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 会員の死亡
- (2) その他、必要と認められたとき

(弔慰金)

第4条 会員が死亡した場合は、原則として弔慰金、10,000円を支給する。

(委 任)

第5条 この規程に定めのないものでも、会長が必要と認めるときは理事会の議を経て支給することができる。

(改 定)

第6条 この規程は、理事会の議決を経なければ改定することができない。

(附 則)

1. この規程は、平成24年4月1日より施行する。

会計処理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県理学療法士会（以下「士会」という）定款第33条から第35条に基づき、士会の収支状況、財産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告と能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、士会の会計業務のすべてについて適用する。

(経理の原則)

第3条 士会の会計は、法令、定款及び規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理されなければならない。

(会計区分)

第4条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は業務遂行上必要ある場合に設ける。

(会計年度)

第5条 士会の会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計責任者)

第6条 会計責任者は、財務部長とする。

第2章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第7条 士会の一切の取引は別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿等)

第8条 会計帳簿は次のとおりとする。

- (1) 主要簿
 - ① 仕訳帳（又は会計伝票）
 - ② 総勘定元帳

- (2) 補助簿

2 主要簿及び補助簿の様式は別に定める。

(帳簿書類の保存)

第9条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 財務諸表等 永久
- (2) 会計帳簿、伝票10年
- (3) 証拠書類 10年
- (4) その他の会計書類 10年

2 前項の期間は、決算に関する定期総会終結の日から起算し、廃棄処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

第3章 予 算

(予算の目的)

第10条 予算は、明確な事業活動に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の作成)

第11条 士会の事業計画と予算は、毎会計年度開始前に作成し、理事会の承認を得て会長が定める。

2 前項の事業計画及び予算は、電子広告及び会報により掲載する。

(予備費の計上)

第12条 予測し難い支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができるものとする。

(予算の流用)

第13条 予算の執行にあたり、会長が特に必要と認めた時は、科目相互間において流用することが出来る。

(予備費の使用)

第14条 予備費を使用する必要がある時は、会長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第15条 予算の補正を必要とする時は、会長は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

第16条 この規程において金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2 現金とは、通貨のほか随時に通貨と引換えることが出来る証書をいう。

3 手形及び有価証券は金銭に準じて扱う

(出納担当者)

第17条 金銭の出納、保管に関しては、出納担当者を置くものとする。

2 出納担当者は財務部長が任命する。

3 財務部長は、出納担当者が行った出納処理に間違いがないか定期的に検査するものとする。

(預金及び公印管理)

第18条 預金の名義人は、会長とする。

2 出納に使用する印鑑は、公印規程に従う。

3 金融機関との取引を開始し、又は廃止する時は、会長の承認を得なければならない。

(手許現金)

第19条 出納担当者は、日常の現金支払に充てるため、必要最小限の手持ち現金をおくことができる。

(残高照合)

第20条 出納担当者は、現金残高を毎月出納簿の残高と照合しなければならない。この場合において、差額のある時は、速やかに財務部長に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 固定資産

(定 義)

第21条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価格が20万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価格)

第22条 固定資産の取得価格は、次による。

(1) 購入にかかるものは、その購入価格及びその付帯費用

(2) 建設にかかるものは、その建設に要した費用

(3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価格

(4) 贈与によるものは、その時の適正な評価額

(固定資産の管理)

第23条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動について記録し、移動、毀損、滅失のあった場合は財務部長に報告しなければならない。

(登記及び担保)

第24条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれがある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

第6章 決 算

(決算書類の作成)

第25条 士会は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び決算書類を作成しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

(監査及び報告)

第26条 前条の決算書類は、監事の監査を受け、総会の承認を得た後に、事業報告書とともに主務官庁に報告する。

(改 定)

第27条 本規程を改定する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

(附 則)

1. この規程は、平成24年4月22日より施行する。
2. この規程は一部を変更し平成28年8月25日より施行する。

臨時職員就業規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人富山県理学療法士会（以下「士会」という）に雇用される臨時職員の就業に関する事項を定める。この規則に定めのない事項については、労働基準法及びその他の法令による。

(臨時職員の定義)

第2条 この規則で臨時職員とは、次の者をいう。

(1) 短時間労働者

(遵守義務)

第3条 臨時職員は、この規則並びに業務上の指示命令を遵守して、士会の発展と充実に寄与しなければならない。

第2章 人事労務

(採用及び試用期間)

第4条 臨時職員の採用は、就職を希望する者のなかから、下記の書類及び面接により採用するものとする。

(1) 履歴書（身上書に写真を貼付）

2 新規に採用する者については、採用から1ヶ月以内を試用期間とし、試用期間後に勤務を継続することが不相当と判断された場合には、採用を取り消す場合もある。

(提出書類)

第5条 採用された者は、入職日から2週間以内につきの書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 身元保証書

2 上記書類は、期間内に必ず提出し、記載事項に変更が生じた場合には、士会会長に届出なければならない。

(退 職)

第6条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職するものとする。

(1) 死亡したとき

(2) 契約期間が満了したとき

(3) 退職申出が承認されたとき

(4) 第7条の規程により解雇されたとき

(解 雇)

第7条 士会は、臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは解雇することができる。

(1) 精神または身体に障害を生じ、もしくは虚弱、疾病のため業務に耐えられないと認められたとき

(2) 勤務の状態がはなはだ悪いとき

(3) 業務上の指示命令に従わないとき

(4) 士会の運営上の理由により臨時職員の必要を認めなくなったとき

(5) 士会の名誉及び信用を失墜させたと認められたとき

(6) その他上記各号に準ずる理由のあったとき

(解雇予告)

第8条 士会は、前条による場合は、30日前に予告するか、または、30日分の平均賃金を支払って解雇することができる。

(貸与物返還)

第9条 臨時職員は、退職または解雇されたときは、直ちに、士会から貸与を受けているものを返還しなければならない。

第3章 服務規律

(業 務)

第10条 臨時職員は、事務部長の指揮、監督を受けて、その業務を遂行する。

(遵守事項)

第11条 臨時職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 上司の命令または許可を得ずに行動しないこと
- (2) 士会の名誉または信用を傷つけないこと
- (3) 士会の業務上の機密事項または不利益となる事項を他者に漏らさないこと
- (4) 職務上の権限を越えて濫用してはならないこと
- (5) 職務上の地位を利用して自己の利益を図ってはならないこと

(勤務時間)

第12条 臨時職員の所定労働時間は原則として1日につき8時間未満、1週間につき20時間未満とし、個別に臨時職員労働契約において定める。

- (1) 始業、就業の時刻及び休憩時間は、労働契約に明示する。
- (2) 前項の時刻は、士会の都合により繰り上げまたは繰り下げることがある。

(超過勤務)

第13条 予定の業務が時間内に終了しない場合及びやむを得ない理由がある場合、時間外または休日に勤務をさせることがある。この場合超過勤務手当を支給するか、または振替休日を与える。

(休憩、休息)

第14条 休憩、休息は原則として次のとおりとする。

- (1) 労働時間6時間以下の者は、ないものとする。
- (2) 労働時間6時間超、8時間以下の者は、45分とする。但し労働基準法に従うものとする。

(休 日)

第15条 臨時職員の休日は次のとおりとする。ただし、この間は無給とする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝祭日
- (4) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(年次有給休暇)

第16条 年次有給休暇は、労働基準法の定めるところによる。

(出・退勤)

第17条 出・退勤時には、出勤簿を記載しなければならない。

(遅刻・早退)

第18条 やむを得ない事情により遅刻、早退、外出をするときは、必ず事務部長の許可を受けなければならない。

第4章 賃 金

(賃 金)

第19条 臨時職員の賃金は、職務内容等を勘案して、各人ごとに労働契約において定める。

(支払日)

第20条 賃金の計算期間は前月21日より当月20日までとし、毎月25日に支払う。

(控 除)

第21条 賃金の支払いに際しては、所得税、地方税、社会保険等法令に定められた金額を控除する。

(基準外賃金)

第22条 法定時間を超える勤務時間分については、労働基準法の定めにより超過勤務手当等割増金を支給する。

- 2 通勤手当では、鉄道またはバスを利用する場合のみ実費を支給する。ただし、短時間労働者には支給しない。

(賞 与)

第23条 臨時職員の賞与は次の通りとする。

- (1) 短時間労働者には、支給しない。
- 2 臨時職員の賞与支給日は、職員の賞与支給日とする。

(退職金)

第24条 臨時職員には、退職金は支給しない。

第5章 雑 則

(社会保険の加入)

第25条 士会は、臨時職員について、法令に定められた基準に達したときは、遅滞なく加入の手続をとる。

(安全、衛生、災害防止)

第26条 臨時職員は、安全、衛生に関し常に留意し、士会事務局内の安全保持及び衛生、清潔に関しその必要を認識し行動する。特に災害防止には、消火器、非常ベルの位置、使用方法を心得て実践できるようにしておかなければならない。

(改 定)

第27条 この規則は、理事会の議決を経なければ改定することができない。

(附 則)

この規則は、平成24年4月22日から施行する。

旅 費 規 程

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県理学療法士会（以下「士会」という）の会務のため旅行する役員等に対して支給する旅費及び必要経費（以下「旅費」という）について定める。

(支給の対象)

第2条 会務遂行のために必要とする次の会議等を対象として支給することができる。

- (1) 公益社団法人日本理学療法士協会が開催する役員会議
- (2) 他県での士会に関わる役員会議
- (3) その他、会長が必要と認めたもの

(旅費の計算)

第3条 旅費は経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし会務の都合または天災、その他やむを得ない事情で経路の変更があった場合は、その経路による。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は交通費、宿泊費及び日当とする。

- 2 前項の支出は会長の命により、種類を定め支給する。

(取扱いの特例)

第5条 旅費の取扱いにおいて、この規程によることができないものについては理事会で処理する。

(規程の改定)

第6条 この規程は、理事会の議決を経なければ改定することができない。

(旅費、並びに士会負担の残業食事代等)

第7条 所用を帯びて出張する場合は下記により旅費を支給する。

- (1) 日当は下記金額とする。日当と重ねて出張者の食事代を請求することはできない（交際食事を除く）。出張の際の出張者本人の昼食食事代金については、本人の日当より支弁する。
1日 2,000円 半日 1,000円

(附 則)

1 この規程は平成24年4月22日より施行する。

公印管理規程

(趣 旨)

第1条 一般社団法人富山県理学療法士会の公印の取り扱いについて定めるものとする。

(種 類)

第2条 公印の名称、通称、基準形状、寸法及び保管者は、以下に示すとおりとする。

2 一般社団法人富山県理学療法士会代表理事之印

(登録印：丸印：直径18mm：会長)

3 一般社団法人富山県理学療法士会印

(法人認印：方形：25mm：事務局長、学術局長、教育局長、職能局長、公益事業局長、事務部長)

4 富山県理学療法学会学術大会長之印

(学術大会長之印：方形：24mm：学術大会準備委員長)

5 富山理学印

(銀行印：丸印：直径13mm：財務部長)

6 保管者は、その事務を部員・事務職員に委任できる。

(保管管理)

第3条 公印は、保管場所以外に持ち出して使用してはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規程により保管場所以外に持ち出して使用しようとするときは、第2条の規程により公印を保管する者（以下「保管者」という）の承認を得る。

3 保管者は、公印を常に堅固な容器に納め、勤務時間外、週休日及び休日にあっては封印又は施錠し、不正に使用されることのないようにしなければならない。

(公印台帳)

第4条 事務局長は、公印台帳（様式第1）を備え、すべての公印について作成若しくは改刻又は廃棄等の都度必要な事項を登載しなければならない。

(作成及び改刻)

第5条 公印を作成し、又は改刻しようとするときは、事務局長の合議を経て、会長の決裁を得なければならない。

2 保管者は、保管する公印について、公印台帳登載事項に異動を生じたときは、速やかに理由を付して事務局長に届け出なければならない。

(廃止及び廃棄)

第6条 改刻その他の理由により使用しなくなった公印（以下「廃印」という）は、公印使用廃止届（様式第2）をつけて事務局長に引き継がなければならない。

2 引継ぎを受けた廃印は、使用を廃止した日から5年間保存しなければならない。

3 前項の保存期間を経過した廃印は、焼却又は裁断の方法により廃棄しなければならない。

(使 用)

第7条 公印を使用しようとする者は、必ず使用簿（様式第3）その他の証拠書類を添えて保管者に申し出なければならない。但し、銀行印については、この限りでない。

2 保管者は、前項の規程により公印使用の申出があったときは、使用簿その他の証拠書類と対照審査し、相違ないことを確認の上、公印を押し、使用簿に認印を押さなければならない。

3 保管者は、前項に規程する審査及び公印を押し事務をその指定する所属員に行わせることができる。

4 公印の押印は、朱肉により行うものとする。

(公印の印刷)

第8条 公印は、特に必要があるときは、押印に代えてその印影を印刷することができる。

2 保管者は、公印の印影を印刷した文書を厳重に保管し、その受払状況を常に明らかにしておかななければならない。

(印刷の拡大縮小)

第9条 前条の場合において、必要があるときは、当該印刷を拡大又は縮小することができる。

(報告義務)

第10条 保管者は、公印に盗難、紛失、偽造又は変造等の事故があったときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

(附 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

公印使用規程

(目 的)

第1条 公印の使用例を示すことにより、その取り扱いを適正なものとするにある。

(登録印使用区分)

第2条 登録印は、以下に示す書類等を使用する。

- 2 契約書類 (損害・傷害保険契約書、売買契約書、賃借契約書、業務提携契約書など)
- 3 公的届出書 (事業開始届出書など)
- 4 その他、登録印が必要とされる書類

(法人認印使用区分)

第3条 法人認印は、以下に示す書類に使用する。

- 2 公文書 (「富理会発」で管理される公文書・委嘱状など)
- 3 公示文書 (選挙・総会などの公示)
- 4 証明書 (士会長が発行もしくは連記される証明書など)
- 5 賞状 (表彰状、感謝状など)
- 6 その他、会之印が必要とされる書類 (領収書、預り書など)

(学術大会長印使用区分)

第4条 大会長印は、以下に示す書類等を使用する。

- 2 公文書 (「富学大」で管理される公文書など)
- 3 その他、大会長印が必要とされる書類 (大会受領の領収書、預かり書など)

第5条 銀行印は、以下に示す書類等を使用する。

- 2 銀行口座を開設する際の届出書類
- 3 普通預金、当座預金、定期預金など、預貯金関係全般の書類

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

(附 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

公文書発行管理規程

(目 的)

第1条 公文書作成にあたり、その性質ならびに公印の適正な取り扱いについて規程することを目的とする。

(文書の種類)

第2条 公文書の種類は、以下に示すものとする。

1 公示文書

(1) 告示 定款等で公示する旨規程されている事項又は権限に基づいて決定若しくは処分した事項を一般に知らせるもの

2 契約文書 売買、交換、使用貸借、賃貸借、請負、委任その他の契約に係る契約書、協定書、覚書、請書、委嘱状その他これらに類するもの

3 普通文書 次に掲げるものについて作成する文書

(1) 照会 一定の事項を問い合わせるもの

(2) 回答 問い合わせに対し、一定の事項を知らせるもの

(3) 申請又は願い 許可等を受けるため一定の事項を申し出るもの

(4) 通知 一定の事実、処分又は意思を特定の相手方に知らせるもの

(5) 報告 一定の事実、経過等を相手方に知らせるもの

(6) 依頼 一定の事項を頼むもの

(7) 協議 一定の事項を相談するもの

(8) 届出 一定の事項を届け出るもの

(9) その他

4 賞状等 次に掲げるものについて作成する文書

(1) 表彰状 一般の模範となるような個人又は団体の行為をたたえてこれを顕賞するもの

(2) 感謝状 事務又は事業を遂行するに当たり積極的に援助し、又は協力した者に対し、感謝の意を表わすもの

5 証明書 個人又は団体からの願いや申出に基づき、権限内で特定の事実、法律関係等を公に証明するために発するもの

6 前各号に掲げる文書以外のもの

(公印省略)

第3条 以下に示す文書は、(公印省略)と記することにより捺印を省略できるものとする。

1 「富理会発」「富学大」で管理される公文書のうち、宛先が会員である文書

2 公示文書で、宛先が会員である文書

3 宛先の如何に関わらず、公文書が普通文書のうち報告文書・通知文書の場合

(控 え)

第4条 公文書は、控えを一部作成して管理する。

2 公文書は、控えを印刷保管もしくは書換不可能なPDFファイルのいずれか一方で管理する

(保 存)

第5条 公文書の発行に関する控え書類は、事務局にて5年間の保存管理する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

(附 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

謝金・手当の支払い基準に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人富山県理学療法士会（以下、「本会」という。）の事業に伴う各種謝金・手当の支払いに準用する基準を示すものである。

(謝金の定義)

第2条 謝金・手当とは、本会事業を実施する上で、別表に定める各項に協力した者に対して、その対価として支払われる金銭をいう。

(適用の範囲)

第3条 この規定に示す基準は、本会が実施するすべてに適用する。ただし、特別講演等、特別の配慮を要するものについては除外する。また、役員が本会主催事業において役職名で活動するものは謝金支払いの対象としない。

(謝金の基準額)

第4条 謝金の基準額は、別表の範囲内とする。なお、旅費等については、本会の旅費規程を準用して報酬に加算して支給するものとする。

(委任)

第5条 この規定に提示のない事項については、理事会の申し合わせによる。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

(附則)

- この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は一部を変更し平成30年10月1日より施行する。

(別表)

講師謝礼金	教授クラス	准教授・講師クラス	その他
医師（90分）	55,685円	33,411円	22,274円
医師以外（90分）	33,411円	22,274円	11,137円
士会員（90分）	11,137円	11,137円	11,137円

※最低1コマ（90分）分の謝金は支払うものとする。
 ※講演時間数は1コマを90分とし、90分未満は切り捨てる。
 ※実技指導の場合は、基準額の50%とする。
 ※2コマを越える（2コマ以上）時間数については、基準額の50%とする。
 ※アシスタント（助手、予め専任されたモデル）は、役職に関わらず1コマ4,000円とする。（2コマ以上については、基準額の50%。）

日当	4時間未満	4時間以上	事業運営の作業、また士会旅費規程で対象とする会議の出席。
	1,000円	2,000円	
事務作業手当	790円/時間		議事録、公文書、会計書類などの作成。会員管理システム、ホームページなどの運用。

個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県理学療法士会（以下「本会」という。）における個人情報の保護について、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」及び本会「個人情報の保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取り扱いに関して本会の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）

(2) 個人情報データベース等

個人情報データベースとは、特定の個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、容易に検索可能な状態においているものをいう。紙媒体、電子媒体の如何を問わない。

(3) 個人データ

個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

本人とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。本人が未成年者の場合はその保護者。（以下、「本人等」とう。）

(5) 役職員

役職員とは、理事、監事及び職員等の本会の組織内にあつて直接間接に本会の指揮監督を受けて本会の業務に従事している者をいう。

(6) 個人情報管理責任者

個人情報管理責任者とは、個人情報の取り扱いに関して、総合的な管理及び責任を負う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

- 2 各種委員会委員及び本会の事業において委嘱又は依頼を受けた者が、本会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。
- 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該当事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 本会においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏えいしたり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責任を負う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

- 2 本人等から個人情報を取得する場合には、本人等に対して、個人情報の利用目的等を通知し、本人等の同意を得なければならない。

(個人情報の利用)

第6条 個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、本会の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

(個人情報の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、本会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること。

(2) 個人情報の保護に関し、この規程と同様以上の規定を有し、かつその適正な運用及び監視がなされていること。

(3) 本会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること。

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、本会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性の確保)

第8条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏えい、滅失又は毀損の防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取り扱う役職員に遵守させなければならない。

(役職員の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報を取り扱う役職員に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報の消去及び廃棄)

第11条 保有する必要がなくなった個人情報については、直ちに当該個人情報を消去又は廃棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の消去又は廃棄を行うに当たり、消去又は廃棄の日、消去又は廃棄した個人情報の内容及び消去又は廃棄の方法を書面に記録し、これを本会文書管理規程に定める期間、保存しなければならない。

(個人情報漏えい事案等への対応)

第12条 役職員は、個人情報が外部に漏えいしていることを知った場合又はその可能性があると判断した場合には、個人情報管理責任者に直ちに報告しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、報告を受けた情報の事実確認を行い、漏えいの事案が発生又はその可能性が疑われる場合は、速やかに会長に報告するとともに、漏えいの拡大を阻止するような対策を講じなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実確認の結果、個人情報が外部に漏えいしていることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を、会長、影響を受ける可能性のある本人等及び関係機関等に報告し、必要に応じて公表しなければならない。

(1) 漏えいした情報の範囲

(2) 漏えい先

- (3) 漏えいした日時
- (4) その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談のうえ、当該漏えいについて具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第14条 本人等から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対し通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第15条 本会が既に保有している個人情報について、本人等からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人等又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第16条 本会の個人情報の取り扱いに関する分掌は事務局総務担当とし、苦情の窓口は本会事務所とする。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。
- 3 個人情報管理責任者は、適宜、会長に苦情の内容について報告するものとする。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(附 則)

1、この規程は、平成31年2月26日から施行する。

倫理綱領

一般社団法人 富山県理学療法士会

序 文

一般社団法人 富山県理学療法士会（以下、「本会」という。）は、会員が社会において信頼される人間となること、さらには、それを基盤として職能団体としての本会が公益に資することを目的として、「倫理綱領」を定めた。

会員と本会が相互の役割を果たす中で一体となって、より良い社会づくりに貢献することを願うものである。

一、理学療法士は、全ての人の尊厳と権利を尊重する。

一、理学療法士は、国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、家柄、社会的地位、年齢、性別などにかかわらず、全ての人に平等に接する。

一、理学療法士は、対象者に接する際には誠意と謙虚さを備え、責任をもって最善を尽くす。

一、理学療法士は、業務上知り得た個人情報についての秘密を遵守し、情報の発信や公開には細心の注意を払う。

一、理学療法士は、専門職として生涯にわたり研鑽を重ね、関係職種とも連携して質の高い理学療法を提供する。

一、理学療法士は、後進の育成、理学療法の発展ならびに普及・啓発に寄与する。

一、理学療法士は、不当な要求・収受は行わない。

一、理学療法士は、国際社会の保健・医療・福祉の向上のために、自己の知識・技術・経験を可能な限り提供する。

一、理学療法士は、国の動向や国際情勢を鑑み、関係機関とも連携して理学療法の適用に務める。

平成31年2月26日制定

懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県理学療法士会（以下、「本会」という。）会員の懲戒処分につき必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒委員会設置)

第2条 本会に懲戒委員会を置く。

(組織)

第3条 委員会は、複数の性を含む次の7名により構成する。

- (1) ブロック代表会長もしくはブロック代表会長経験者とし、北海道・関東甲信越・近畿・四国、東北・東海北陸・中国・九州の2グループから4年に1度交互に各ブロックから1名ずつ選出される4名
- (2) 理事会が推薦する会員2名
- (3) 倫理委員会委員長

2 委員長は、倫理委員会委員長が兼務し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 委員長は、懲戒委員に対する研修の機会を設け、裁定結果に偏りがないよう最大の注意を払うものとする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 任期は第3条第1項に定める通りとし、前項の規定にかかわらず、裁定中の事案がある場合、担当する委員の任期を、当該事案に関わる裁定が終結する日までとする。

(委員会開催)

第6条 委員長は、会長からの諮問を受けて懲戒委員会を開催し、裁定結果を180日以内に会長に答申する。

- 2 懲戒委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、懲戒対象者から意見を聴かなければならない。
- 4 裁定による懲戒処分は、全員一致を原則とする。

(非公開)

第7条 懲戒委員会の内容は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 懲戒委員は、この規程に基づく調査及び審議により知り得た内容を他に漏らしてはならない。退任後においても同様とする。

(懲戒処分の審査)

第9条 懲戒委員会は、懲戒について必要な審査をする。

(懲戒の種類)

第10条 会員に対する懲戒は、次の4種とする。

- (1) 嚴重注意
- (2) 戒告
- (3) 会員権利の2年以内の停止
- (4) 退会勧告（従わない場合は、会員権利6年以上10年以内の停止とする。）

(懲戒処分の量定)

第11条 懲戒処分に該当する事由が認められるときは、第10条の4種のいずれかの処分がなされる。

(事案の報告)

第12条 都道府県理学療法士会会長は、所属会員の懲戒事由が発生したときは、速やかに本会会長に報告する。

(事案の諮問)

第13条 本会会長は、懲戒の事由があると思料するときは、懲戒委員会に諮問する。

(懲戒処分の告知)

第14条 懲戒委員会が懲戒処分の裁定をしたときは、本会会長は被処分者に対し、懲戒処分書及びその理由書(以下、「処分書等」という。)を交付して告知する。被処分者の所在不明、受領拒否等により処分書等を交付できないときは、公示送達の方法によりこれを告知する。

(懲戒処分の効力)

第15条 懲戒処分は、告知のときに効力を生ずる。

(懲戒処分の通知)

第16条 懲戒処分のあったときは、本会会長は理事会へ報告するとともに、被処分者の所属する都道府県理学療法士会会長に対し、処分書等の写しを交付して通知する。

2 懲戒処分に該当しない場合も、事案報告があった都道府県士理学療法士会会長へ経過報告する。

(権利の回復)

第17条 権利の回復は、以下のとおりとする。

(1) 第10条3号に該当する会員は、懲戒の期間を満了したとき、速やかに会員としての権利を回復する。ただし、権利停止期間中における会員としての利益享受の遡及は認めない。

(2) 第10条第4号により退会したものは、退会后5年を過ぎれば再入会を認めるものとする。

(公表)

第18条 本会会長は、社会的に影響が大きいと判断される事案については、電子公告により公表する。

(異議申立)

第19条 懲戒処分に不服のある被処分者は、告知の日から14日以内に文書により本会に対し、異議の申立をすることができる。

(その他)

第20条 この規程に定めのない事項については、理事会の承認を経て、懲戒委員会が定める。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃にあたっては、理事会の承認を必要とする。

(附則)

1 この規程は、平成31年2月26日から施行する。

編 集 後 記

記念誌の発行がやっとできました。当初考えていた内容よりボリュームが増えました、コロナで集まれなかった事もあり編集作業が遅れてしまいました。編集を通して先輩方の苦勞がひしひしと感じられました。編集委員の皆様はじめご協力下さった方々ありがとうございました。

柴田 浩之

50周年という大きな節目の記念誌の編集に携わらせていただくことができ光榮です。編集を通して富山県理学療法士会の50年間の歴史、諸先輩方の様々な功績や県士会に対する熱い思いを知ることができました。

上野 昭平

編集委員として、富山県士会に貢献されてきた先生方の対談を生で拝聴させて頂くことができました。貴重な経験になったと感じています。対談に参加された先生方、そして編集委員の皆様、お疲れ様でした。

高田 美津雄

今回の編集委員を通じ、県士会50年の歴史を知る機会となりました。大変なご苦勞の上に、今の自分があることを認識し、更なる県士会の発展に寄与できるよう、研鑽を続けたいと思います。

田中 正康

50周年を迎え富山県理学療法士会は、会員数が千人を超えた。後世では、この50年間は理学療法士の大量増員時代であったと振り返られるかもしれない。次の50年は、どのような時代となるのか？

中村 拓人

編集委員の活動で印象に残っていることは、座談会の運営です。私は理学療法士5年目で、臨床経験も社会人経験も少なく、このような貴重なお話を聞くことや座談会の運営など全てが初めてで非常に印象強く心に残っています。運営の会議通りにことが進んでいくことが嬉しく思えました。

このような貴重な経験をさせていただきありがとうございました。編集委員の皆様、力不足ではありましたが皆様に少しでも貢献できましたこと嬉しく思います、ありがとうございました。

野竹 竜生

富山県理学療法士会50年史

発行：一般社団法人 富山県理学療法士会
事務局：〒936-0023 富山県滑川市柳原149-9
富山医療福祉専門学校 理学療法学科内
発行日：令和6年3月
発行責任者：酒井 吉仁
編集責任者：柴田 浩之
印刷：障害者支援施設 志貴野苑